

平成24年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成24年12月中川村議会定例会議事日程(1)

平成24年12月10日(月) 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第2号 平成24年度中川村一般会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第3号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第7 議案第4号 平成24年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)

日程第13 一般質問

7番 湯澤賢一

- (1) 一般的には国旗・国歌(君が代)が組み合わせて論じられる。村長は国旗について多くの発信をしているが、村民にはとまどいもある。村民の論議が深まるように、村長の考えを質問する。
(2) 2期目の村長の任期が、余すところ4ヶ月あまりとなった。来年4月に予定されている次期村長選挙への立候補をどう考えているか。
(3) 上伊那広域連合が検討している常備消防の広域化について、村長は副連合長としてどう考えているか。

4番 山崎啓造

- (1) 日本で最も美しい村連合に加盟して4年が経過しましたが、中川村はどのように変わったのでしょうか。

8番 柳生仁

- (1) 高齢者に23価肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を
(2) 村の観光、イベント、施設について

5番 村田豊

- (1) 25年度の新たな事業取り組みについて
各課ごとの新年度での新規事業への取り組みは、どのような概算計画と予算希望が上げられていますか。

6番 大原孝芳

- (1) 庁内での女性管理職登用をどのように進めますか。
(2) 村内で、再生可能エネルギーの事業展開が行われる場合、行政としてどのような対応が考えられますか。
(3) 子供のインフルエンザ予防接種の費用助成ができませんか。

出席議員(10名)

- 1番 中塚礼次郎
2番 高橋昭夫
3番 藤川稔
4番 山崎啓造
5番 村田豊
6番 大原孝芳
7番 湯澤賢一
8番 柳生仁
9番 竹沢久美子
10番 松村隆一

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 村長 | 曾我逸郎 | 副村長 | 河崎誠 |
| 教育長 | 松村正明 | 総務課長 | 宮下健彦 |
| 会計管理者 | 宮澤学 | 住民税務課長 | 北島眞 |
| 保健福祉課長 | 玉垣章司 | 振興課長 | 福島喜弘 |
| 建設水道課長 | 鈴木勝 | 教育次長 | 座光寺悟司 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 中平千賀夫
書記 松村順子

平成24年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成24年12月10日 午前9時00分 開会

○事務局長
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長
おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成24年12月中川村議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
ここで村長のあいさつをお願いします。

○村長
平成24年12月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走に入り、また、今週末には衆議院選挙の投票という慌ただしい日程の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
さて、あの東日本大震災と東京電力福島第一原発の放射能災害から1年と9ヶ月がたちました。これから厳しい冬に向かうわけですが、被災した方々の生活は、穏やかさを取り戻す道筋が見えたとはまるで言えない状況で、将来の不安の中に置き去りにされたまま、不自由な避難先で厳寒に耐えねばなりません。
沖縄では、県民の強い反対の声にもかかわらずオスプレイが普天間基地に飛来し、密集する住宅や学校の上を約束違反のヘリモードで飛び交っています。
先日、米軍は、本格的運用に入ると発表し、本州、四国、九州でも低空飛行訓練が実施されようとしています。
長野県では、木曾御嶽、北アルプス、新潟・群馬との県境と続くコースが低空飛行訓練コースに決定されており、多くの方がオスプレイの重い響きを頭上から聞かされることとなります。
劣悪な就労状況に苦しむ若者も多く、国民の不安、心配の種が山積するままに衆議院が解散されました。
各党、党首の発言を聞くと、どうやら、原発の稼働を、また増やそうと考えている勢力もあり、活断層の可能性が指摘される大飯原発再稼働に続いてプルトニウムを混ぜて燃やす大間原発や瀬戸内海の上関原発の建設を進めようという動きも見られます。
憲法を改正し、日本を軍事力で事に当たる心ない普通に国に戻そうとする動き、また、セーフティーネットをさらにカットし、貧困問題を深刻化させる公約などが飛び交い、我が国の今後に大きな不安を感じざるを得ません。
特に、基礎自治体としては、道州制が、またもや公約にされていることも懸念いたします。道州制では、基礎自治体を300前後に減らすという強制合併がセットとして議論されてきました。道州制が実施されれば、中川村としての存続は不可能になるかもしれません。

我々有権者は、自分の1票がどのような国づくりへの投票になるのか、選挙後に何が進められることになるのか、じっくりと考えた上で、棄権することなく、参政権を行使せねばならないと考えるところであります。

さて、本定例会に付議いたしますのは、専決処分など報告が2件、中川村税条例の一部を改正する条例が1件、平成24年度中川村一般会計補正予算(第3号)など補正予算が3件であります。

何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げまして、議会開会のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

○議長
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、4番 山崎啓造議員及び5番 村田豊議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

○議会運営委員長
この際、議会運営委員長の報告を求めます。
それでは、過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。
まず、本定例会の会期についてです。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、12月10日から14日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号の条例議案につきましては、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いし、議案第2号から議案第4号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。
11日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。
一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

12日は委員会の日程としますので、陳情の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

13日は議案調査とします。
最終日の14日は午前9時30分から本会議をお願いし、条例及び規則改正の議員発議2件の上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

その後、陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上、今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたします。報告とさせていただきます。

○議長
お諮りいたします。
本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から14日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議長 「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る9月定例会において可決された一般国道153号の指定区間編入を求める意見書、TPP交渉参加表明断固反対に関する意見書、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書、オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書、住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情につきましては、議会会議規則第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第1号及び報告第2号について報告を求めます。

なお、報告第2号 中川観光開発株式会社の経営状況についての報告をしていただきますが、後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

報告を求めます。

○総務課長 それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されている事項について別紙のように専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

裏面をごらんをいただきたいと思えます。

専決第10号でございます。

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指令されている事項について次のように専決処分をする。

平成24年10月19日専決であります。

損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、道路の管理に係る損害賠償の額を次のように決定し、和解をするということでございます。

事故の発生日時は今年の8月23日、午後7時40分ごろであります。

事故の発生場所は、ここに記載されておりますとおり松川町元大島3818番地の2、松川町役場前の県道松川インター大鹿線と松川町道のロータリーのある交差点でござ

います。

相手方の方は、松川町の方で、氏名は記載のとおりでございます。

車輛につきましては普通乗用車でございます。

事故の概要についてですが、路線バス、中川村の路線バス、巡回バスを運行中、方向転換をするために松川町役場手前にありますロータリーのバス停で方向転換をして、優先道路であります松川インター大鹿線のほうに出て、右折をして戻る際に、安全確認を怠りまして、右側より進入してきた車輛と接触事故を起こしたというものでございます。

○振興課長 補償額につきましては、そこに書いてありますとおり3万3,374円でございます。

以上、報告をいたします。

それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき中川観光開発株式会社に係る第42期の営業報告及び決算並びに第43期の事業計画について報告するものでございます。

第42期は、東日本大震災後の観光業などの不要不急産業に対する消費意欲低下が続く、それに加え、社会保障と税の一体改革の先行き不透明感が消費者の財布のひもを固くし、売上高は、宿泊は前期比5.2%減、宴会部門は前期比4.9%減となりましたが、入浴や食堂など、その他の部門は前期比1.3%増となったものの、総売上高では前年比96.9%となってしまいました。このような厳しい状況の中、経常利益を27万4,000円確保し、税引き後も辛うじて黒字を確保しました。

運営面では、食材の地元産食材への移行がさらに進んでおります。

農産物事業につきましては、2年間の取組結果をもとに、今後の可能性、方向性をまとめるべく協議を重ねてまいりましたが、事情により継続とはならず、この事業からの撤退となりました。

さらに、43期におきましては、震災や社会不安、経済情勢だけでなく、宿泊業界の中での低価格旅館に人気が集まる中、宿泊部門の苦戦は避けられない状況が続きますが、宿泊プランのバリエーションの充実により売り上げの減少に歯どめをかけるとともに、顧客満足度は継続して、より深いものを目指し、地産地消的な考えを売店にも拡大し、費用対効果の高い宿、もう一度訪れたい宿とじていただけるよう努める事業計画が総会で確認されております。

村といたしましても、引き続き、この施設が村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう各方面からのご支援をお願い申し上げて、この場での説明とし、別紙詳細につきましては、席を改め説明させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長 報告第1号につきまして追加の説明がありますので、発言を許します。

○総務課長 先ほど報告第1号 専決第10号の中で間違った報告をいたしましたので訂正をさせていただきます。

道路の管理に係る損害賠償というふうに申し上げました。これは、道路ではござい

ませんで、車輛の運行上の問題で損害賠償を与えたということでございます。

訂正を、まず、させていただきます。

それから、もう1つ、今、議長に発言を許可をされましたので報告をさせていただきます。

6月の議会の湯澤賢一議員さんの一般質問答弁の追加の説明をさせていただきます。

6月12日開催の議会本会議場で湯澤議員さんの一般質問、非正規職員の待遇の改善に関してのご質問をいただきました。

答弁の中で、1年以上勤務経験のある臨時の職員につきましては年間35日分の一時金を支給しています。これは、労働基準法に定められたものではなく、村独自の支給である旨の答弁をいたしました。このことについて、もう少し正確に申し上げたいと思いますが、まず、一時金につきましては、村の一般職の職員と同等の勤務を要する臨時非常勤職員に支給をするということで支給をさせていただいております。それから、一時金につきましては、6月1日、それから12月1日に、それぞれ在職する臨時非常勤職員に対して、6月及び12月に村長が定める日に支給をするという形で支給をさせていただいておりますが、もう1つ。これが抜けておりましたが、一般職の職員と同等の勤務とは、雇用契約において一般職の職員の8割以上の勤務、1日6時間15分以上、週4日または月16日以上勤務をしているということで、内規で決めています。かつ6ヶ月以上の期間を単位に雇用されている場合ということでございます。村では、6ヶ月ごと、1年以上の長期の契約の臨時の方、パートタイムで働いていただく方がいるわけでありまして、常の状態といたしまして1日6時間を超える方もいらっしゃるわけでありまして、このパートタイム的な雇用の方については、一時金は支給をされていないということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

提案理由は、個人住民税の寄附金控除を拡充するため本案を提出するというものでございます。

3ページをごらんください。

3ページに改正の要旨を記入してありますので、それによって説明をさせていただきます。

今回の改正は、個人住民税の寄附金控除の税額控除の拡大というものでありまして、

関係条文を改正するものであります。

長野県は、個人住民税の寄附金控除を、これまで地方公共団体、いわゆるふるさと寄附金でありますけれども、と、それから共同募金会、日本赤十字社への寄附を控除の対象としておりましたけれども、国が税制改正によりまして所得税の控除対象寄附金を拡充をしました。ということで、県も、この所得税と同様に寄附金控除の対象寄附金も条例を指定ということに改正がされました。個人住民税も県と同様に、現在はふるさと寄附金、共同募金会、日本赤十字社への寄附金を控除の対象としております。こうしたことから、個人住民税も、民間が担う公益活動を推進する観点からも、県と同様に改正をしたいというものであります。

新しく対象とする寄附金につきましては、その四角に書いてありますけれども、所得税の寄附金控除の対象であります法人のうち県内に事務所、事業所を有するものに対する寄附金ということでありまして、その括弧内に書いてあります各法人であります。

もう1点は、県知事、県の教育委員会が所管する認定特定公益信託、いわゆる奨学基金でありますけれども、に対して支出された金銭ということでございます。

下の表をごらんいただくと、繰り返しでありますけれども、表の左側でありますけれども、これは所得税の寄附金控除でありますけれども、1から5まであります。1番は国または地方公共団体、2番につきましては公益法人、国立大学とか共同募金会、日本赤十字社であります。3番は特定公益増進法人でありまして、そこにあります独立行政法人以下、各法人であります。4番については一定の要件を満たす特定公益法人であります。5番については認定をしたNPO法人であります。これが、現在、所得税の寄附金控除の対象であります。

右側の表は、県と村が、県民税と村民税の対象とする寄附金でありまして、現在は、1番の県市町村に対する寄附金、いわゆるふるさと寄附金、2番目は、共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金が、現行では県民税と村民税の寄附金控除の対象でございますけれども、それに、網かけの部分でありますけれども、2の公益法人のうちの国立大学法人、3番の特定公益増進法人、それから、ここにも社会福祉法人も入りますので、社会福祉協議会等も、ここに含まれてきます。4番の一定の要件を満たす特定公益法人と、それから、5番のNPO法人でありますけれども、この法人につきましても、所得税と同様に、今回、村民税についても寄附金控除の対象としたいというものであります。

具体的な条文は、一番最後の4ページをごらんをいただきたいと思っております。

新旧対照表でありますけれども、第34条の7 寄附金税額控除の条項でありますけれども、右側の改正前の本文の1行目の法第314条の7第1項第1号及び第2号でありますけれども、これは、先ほどのふるさと寄附金と、それから、共同募金会、日本赤十字社の条文でありますけれども、これを削除をして、左側の改正後、この条文に変わって、次に変えます。削除した法第314条の7の文章以下の部分を第1号とし、(1)法314条の7第1項第1号、第2号に掲げる寄附金とし、それから、新しく第

2号を加えるということでありまして、ここに先ほど申した、3 新しく追加する法人等をここで記載し、県内に事務所、事業所を有する法人ということ、それから、信託に関する法律で、いわゆる県知事と教育委員会の認可をされた認定特定公益信託を加えるというものであります。

以上が改正の条文でありますけれども、施行については公布の日から施行し、それから、新しく拡大する第2号については平成25年度の個人住民税から適用をするということであります。

県も同様の改正を10月の議会で行いまして、来春の村・県民税の申告から一緒に扱いにして、改正をして、申告を受け付けていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより議案第1号についての質疑を行います。

○7番 (湯澤 賢一) (2)のAのところですが、「長野県内に事務所または事業所を有する法人または団体に対する寄附金」とあります。法人については、ここに詳しく、こういう法人だっていることが書いてあります。団体っていうのは、どういう団体なのかっていうことで、ここに出てくるのは、地方公共団体っていう言葉が出てきますが、地方公共団体は、自治法では法人になっておりますので、ここでいう団体というのは、どういう団体なのか、一般の、例えば、みんなで何かやろうとする実行委員会的な団体でもいいのかどうかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 今回、対象とする法人等につきましては、県からここに通知が来ておりまして、全体では469くらいの法人等があります。このうち団体というのを示しているのは、先ほど言った特定公益法人で、奨学基金の関係でありまして、具体的には、県の認可を得たということでありまして、公益信託みまき技術振興奨学基金、公益信託金子八郎奨学基金、こういった基金については対象とするということでありまして、そのほかは法人でありますので、この部分を指すというふうに考えております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の補正予算2件につきましては、

会計間の繰り入れ、繰り出し等もありますので、この際、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第5 議案第2号 平成24年度中川村一般会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第3号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

以上の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第2号 平成24年度中川村一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額であります。それぞれ2,790万円を追加し、総額を35億4,760万円とするものであります。

地方債の補正につきましては、第2表 地方債補正によるものでございます。

7ページをごらんください。

歳入であります。国庫支出金、民生費の国庫負担金であります。207万1,000円の減額であります。

大きなものは、児童福祉費の負担金ということで子ども手当の負担金の減額であります。国・県・村の負担割合の変更に伴いまして国の負担金が減額となります。

社会福祉費負担金につきましては、保険基盤安定国庫負担金が額の確定による増額で32万7,000円でございます。

国庫補助金全体で910万6,000円の増額であります。このうち土木費国庫補助金につきましては387万円の増額であります。社会資本整備総合交付金の追加によるものと、事業の進捗状況によりまして差し引きをし増額となるものであります。村道新設改良事業につきましては、村道大草桑原線の災害防除の対策事業ということで、追加で460万円、橋梁維持管理費につきましては、橋梁長寿命化の計画策定事業の入札差金によりまして73万円の減額で、差し引きで387万円の増額であります。

次に消防費の国庫補助金は523万6,000円の皆増でございます。経済危機対策地域活性化予備費にかかわります消防防災施設整備事業費補助金の内示がございまして、2基の耐震性貯水槽を設置するための補助金を計上いたしました。

委託金は584万5,000円で、総務費委託金であります。12月16日執行の衆議院議員の総選挙費の委託金でございます。

8ページであります。17款 県の支出金であります。

民生費の県の負担金は364万7,000円です。子ども手当負担金につきましては、負担金の割合に伴いまして県分が増額となっております。

社会福祉費負担金につきましては、保険基盤安定県負担金で、額の確定によるものであります。

県の補助金22万8,000円の減額で、総務費の県の補助金が6万9,000円の減額であ

ります。説明欄にございますように、3事業の間での調整による減額でございます。

民生費の県の補助金の22万5,000円、うち農林水産業費の県の補助金は38万4,000円でございますが、県の内示額変更に伴う減でございます。行政のほうで入れることを予定しており、実施をしたところでありましたが、カキむき機導入にかかわる分の農業施設管理事業、また、農業振興事業ではカキ生産組合に対する補助の増額ということの差し引きによるものであります。

委託金は1万8,000円で、総務費委託金で指定統計費の追加でございます。

9ページの財産収入でございますが、財産貸付収入24万円でございます。四徳の馬場入沢の村有地、県道西伊那線にございますが、ソフトバンクモバイルが基地局設置のために必要ということで土地を貸しつけるものでございます。面積につきましては約80㎡ということでございます。

不動産の売払収入は13万2,000円であります。土地の売払収入で、法定外公共物、旧の道路敷きでございますが、個人の方への売り払いということで、譲渡面積は55.86㎡でございます。

次に10ページ、寄附金でございますが、消防費の寄附金につきましては145万円、防火水槽工事費分で、中組、柏原地区からのものでございます。

ふるさと応援寄附金は10万円であります。ふるさと応援寄附金として、飯沼出身で東京にお住いの小林弘和さんからいただいたものでございます。

11ページ、諸収入でございますが、預金利子、端数調整のために6万1,000円を預金利子として見込みました。

12ページは村債でございますが、村債につきましては4ページをごらんいただきたいと思ひます。

第2表の地方債の補正のほうで説明をさせていただきます。

追加であります、起債の目的は、耐震性貯水槽建設事業に一般補助施設整備等事業債920万円をおこすものでございます。

変更であります、過疎対策事業債の村道整備事業葛北柳沢線の4,500万円を限度額4,650万円に変更するものでございます。

以下、記載をしてあります事業の限度額をそれぞれ事業の進捗状況に合わせて、総額では40万円増額変更するものでございます。

13ページのほうをお願いいたします。

歳出であります。

議会費であります、1万5,000円、旅費の追加で、議会運営委員1名の増加による旅費の追加でございます。

14ページをお願いいたします。

総務費であります。

一般管理費で207万4,000円の減額であります。育児休暇の取得期間の延長の希望がございまして、それに伴う人件費の減額であります。

次に文書広報費の電子化推進事業68万3,000円あります。村のホームページ再構

築事業、事務賃金ということで、緊急雇用で事業を実施してはりましたが、既に計上してあります安心・安全マップ活用の事業で行っていくこととし、その分を減額し、また、緊急情報等配信サービスにつきましては、利用者が当初見込みの500人から600人くらいに増える見込みということで増額をするものであります。

次に1つ飛ばしまして、村づくり事業であります、補正額は0円ありますが、緑の分権改革の調査事業であります。この事業の実施状況に合わせて各節間での調整を行うものでございますが、この中で、報償費18万円につきましては、獣肉活用を行う上で、解体処理、また、調理ができるまでの指導を受けるための必要ということで謝礼として計上をするものでございます。

また、19の負担金・補助及び交付金6万円ありますが、町村交流機構ビジネスセミナー、12月27日に予定をしておりますが、これへの参加負担金でございます。

次にバス運行事業でございます。15万円、巡回バスの修繕等であります。

次に衆議院議員の総選挙費584万5,000円あります。12月4日告示、12月16日執行の選挙のための報酬以下、必要額をそれぞれ計上するものでございまして、ごらんいただけたらと思ひます。

17ページ。

指定統計費であります。1万8,000円、平成25年10月1日実施の住宅・土地統計調査の実施に伴いまして、前年に基礎資料の収集が必要となるために、その費用を計上するものでございます。

18ページをお願いいたします。

民生費であります、社会福祉総務費167万4,000円、中川村社会福祉協議会福祉事業への補助であります、福祉活動専門員の人件費増による補助金の増額であります。

福祉医療費給付事業235万1,000円ありますが、10月までの給付額が当初の見込みより増えておまして、下半期の分を考えますと増額補正が必要ということで計上をさせていただいたものであります。

国民健康保険費231万6,000円は、国保会計への繰出金であります。

老人福祉費の介護保険事業であります、242万4,000円あります。育児休業取得職員の給与分の減額でございます。

次に19ページの老人福祉施設管理費であります、42万6,000円あります。いわゆり荘に設置をいたしましたストレッチャー式入浴装置で入札差金による減額でございます。

児童福祉費であります、208万円の増額であります。給付対象の児童数の増加に伴いまして増額をするものであります。

保育所費につきましては、修繕料及び備品購入ということでございます。

20ページをお願いいたします。

衛生費であります。

保健衛生総務費37万6,000円ありますが、育児取得の職員が早期復職によりまし

て職員手当等を必要とするために計上をするものであります。

保健事業 8 万 1,000 円であります。健康診査業務で、心電図検査、また、眼底検査受診者の増加により追加をするものであります。

予防事業 46 万 6,000 円あります。予防接種のワクチン代であります。予防接種法改正に伴いまして、新たな接種方式となりまして、4 種の混合ワクチン、不活化ポリオワクチンの購入をする経費でございます。

ごみ処理事業につきましては 43 万 5,000 円あります。印刷製本費、ごみガイドの修正のための印刷代 4 万 5,000 円あります。衣類の収集方法が平成 25 年度当初から変更になるために、今年度中に修正をしたいということで計上をいたしました。

また、紙ごみ回収袋につきましては、年度当初に配布をしたところありますが、雑紙回収で一定の効果があり、ごみの減量化が図られたことから、引き続き啓発のために作成をしたいとすものでございます。

委託料であります。資源ごみ収集委託業務につきましては、入札差金による減額であります。

21 ページの農林水産業費であります。農業振興事業 9 万 6,000 円あります。補助金でカキ皮むき機の導入補助金であります。当初、3 台を予定をしておりましたが、4 台ということになったことから、それぞれのカキ生産組合に補助をするものでございます。

林道管理事業 95 万 9,000 円あります。林道整備事業、緊急雇用事業で対応したいとすものであります。電子化推進事業、また、これから出てきます特別支援の教育補助員の配置の事業で不用額となる分を林道整備事業に充てるものでございます。内容としましては、支障木伐採が主な内容となっております。

22 ページ、商工費であります。

補正額はございませんが、地方消費者行政活性化事業の中で節間の組み替えを行うものでございます。

次に 23 ページ、土木費であります。

道路橋梁費全体では 642 万 7,000 円あります。道路橋梁総務費については 70 万円あります。この中で委託料、県道北林飯島線、裁判申請書類作成業務がございました。県道北林飯島線長い坂工区の道路改良事業施工区域内にあります買収対象土地で相続が進まないこと、その土地は以前に売却をされていたことから、買受人への登記をするための訴状提出の費用でございます。大動脈であります県道の改良ができないことは村にとっても大きな損失であります。村がかわって行うとすものでございます。

道路維持管理費 502 万円あります。

需用費で道路照明電気料、単価アップに伴いまして増額をするものであります。

以下、各事業で増額となっております。同様の理由でありますので、よろしくお願いたします。

15 の工事請負費で 500 万円あります。村道の維持工事、発注済み工事で増額変

更等あり、追加をするものでございます。

道路新設改良につきましては 455 万円の追加であります。事業の実施状況に合わせまして節間の調整を行うこと、中でも、工事請負費は過疎債事業 4 路線と社会資本整備総合交付金の大草桑原線防災事業で工事量の増加があること、また、支障物移転は電柱移転費などで、それぞれ費用を必要とするための増額でございます。

橋梁維持費は 384 万 3,000 円の減額であります。大きなものでは、委託料の 386 万 3,000 円の減額であります。橋梁の長寿命化計画策定は入札差金による減額でございます。

次に河川費で河川整備事業 124 万 5,000 円の追加であります。堂洞沢川、下平地籍の改修の実施設計を組む中で工事費に不足が生じたために増額するというのが主な内容であります。

都市計画費の公園整備事業は 79 万円の増額で、現場状況に合わせて、石積み、また、給水管布設の工事を必要となったことから増額補正をするものでございます。

次に住宅費 609 万円あります。住宅管理費であります。役務費につきましては、現在、建設中の中田島戸建て住宅の募集を新聞折り込みで行いたいということから、その手数料であります。

工事請負費につきましては、中組ハイツの床、壁、建具等の改修が必要となったための経費であります。

公営住宅修繕箇所の買い取りであります。当初、見込みが立たなかった床下の漏水、また、シロアリ駆除の対策が必要となりまして、県の住宅供給公社からの買い取り価格が上がるための追加でございます。

26 ページ、消防費でございます。消防施設事業 1,485 万円の追加であります。消防防災設備の設置事業補助金の内示があったことから、中組・柏原地区に耐震性貯水槽 40 t 級、円形の貯水槽であります。これを設置する工事費と土地の分筆登記の手数料でございます。

27 ページ、教育費であります。教育総務費 8 万 3,000 円あります。教育委員会事務局費については 6 万 6,000 円、教育委員会の公用車のガソリン代、また、学校給食センター運営事業につきましては 1 万 7,000 円で、負担金であります。放射性物質検査、食材分ということであります。これは、安全・安心のための学校給食環境整備事業実施要項によりまして公費負担とすることというふうにされたために、学校給食会計への負担金として納めるものでございます。

次に西小学校管理費 15 万 3,000 円あります。賃金としてあります特別支援教育補助金につきましては、人の入れかわりがありまして、この折に空白期間があり、この分を減額をするというものでございます。

次に 28 ページの中学校管理費 59 万 2,000 円あります。上半期を過ぎまして、管理にかかわる分等が不足するというので追加をするものでございます。

中学校教育振興費は、補正額はございませんが、節間での調整ということでございます。

男女共同参画事業 13 万 1,000 円は、アンケートの調査表の郵便料ということでございます。

文化施設管理事業につきましては、中川文化センター管理事業、天体観測施設、学習交流施設管理事業、それぞれで必要額を計上するという内容でありますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に 30 ページ、公債費でございます。

公債費 6,340 万 8,000 円であります。繰上償還を行いたいというものでございますが、ここ 2 年ほど起債の発行額が多くなっておりまして、起債残高も増えていることから、借入利率 1% 以上のものを対象に繰上償還を行い、将来負担の軽減を図るものでございます。1% 以上すべてではございませんが、額のきまりのよいものから拾い上げていきたいということでございます。

このうち公債諸費 200 万円につきましては、繰上償還を行うことにより発生をします保証金を 200 万円計上したものでございます。

31 ページ、予備費であります。収支の調整を図るために 7,711 万 2,000 円を減額し 6,719 万 2,000 円ということになります。

以下、給与費明細書、それから、36 ページの地方債の残高に関する調書ということでございます。36 ページの地方債の現在高に関する調書におきましては、左から 3 列目の前年度末現在高 35 億 4,257 万 9,000 円であります。今年度中に起債を起こす額が 4 億 5,000 万円余ということで、これが、全額、認められて、今年度の償還を行い、繰上償還を伴う償還を行っても、なお、今年度末では 35 億 8,268 万 6,000 円ということで、前年度よりは 4,000 万円ほどの起債残高の増額ということになるかと思っております。

以上、一般会計の説明とさせていただきます、特別会計については担当課長からご説明いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○保健福祉課長

続きまして保健福祉課に係る特別会計補正予算について説明をいたします。

議案第 3 号 平成 24 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）をお願いをいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 231 万 6,000 円を追加し、総額を 5 億 771 万 6,000 円とするものであります。

事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

最初に歳入ですが、5 ページをお願いをいたします。

繰入金 231 万 6,000 円は、一般会計からの繰り入れで、保険基盤安定の国・県負担金の確定による増額であります。

6 ページからの歳出ですが、2 款の保険給付費で 1 項の療養諸費 30 万円は、一般被保険者の療養費が増えているための増額であります。

7 ページの 11 款 諸支出金で償還金及び還付加算金 13 万円は、一般被保険者への保険税還付で、社会保険に加入した後も国保税を払っていたことへの償還となります。

8 ページの予備費 188 万 6,000 円で調整し、歳出の総額を 231 万 6,000 円とするも

のです。

○議 長 以上、よろしく申し上げます。

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに議案第 2 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 3 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 4 号 中川村水道事業会計補正予算（第 1 号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 それでは、平成 24 年度中川村水道事業会計の補正予算（第 1 号）について説明をさせていただきます。

予算書の 1 ページ、裏、裏面をごらんをいただきますと思いますが、今回の補正でございますが、きのう、きょうのこの天候からは、ちょっと考えられませんが、今年の夏は非常に高温で少雨でございました。沢入の浄水場については、表流水ということで、非常に苦勞をしたわけございまして、この南向地区への水を確保するために片桐地区から中組配水池へ送水量を増やしました。これらの関係によりまして、例年より電気料が非常に多く必要だったということが主な目的の補正でございます。

第 2 条であります。収益的収支の事業収益及び事業費用のそれぞれに 5 万円を追加をいたしまして、総額を 8,850 万円とするものでございます。

7 ページをごらんをいただきます。

収入の部でございますが、その他の営業収益に実績に応じまして開閉栓の手数料 5 万円を計上をいたしました。

裏の 8 ページ、支出のほうになりますけれども、営業費用では、原水及び上水の動

力費に 120 万円を追加をし、配水及び給水費は工事費を 40 万円削減し、動力費 60 万円、材料費 48 万円を追加をいたします。

総経費につきましては、手当、法定福利費、合わせて 36 万円を計上させていただきます。

また、これらに伴い予備費を 219 万円減額をいたしまして、全体の収支を調整するものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、お認めくださるようお願いを申し上げます。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 4 号は原案のとおりに可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を 10 時 20 分とします。

〔午前 10 時 07 分 休憩〕

〔午前 10 時 20 分 再開〕

○議 長

休憩前に引き続き会議を開催します。

日程第 8 一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

7 番 湯澤賢一議員。

○7 番

(湯澤 賢一) 私は、今定例会における一般質問で 3 問の通告をいたしました。

最初に、国歌、国旗についての考え方について私なりの考えを述べながら村長の考えを質問します。

6 月定例会及び 9 月定例会における一般質問で、村長が国旗に礼をしないことの認識についての質問がなされました。この国旗、国歌については、国民的な議論があり、村長としての発言としてマスコミの取り上げ方も大きく、村長、国旗国歌に関する記事が全国版においても、朝日新聞、中日新聞、週刊金曜日など、村長が取材に応じる、あるいは対談が掲載されるなどで、多くの影響力がある発信をしております。そうした各紙の取り上げ方は、どちらかといえば、村長の主張に好意的に思いますが、村民には戸惑いもあります。

一般質問で提起された質問の論点は、小中学校の入学式、卒業式で村長が国旗に礼

をしないのは愛国心に欠けるのではないかと、なぜ、公式の場で国旗・国歌法に定められた日章旗に礼をしない、君が代を歌わないのは、個人として、その考えはともかく、公人としての村長の立場では不穏当ではないか、さらに、そうした村のトップの姿を子どもたちに見せることの影響をどう考えるかとの 3 点に集約されると考えます。

この 3 点について、村長は、大変誠実に、懇切丁寧に、さまざまな角度から答弁されておりますが、国旗としての日章旗、国歌としての君が代について、国民の間にある違和感を村民が議論するのに、その問題の本質の入り口のところでとまってしまっているように思います。せつかく村長が正々堂々と村民に提起した問題を、この段階で終わらせるのはもったいないと考え、村民の間で、さらに議論が深まるように、改めて質問いたします。

先ごろ民俗資料館の特別展で村内に残されている、保存されている日中戦争、太平洋戦争の資料が展示されました。また、明治期からの兵事関係の資料が、全国的にもまれに見るほどの量が中川村には残されていることから、NHK の取材もあり、当時の村内のことを村民が知る機会がさまざまにありました。坂戸橋が NHK の取材から坂戸橋が舞台になっておりましたが、国旗に送られて出征し、中国や南方戦線で戦い、死ねば国旗によって迎えられる、国旗を先頭に他国の領土に攻め込み、戦争だから、当然に武器を持って殺し合う、NHK の番組の中で、本当にひどいことをしたという率直な感想を今にして述べられている、心からの勇気ある残念な言葉、特に、今の、今後の日本の歴史の中で絶対にあってはならないことでして、胸を打つものがありました。

太平洋戦争における加害者として、この日本を、近隣の被害者の国の方々は決して忘れておりません。身近な例では、テレビで放映されたいじめの問題で、かつていじめられっ子だったボクシングのチャンピオンが、「おれをいじめたことを彼らは忘れていいる。だが、おれは死ぬまで忘れない。」と言っていました。そうした今の日本人からは想像もできない残虐なことを、太平洋戦争において日本は近隣諸国にした、その加害者としての歴史を持っています。そのときの象徴は日章旗の国旗であり、君が代の国歌であります。なぜか、日本は、その国歌と国旗を、戦後も、そのまま持ち続けてきました。その国旗に対して礼をすることに、私も複雑な違和感を持つ一人であります。その複雑と申しますのは、例えば、オリンピックで日本の選手が金メダルに輝き、一番高い表彰台の上で、国歌の流れる中で日章旗を見上げて涙をする、それは、私も感動します。それは、普通の日本人の率直な感情だと思います。しかし、かつて日本の軍国主義の被害を受けた近隣諸国の人々は、日本は少しも変わっていないと見えているのではないかと思うと、本当に複雑な感情になります。

村長は国旗に礼をしないが、愛国心には満ち溢れているとみずから述べております。村長が国旗に礼をしないのは、日本の持つ過去の歴史に起因しているためか、あるいは、現代の日本の政治が余りにも理想とかけ離れているせいなのか、また、村長が考える愛国心とはどのようなことなのか、この点について最初に質問いたします。

○村 長

答弁原稿を用意しましたんですけれども、ちょっと、そのままではすれ違いが生じそ

うなので、どういうふうに関頭の中を整理をしようと、今、思っているところなんですけども、国旗に礼をしないことの原因は、その戦争中のことも、掘り下げていけばあるのかもしれませんが、直接的には、今まで再三申し上げてきたように、今の現代において、この日本の、この現状を、今の時代において国旗に礼をすることを強要しようとする空気がある、つまり、そのことは、つながっているのかもしれませんが、日本の現状、あるいは過去等々について、規範的に検討して、さらによい国にしていこうという、そういう努力を、そのためには、よい国にしていくためには、問題点を発見して、それを改善していかなければいけないというふうに思うわけですけども、現状の不十分なところ、間違っているところを、きちっと認識して、それを克服していくための、客観的に国を見るというふうなことがですね、せずに、過去も現状も含めてですね、すべて、日本人だったら、この素晴らしい特別な世界に類まれなる、この日本、その、例えば戦争中でも、日本人たちは、日本の兵隊さんは、全く、そんな悪いことは全然していないんだというようなことを、戦争ですからね、お互いに、そういういろんなことがあったに違いない、また、あったと思いますけども、そういうことも全部、空想的にと私は思いますが、いいことしかないんだというふうに言いまして、そういうふうに主張して、それに従わない人はおかしい、日本人として正しくないというような、そんな雰囲気、ちょっと極端に申し上げたかもしれませんが、そういうものがあると、それに従うことになるので、国について、国のあり方について、きちんと把握する、客観的に見ていく、そして、よくしていく、そして、誇りにできる、世界中の人からも、日本人が日本人をすばらしい、日本人だったら日本の国を愛せよというのではなくて、世界中の人から、日本人、日本ってすばらしい国だよというふうに尊敬されて、また、愛されるような、そういう国に日本をしていくためには、日本人、我々自身がいろんな努力をしていかなければいけない、その努力をさせない、もう、このままでいいんだと、このままの日本を全面的に、こうしてひれ伏しておれ、日本人であればと、日本人にだけ請求、要求していくというふうなあり方というのは、そういういい国をつくっていくという努力というのを、足を引っ張って邪魔をすることになるから、それは嫌だなというようなこととございます。

ちょっと質問のお話の中から、その日の丸を、そのまま持ち続けていることがいいことか悪いことかというふうな、ちょっと、そういうニュアンスもあったんですけども、それをやめちゃって違うものにするっていうことは、あるのかもしれませんが、でも、例えば、その日の丸を背負って、いろんな過去があったということは消せない事実でありますから、大変難しいことだと、ものすごくハードルが高いことになると思いますけども、日の丸が持っているイメージを、先ほど申し上げたように、これは、前の質問のときにも申し上げたように、例えば、赤十字とか、イスラム圏の赤井新月、赤新月につながるようなですね、白地に赤の十字だったり、月だったり、丸だったりっていうのが、同じような信頼感とか尊敬とかを得られるようなものに、その日の丸自身のイメージを、そこまで変えていく、なくしちゃって新しくするんじゃなくて、日の丸を背負いながら、そのイメージを世界の人が抱くイメージを変えると

ころまでできたら、それはすばらしいことだと思います。確かに、かつての昔の写真を見たら、日本の兵隊さんが日の丸を掲げて、中国とか、あちこちに進軍して、それを立てているっていうような、落城させた都市の上に立てているっていうふうな写真もある、そういう過去もあったと、でも、こども越えるって、そういう、やっぱり歴史の中で積み重ねながらすばらしい国になったんだなというふうな形まで、それは、非常に、こう、難しい、重たい仕事だと思いますけども、そういうふうなことができればいいと思います。

その、ちょっと原稿のほう、用意した原稿のほうも、せっかくなんで、ちょっと戻って、世界中の人が、日本人だけが、こうじゃなくて、世界中のあらゆる民族、あらゆる国民、それから、あらゆる宗教の人たち、男の人も女の人も、子どもたちも、いろんな人がみんな、それぞれが自分の、こう、自身の人生みたくなものに取り組める、一生懸命取り組んで邁進していけるような、そういう状況になるべきだと思います。

国っていうのは、すごく大きな影響力を持っていて、そういう世界ができていくことに貢献するというような力を発揮することもできるし、それを、こう、全部、ぶち壊していく、ちっちゃい子どもの上にプラスタ爆弾をぶちまけるようなことも国はするし、両方のことをすると、その中で、日本という国は、人を苦しめる国ではなくて、自分たちだけでもなく、よその国の人たちも助けるような国にしていく、そういうことによって、我々自身も日本を誇りにできるし、ほかの国の人たちも日本というものに信頼感を持ち、尊敬を持ってくれるだろうと、そして日の丸のイメージも変わるだろうと、そういうふうなことをしていくためには、最初に申し上げたように、日本の今のあり方、このままでいいのかということ、過去はよかったのかということ、しっかりと問い直す、問い直して、それを改めて、さらにいい国にしていくということが必要なんですけども、そのことを、今の、その日の丸に礼をしるという人たちは、そういうことをせずに、日本の国を客観的に見ることをせずに、ともかく、全面的に現状のまま肯定せよと、それを日本人だけに求めているっていうふうな、そういうあり方が、逆に日本の足を引っ張るのではないかというふうなことを思って、その、それに沿ったお手本を子どもたちの前で見せるっていうのも余りよくはないのかなというふうなことを逆に思ったりをするところとございます。

以上です。

○7 番 (湯澤 賢一) ちょっと通告と違ったあれだったのか、ちょっと、もしかしたら、村長のお考えになっていることと、ちょっと違うことを質問してしまったのかなと思いますが、今の、その愛国心という問題で考えましたときに、今、尖閣列島とか、竹島の領有権の問題で、日本人に火がついたというふうに言われておりますが、それは、ナショナリズムじゃないかと、火がついたのはナショナリズムであり、愛国心ではないんじゃないかと、私は思います。ナショナリズムっていうのは、主に他国との利害関係、竹島の、尖閣列島の問題もそうですが、そうしたことについて、もう、要するに自国の利益に関することが非常に大きな要素となってきますし、それは、当然の感情であり、権利も必要かもしれませんが、最終的には、ナショナリズムはファシズム

に進んでしまう危険性もありますので、注意が必要でありまして、ひょっとしたら、そういうことが国を壊してしまうことになる可能性もあるわけでありまして。

愛国心っていうのは、例えば、私が考えますのは、中国で大規模な反日デモがありました。あのデモに参加した中国人たちは愛国者なのかどうかという問題であります。反日デモという名目で破壊や略奪をすることが、中国にとっても本当に愛国的な行動でないことは明らかであります。そうした中国における民衆の行動を、自分の国の民主主義に対する後進性と考えると、みっともないとか恥ずかしいとか思う中国人こそが、本当は愛国者なんではないかと、私は思います。また、そうした中国人がいっぱいと、たくさんいるんだということを聞いて、本当にほっとする思いであります、かなり、今もあるんですが、ご答弁いただいた中で、相当の問題が述べられておりますが、先ほど申しましたように、これを村民的な話題、議論が広がるためにという目的で質問しておりますので、続けていきたいと思っておりますが、今もおっしゃいましたが、村長は、6月の定例会の質問に対しまして、日本という国を誇れる国、自慢できる国にしていきたいと熱望していると述べております。世界の人々から尊敬され、愛される国、世界中の人から愛される国になってほしいと願っているということ、今も、また、前回もおっしゃられました。それにしても、村長の目指す自分の国の理想の姿といいますか、日本はこうあるべきだという目指すハードルが、ちょっと、非常に高いのかなと思っておりますが、その高いハードルが、ちょっと、さっきの話にも出てきましたが、あの太平洋戦争を引き起こした子孫としての、村長が、日本人は、いわば十字架を背負っている民族であると考えているからこそ、高いハードルをもって、本当に、日本はこうなんだということを、姿を見せる必要があるというふうなふうにお考えなのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○村 長 まず、日本、十字架という、日本が十字架をというお話だったんですけども、日本だけではないと思うんですね、いろんな国が、今、大きな顔をして人権の擁護者のような顔をしている国だって、さまざまなことをしているし、ヨーロッパの国々だって、かつてのアジアですとか、新大陸に進出していったときには、とても許しがたいような行いを積み重ねてきて、今の歴史というのが積み重なってきているわけですから、それは日本だけじゃなくて、それぞれの国、民族の人たちが、自分たちのこれまでの過去についても、しっかりと向き合った上で、じゃあ、これから、そういう間違いも克服して、どういうふうに進んでいくのかというふうなことを考えていかなければいけないのかなというふうに思います。ですから、日本もそうだし、ほかの国も、多くの国は、そうでは、同じような努力は、それぞれの国民がしている必要があるんじゃないかなというふうなことを思います。

それから、愛国心という、私は、別に、愛国心が一番、こう、大事だと思っているわけじゃなくて、ちょっと申し上げましたように、世界中の人々が、民族も宗教も、いろんな違いを問わずですね、それぞれの国の一人一人の人が自分の人生を邁進できるように、向き合っていけるように、そういう状況をつくっていくというのが一番大事なことで、そのために、国というのが、それを阻害することもあるし、それを助け

ることもあるので、助ける国になってほしいというような、そういう思いでございます。

それから、そのナショナリズム、ファシズムで尖閣のお話とか出ましたけども、多分ですね、いろいろ、その国益とか、その資源だとか、いろんなことをおっしゃっている方もいらっしゃるし、それを考えている方もいらっしゃるでしょうし、あるいは、そこで対立をあおることによってですね、いろんな予算がつくとかですね、自分たちの発言力が増すとかですね、そういう計算をしている方もいらっしゃると思います。ですけども、それに、こう、人間っていうのは、すごくあおられやすい、私もあれから言うと、執着心というふうに言っちゃいますけども、執着心に火をつけられてあおられると、もう、完全に人間というのは反応して、大方の方たちは、そういう形での反応を、領土問題については、すぐにしてしまう、それは、別に尖閣だけではなくてですね、歴史上、もう、本当に、いろんな戦争は、そういう形の、ほんのちっぽけな浮き島、中国とロシアの、ソ連かな、の間では、ほんのちっちゃな川の中に浮いている島を、どちらが持っているのかみたいなことで、かなり、戦争のすれすれのところまで行ったりというようなことがあったので、本当に、そういうところで、利害は関係なくですね、だから、もっと言うと、小学校に入ったときに、隣の子の机とですね、境目から鉛筆が出たとか、下敷きがはみ出したとかって言って、けんかになったりっていうようなことがあったかと思うんですけども、もう、ほとんど、あのレベルだと思います。それをうまく利用して、もうけようとか、自分たちの地位を高めようとか、発言力を上げようというような人たちが、そういう大衆の、こう、小学生が机の線をはみ出した、はみ出していないというふうなことでけんかをするような、そういう気持ち、大人になっても同じように持ち続けて、見たこともない島だとか、見たこともないところの話をですね、自分で、まだ、見たことがないところでも、何か隣の国がっていうと、かあっとなってしまうというふうな、そういう、ちょっと冷静さを欠いた反応をしてしまうのは、人間は、皆、だれしも愚かですから、私も含めて、どうしようもない、気をつけないと、そういう反応をしてしまうというところはあるので、もう、本当に、自分を、自分自身に注意して、冷静に客観的に見るっていうくせをつけていかないと、簡単に操られて、戦争に引きずられる、あるいは、もうけようとした人が、大衆が、こう、があつと盛り上がっちゃったがために、もはやとめようもなくなって、本当に戦争に陥ってしまうというふうなことにもなりかねないので、本当に危ないこと、そんなものを、こう、簡単に、こう、自分の利害のために、人気取りのために操ったりするようなことをするいい大人は、まだ、結構いますが、そういうことは、決して、絶対にはいけないことだろうなと思います。

ちょっと答えになったかどうかわかりません。

○7 番 (湯澤 賢一) 愛国心っていうことについて、もうちょっと、やはり、それも議論になるところかと思っておりますので、私なりに考えを述べてみますと、先ほど村長のあいさつの中でも触れられておりますが、今年の東日本大震災で日本は大きな傷を負いました。

特に福島第一原発の事故は、人災してはかり知れない苦しみを被災地に与え続けております。飯館村を訪れるたびに思うことは、日を追って、追うごとに、そこに住む人々の状況は悪くなるばかりであります。

放射能に汚染されたふるさとに帰ることを絶望している人々の苦しみを被災地だけの苦しみにしないで、絶対に風化させてはならない日本全体の問題として、自分にできることはやりたいと思う、それも愛国心、それぞれだと私は考えております。その意味で、愛国的であろうとするならば、脱原発を訴えることはもとよりであります、村として被災地の苦しみに寄り添う施策が何かあってもいいんじゃないかと思えます。

そのことは、とりあえず置いておいて、村長が国旗に礼をしない問題として、先ほども出ました。若干、答弁の中でも触れられておりますが、村長、個人としてどのような考えを持って自由だが、村長という村を代表する公職にある限り、公人としての場では国旗に礼をすべきだという意見があります。この点について、村長はどのように考えますか。

○村長 通告の次のところで触れようかと思っていましたが、この件について、とある方から、保守系の政治家の後援会の役員の方、村外の方ですけどもね、連絡というか、電話でお話をしたんですけども、国というものは、上意下達で国民を統治するのが国であると、いろんな人がいろんな意見を言って、どういうふうな国、社会のあり方がいいかなどということを入り込んで話をしているのは直接民主主義であって、幼稚で愚かであると、そうではなくて、多数決、多数をとった政治のプロが上意下達で統治するのが政治であると、村長というのは、国の統治の下部組織として、国の統治に従って、その地域住民を統治するというのが村長の仕事であるというようなことをおっしゃったんですけども、それは、すごく、私的には、ものすごく違和感があって、そうじゃなくて、先ほど申し上げたように、じゃあ、村はそういうふうなあり方がいいのか、国はそういうふうなあり方がいいのか、世界はどうあればいいのかっていうふうなことをみんなで、どう思う？おれは、こう思う、それは違うぞっていうふうな形で議論をし合うっていうふうなことは、すごく、そのことによってこそ、そのいろんな反対意見とかで議論することによって、お互いに間違いを、自分たちの間違いを発見して、深くなっていくと、深いところで、深い正しいところで一致してくるっていうふうには私思うので、いろんな議論をどんどんされるっていうことが大事なことだと思うんですけども、それに対して、今回、高橋委員から最初にご質問をいただいたので、割と、そういう形で、いろんな議論ができるような形になってきたのではないかなというふうに思っています。だから、それを議論せずに、もう、ともかく、どうでもいい、心の中で、その方もね、心の中ではどう思っているでもいい、心の中で舌を出していてもいいから礼をしろというふうにおっしゃるんですけども、そんな、私としては、本当に尊敬できる国にしていきたいわけですよ、その方は、そうではないと、心なんか、お前の心なんかどうでもいいから、とにかく形が、礼をしろ、それが統治であるというふうな言われ方をなさる、それは、すごく違う、おかしい話で、そうではなくて、みんなで議論をして、どういう国がいいのかっていうことをやっていくためには、

そんな型にはまったことを押しつけるようなことではよくないのではないかと、どういうあり方がいいのかっていうことをみんなで考えられるような、考えるだけじゃなくて、表明し合えるような、発言できるような自由な空気というものを、抑えつける空気ではなく、自由な空気というものをつくっていくっていうことがいいと思えますので、答弁になりましたでしょうかね、そんなふうなことを考えるわけですが、だから、統治に従って礼をしない、することが仕事だとは思っておらんということです。

○7 番 (湯澤 賢一) その問題ですが、かつて国策であるということであった満蒙開拓団というのに、あんな悲惨な所へは行かせられないと、村民を行かせなかった大下条村の佐々木村長のことはご存じかと思えます。国策に逆らうことが非国民であるとか、あるいは、憲兵に拘束される時代のことです。満蒙開拓団に、あの時代に村民を送ることを拒否した佐々木村長は、今は高く評価されていますが、当時としては大変勇気のいることであつたのではないかと思います。

国の方針には、すべて、今、言われたように、上意下達で従わなくてはならないとしたら、村政は単なる、政治とは単なる事務になってしまうのではないかと思います。

村長は選挙で選ばれているわけでありまして。村長として国の方針に反しても村民を守る、よりよい社会の構築を理想を掲げることこそが自立した村の村長に期待されることだと私は思っています。

そういった電話があつたというような内容でなくて、国の下に地方自治があるわけではない、人の上に国があるわけでもないという、まさに主権者は国民そのものであると私は思っています。

一方で、もう1つの問題、別の職員からは、学校行事において、その式次第の中で村長が国旗に礼をしない姿を子どもに見せることが子どもたちにどういう影響を与えるか心配する意見もあります。そのことについて、村長はどのように考えておられますか。

○村長 気がついておられた方も、もちろんいらっしゃるでしょうし、気がついていなかった方もいらっしゃるかもしれません。何か特に私のほうから、このことについて主張していたわけではなくて、自分の内心の思いに従っていただけないので、気がついておられない方は、特に子どもたちなんか、そういうところまでしっかりと見てくれていたかどうかっていうことは、わからないですけども、自覚的には、いろんな問題について、いろんな考え方があって、それぞれの考える、いろんな違う考えの人がいるんだというふうなことを思ってくれることはいいことではないかというふうに思います。

多分、でも、大方の子どもたちは、この間、ご指摘をいただくまでは、そんなに意識をしていなかったのかもしれませんが。意識していなかったにしても、みんながみんなですね、型にはまったように、1つの対応をしてですね、やるっていうのに、それに、こう、何かしみ込ませていく、子どもたち、そういうもんだというふうにしみ込ませていくのは、もし、そういう世の中っていうふうになっちゃうと、それは大変、それはそれで気持ち悪いというか、子どもたちにとっても、柔軟にいろんなことを考

える、伸び伸びした発想みたいなものを持ってもらうためには、そうじゃない人もいるほうがいいのではないかなというふうに思います。とはいえ、こういうことを、今回、こういう機会をいただくまで表明してこなかったわけですけども、型にはまった世の中っていうのをイメージしてみると、子どもたちにとって、それは、決していいことではないような、のではないかなというふうに思うところです。

○7 番 (湯澤 賢一) 村長は、6月の一般質問の中で、先生も生徒も国旗に礼をしなくていいのかという質問に対して、教育現場に対しては、行政のほうからは、口を挟むことはすべきでないと考えていると答弁しております。

村長が国旗に礼をしなない、それは、なぜかという疑問を、もし、大勢の子どもたちが持つとしたら、その疑問が、ある意味、大変、教育的な意味を持つのかもかもしれません。むしろ、そういう疑問を持ったほうがいいという、今の村長の答弁であります。答弁でありました。確かに、その場の雰囲気流されれば、常に国旗に礼をして登壇し、国旗に礼をして降壇すれば、何事もなく過ぎていく、当たり前過ぎてまいります。村長が、あえて国旗に礼をしなないで、その場の雰囲気に流されないで、自分の信念に従っていく、そのことが、村のトップとしての何よりのメッセージなのかもしれません。

国旗や国歌を国の象徴として、国民に礼をすることを押しつけている国とはどういう国かと考えますと、ひどい国では、かつて、唯一、ナチスドイツは、戦争でおなじみの右まんじというハーケンクワイツをですね、日本帝国主義は日章旗を、刑罰をもって強制しております。今でも国旗、国歌を強制している国もありますが、どちらかといえば、民主主義の発達していない後進国に多いのではないのでしょうか。日本の国内においても、そうした自治体があることが、むしろ驚きであります。

ところで、先ほども、ちょっと答弁がありましたのですが、国旗としての日章旗そのものについては、村長はどのように考えているか、つまり、村長の理想とする国づくりは、日本国憲法の前文に書かれていることでして、一般質問の答弁の中で引用しております。重複を避けて、日本国憲法前文の引用は避けませんが、日本国民は、国家の名誉にかけて、全力を挙げて、この前文の理想と目的を達成することを誓うとあります。これが日本国の法律の最高規範であります。その理想に向かって国民が力を合わせる体制ができれば、国旗に礼をする、そのときの国旗は、先ほど、ちょっとありましたが、それは日章旗でもよいと考えているかどうか、ちょっと、このことは、問題の本質とは、ちょっと違うかも知れませんが、そここのところの考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 余り、そのことについては、これまで考えていなかったんですけども、先ほど申し上げたとおり、日章旗にしみついている過去のさまざまな歴史、いろんな日本人が思っている日章旗のイメージ、それから、近隣、あるいは海外の人たちが思っているイメージ、そういうものも含めてですね、そういうものを含めて背負って行って、その上に、漆の重ね塗りじゃないですけども、いろんな過去があるけども、その上にいいものを一層、一層、一つの層、一つの層を重ね塗りをして行って、日の丸のイメージを変え

られたら一番いいんじゃないかなと、逆に、そのいろんなマイナスのところも含めてですね、何か、それを、こう、変えて、もう、過去とは違いますっていうふうには言っちゃうのも、違う、悪い、よくないことだと思うので、やっぱり、それはそれで、しっかりと過去は背負いながらいくというふうな、背負いながら歴史をつないで、受け継いでいくという、そして、いい方向に行くということが大事じゃないかと思えます。

○7 番 (湯澤 賢一) そうしたことについても、本当に、私も日章旗はどうなのかなあと思いますが、高いハードルは、やっぱり、あるなという気がしております。

この問題の2問目に移りますが、国歌としての君が代については、ここでは余り議論されなかったんですが、君が代は古今和歌集に収録されている短歌、五・七・五・七・七の短歌のまま国歌にしたというふうなことでありますが、この歌のつくられた当初は、明治維新の後で、君が代は国歌としてつくられたわけです。江戸幕府の衰退で、幕府とは絶対的な権力がなくなった後、それまで片隅に追いやられていた天皇のけんせきのために、その必要に迫られて、国際的にもですね、いろいろされて、幾つかの試作のうちの一つとして、国家、君が代が維新の精神的な支柱であった天皇をこぼむために、そうした内容でつくられたことは、ほぼ間違いないと思います。天皇は国家の象徴であり、つまりは国民全体であるという、君が代とは国民全体を指すんだという、そういう解釈もありますが、まだ、ちょっと回りくどいんじゃないかと思えます。

平成天皇、皇后夫妻の寄り添う姿を見て、理想の夫婦像だと思う人は多いと思えますし、私も、その一人であります。それは理屈ではありません。

また、東日本大震災の被災地で避難している人々をひざをついて見舞うあの姿には、感動的であり、多くの人たちに、被災者のみならず、多くの国民が励まされたということは間違いありません。

しかし、そのことと天皇を賛歌する君が代を国歌とすることに、強い違和感を私は持ちます。

村長は、国歌について、君が代については、どのように考えているか、その点について、もし、差し障りがなかったらお答え願いたいと思います。

○村 長 公的に、公式に申し上げますと、日の丸同様に、国旗・国歌法に定める法律だというふうに理解しておりますし、もう一つ、つけ加えますと、その法律が定められたときの小渕首相が、この法律が義務づけとかにつながるものではないというようなことを国会で質問を受けて答えられているというようなことがあるかなというふうに思えます。

ただし、じゃあ、公的っていうよりも、個人的なことを申し上げますと、やっぱり、先ほど申し上げたように、本来は、国歌として、国の歌としては、どういうのがいいのかなというふうに思ったときに、やっぱり、我々国民は、みんなで、自分たちの、この日本という国を世界に誇れるすばらしい国にしていこうっていうような、そういう決意をお互いに固め合うような、確認し合うような内容というのは、歌詞の内容としてはふさわしいんじゃないかなと私は思うし、それからまた、いろんなところで、

いろんなコンサートとか、いろんなところでもですね、しばしば、その何か一緒に歌いましょうっていうことで、ミュージシャンの人なんか、歌手の人なんか最後にふるさとを歌ったりというふうなことがあるし、ふるさとなんかのほうが、非常に、みんなが、こう、気持ち、そのままストレートに共有できる歌なのかもしれないというふうなことは思うところです。とはいえ、現状で、君が代じゃないほかのものに変えようっていうふうなことが国民みんなの合意ということには、多分、なっていない、なるような雰囲気ではないっていうことも認識しておりますけども、そんなことを思います。

特に、先ほどおっしゃった、その古今和歌集のときのもと歌は、君というのは、天皇というよりも、自分の主、もっと身近な主とか、友、こういうような、例えば、その村の、その何か芸人さんを——芸人っていうか、旅芸人みたいな人を呼んで、お祝いをする主催者の方に、このうちがいつまでもみたいな形で歌われていたっていうような歴史ある歌っていう話で、そのことを持ってきて、その君が代を歌わないのは変だという話の中で、君が代の君は天皇ではなくて、あなたとか友達とかいう意味だから、それを歌えばいいんじゃないのかっていうふうな、歌いなさいよっていうふうな、そういう電話ももらったことがあるんですけども、それも、ちょっとね、先ほどおっしゃるとおり、確かに、近代の歴史において、明らかに皇室の名声を願う歌というふうな意識になっているわけなんだから、それを、そんなふうな、友達の歌なんだから君が代を歌えよっていうふうな言い方っていうのは、そこの一番大事なところを、何か、さっきと一緒に、ごそつと抜いてしまってますね、友達の歌だから歌えというふうな形で、本来の、その右寄りの人が、一番、恐らくまじめな人なんかは一番大事にしている部分をですね、こう、剥いて捨てちゃって、それでも歌わせようとするという非常に変なことが、言う右寄りの方もいらっしゃるなというふうなことを思っています。何を言おうとしていたのかな。ちょっと、今、余裕、こちらで、ちょっとわからなくなってしまうかもしれませんが、そういうことで、個人的な思いとしては、先ほど申し上げたような、国民みんなですばらしい国をつくろうというふうなのがあったらよかったなあとというふうな感じは持っているところでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) ちょっといろいろにご答弁いただきました。

今、村内的には、いろんなところで、結構、こういう話が出ます。村長の意見として、あるいは発信として出ますが、どうしても、愛国心がないとか、その辺でとまっちゃっている、それは非常に残念であります。

ただ、こういう席で、こういうやりとりができるというのは、私は、本当にうれしい、ありがたいことだと、このように思っております。

次に移りますが、2期目の村長の任期が余すところ4ヶ月となりました。来年4月に予定されている次期の村長選挙への立候補をどう考えているか質問します。

曾我村長の後援会、窓を開ける会では、3期目の立候補を強く求めていると聞きます。

9月定例会で、曾我村政3期目を目指す村長選挙への出馬について、5番議員の質

問に対して、村長は、次を背負える人がいればと思うが、村の改革が、まだ、必要と思っているとの含みのある答弁でありました。

余すところ4ヶ月となった現在、3期目の立候補に向けて、どのような心境であるか質問いたします。

○村 長 応援をいただいているところの窓を開ける会からは、出馬の要請をいただいております。大変ありがたく、もったいないことであると感じですね、重く受けとめなくてはいけないというふうには思っておりますが、そのほかにも、いろんな思いや考えが錯綜しているというのが正直な現状です。

もともと、そもそも、この私がこういうことの立場になった始まりっていうことは、合併せずに自立の村でやっていくということになって、緊急避難的なワンポイントリーフというような位置づけであったかというふうに思います。

中川村に来たころには、こんなふうなことになるというふうには思いもかけない展開だったわけですけども、7年半、それから経過して、最大の懸案であった財政については、心配していたのと反対に健全になってきたんではないかと思えますし、チャオ周辺も、かなりにぎわいが以前より生まれつつあるというふうに感じています。

日本で最も美しい村連合なんかを生かして、住民の中に、さらに多くのさまざまなビジネスやなりわいが広がってくることを期待しているところですけども、その地ならしについても、ある程度、できたんではないかなというふうに思っています。

ですんで、私より、もっとしかるべきいい方に担ってもらったほうがいいんじゃないかというのが大変正直な気持ちで、依然としてあります。

ただ、応援をいただいている皆様方とも相談をしたんですけども、なかなか、では、ほかの方にやってもらったらいいいんじゃないかというような方を見つけたり、あるいは、そういう方に首を縦に振ってもらうっていうことができているという現状もございいます。

そういうベーシックな状況の中です、ご存じのとおり、衆議院が解散をされてですね、もうすぐ選挙ということがございます。この選挙では、原発をどれだけ本気で否定するのかっていうふうなところが何か隠されて進められているようなところもありますし、今、先ほどのご質問にありましたように、平和のことについては、平和憲法の変更を主張している勢力もあるし、本当に戦争の悲惨さということを忘れてしまった平和ぼけの人たちが、国の内外の子どもたち、女性などに、多くの人の命を奪い、苦しめる可能性があるにも気かけず、日本を再び武力で片をつける志の低い国にしようとしているというふうに思います。そんなことですね、国民をあおり立てて人気取りをするような人もいるし、それに国民が、先ほどのお話じゃありませんけども、乗せられて、暴走をしてですね、また、空いての国だって同じように防具の執着の反応をするわけですから、お互いに防具同士で、執着反応で、小学生が机の端っことで、ひじで突き合いをしているようなことからですね、戦争に発展していくっていうことにもなりかねない、人間は、本当に、こんなしようもないことでけんかに陥るっていうことがありますので、そういうこともストップせにゃいかんというふうなこと

は、思っています。だから、国のほうも、国の状況についても非常に心配な状況があるという位置づけをしています。

そういうことでいうと、実はですね、みどりの党っていう政党がありまして、みどりの壁とは、また、別ですけども、みどりの党というところがありまして、そこから、実は、国政に出ませんかというような、みどりの党からというようなお誘いも、実は受けました。このみどりの党っていうのは、7月にでき上がったばかりの政党で、単なる環境保護運動にとどまるものではなくてですね、経済のグローバリズム、つまり、自分たちがつくった企画、1つの企画の商品をですね、大量につくって、それを世界中に売りさばけばもうかる、また、効率もいいというような、そういう考え方で、個別の文化みたいなものを、全部、こう、べったりとなし崩しにしていくということに気がしない考え方でですけども、そういうものに対抗してですね、それぞれの文化の多様性を尊重し、また、経済成長よりも一人一人の個人の暮らし、生活、人生みたいなものの充実というふうなことを大切だというふうに考える政党です。もちろん、戦争は最大の環境破壊ですから、絶対反対ですよ。人生も破壊すると。国会議員を何人取り込んだとかいうような、こことここがくっついたというような政局ばかりやっている政治とは距離を置いて、さまざまな人が自分の意見を述べて、議論し合って政策を考えていこうという熟議、カキの実が熟すという、あの熟の熟した議論の民主主義というのを担っているというようなことでございます。それから、ドイツやオーストラリアの、その環境、みどりの党など、環境政党が加盟しているグローバルグリーンズの一員でもあるというようなことで、みどりの党の人たちとは、何か、意外に昔からいろんなおつき合いのあった人たちが、そこにたくさん入っておられるということで、非常に、そういうふうなところ縁を感じておって、今度の衆議院選挙には出ていませんけども、発展してほしいなというふうなことを思っているというようなことで、1つの今後の、将来のですね、1つの明るい小さな点かなというふうに思っております。

そんなことで、大変共感をしているわけですけども、今の現状では、先ほど申し上げたとおり、中川村を背負っていただけそうな方が、今のところ、まだ見つからないというふうなことで、そちらのほうのお話に乗ることはできませんというふうにお断りをいたしました。

そういう国のほうの心配事もですけども、もう1つは、中川村のほうに、ちょっと影響力を行使しようというような変な動きがあるかもしれないなというふうなことを思っています。

先ほども、ちょっと触れたんですけども、ある保守系の政治家の後援会の役をしていらっしゃる方からお電話があって、村内の方ではないということをおかにかいけませんけども、そんな、こんなことをおっしゃっていました。ちょっと先ほどとダブリますけども、民主主義は多数決であると、少数意見とは多数をとらない意見に過ぎないと、いろいろ意見を述べ合って議論するなどという考え方は、直接民主過ぎであり、幼稚で愚かであると、民衆には、国や社会への関心はなく、関心があ

たとしても知識がない、多数決で多数をとった政治のプロが上意下達で民衆を統治するのが政治である、地方自治体の長は、国の統治のもとに、それに従って地域住民を統治するのが仕事である、にもかかわらず、国の統治に逆らい、住民にみずから範を示さず、国旗に礼をしない村長は許せない、次の村長選では、全力を挙げて落選をさせる、恥をかきたくなかったら、立候補はやめておけばどうかと、そんなふうなアドバイスもいただいたんですけども、この、これがどこまで本気なのかっていうことはわからないんですけども、本気で、そういうような形のものが生まれてくるとしたらですね、中川村の村民には、そういう考える力もないというような考え方のもとでですね、上から統治するっていうふうなやり方に、もし、なるとするとですね、それは大変困ったことになるのではないかとというようなことで、そういう意味で、それが、どれだけ、どうなのか、わかりませんが、村のほうについても、いろんな心配もあるなというふうなことがございます。

私自身の個人的な思いというものと、それから、国に将来を、本当に、今、心配な状態であるなというふうなこと、それからまた、村のことも、どうなのかなというふうなこと、いろんな思いがあって、ちょっと、まだ、結論的に言うと、今のところ、まだ、そういう錯綜した思いの中で、1つに考えがまとまり切れていないというようなことで、早く決めないと、多方面、いろいろ迷惑をかけることになるかと思うので、時間をかけるわけにはいかないということも承知しておりますけども、もうちょっとだけ考えさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) いろんな事情があるかと思しますので、この件について、それ以上のことはお聞きしないでおきます。いい結論が出ますように祈りますが、ちょっと、公式の場で、そのお話にありました、その公式の後援会の方の意見で、どうしても、ちょっと、やっぱり訂正していただきたいと思うのは、それは、村長じゃないですよ、それがみんなにインプットされると困りますが、地方自治というのは、やはり、団体自治と住民自治であり、それが本旨でありますから、住民自治とは、住民がみずからやる、直接的にやる、それは非常に大きな要素であります。それが幼稚だというふうな言われ方っていうのは、やっぱり許せないと思います。住民投票にしろ、監査請求にしろ、リコール権にしろ、みんな、それは住民の自治により、直接、関与するところでもありますので、それだけは言えると思います。

次に、ちょっと時間なくなりましたが、消防の広域化について、広域連合の副連合長としての村長に質問いたします。

上伊那広域連合が研究を進めている消防の広域化について、現在は、メリットばかりの説明に終始しているように思います。

しかし、その資本が単純には、消防の合併だけでは住民に不安があるので、デジタル化を1つのでこにして広域化を進めようとしているのではないかと疑問も出されております。

消防無線のデジタル化は、平成28年度までに完了することが求められ、県で一本化すると国の助成が受けられるということになっております。

また、実質的な広域という言葉が、その中にありますが、町村合併のときに使われた乗り遅れるなどカスケールメリットが強調されている点でも、住民に冷静な判断をさせない手法を感じております。

私も上伊那広域連合に出させていただいた折に、デジタル無線の先進地の視察をさせていただいたことがあります。デジタル無線の性能については、説明を受けたときには、なるほどと思いますが、そのための費用、かかる費用だとか、本当にデジタル化で完全に中川村をカバーできるのかとか、また、逆に、広域化によるデメリットは議論されておられません。

国民の生命、財産を守る、その最前線の消防組織が、住民が気がついたときには広域化されていた、しまったということがないように、住民間に議論が必要だと考えますが、村長は、この広域連合の副連合長として、どう考ええおられますか、お聞きしたいと思います。

○村 長 今、お話がありましたとおり、常備消防の広域化、常備消防っていうのは消防署のことだというふうにご理解、見て、ケーブルテレビで見られている方には思っただけであればいいんですけども、それについては、もともとは、村井知事のときの副知事さん、板倉副知事さんの提唱で、全県で1つになったらどうかというふうなことがあって、随分、その方向での議論がされましたが、その後、それが、一たん、亡くなったというようなことでございます。

その消防組織の広域化とは別に、無線の、おっしゃったとおり、デジタル化ということが、法律上、しなくてはいけないというようなことがあって、無線をデジタル化するには、結構なお金が要ると、それぞれの市町村、あるいは伊南だとか、伊北だとか、何だとかいうふうな形でばらばらにやっていたんでは出資が多くなるから、デジタル化については上伊那でみんな一緒にやれば効率がいいんじゃないかということが先行して、それだったら、消防組織についても、さらに一体化して、必要なときに、必要なところに、柔軟に、また、展開できるようなことも考えたらどうかというふうなことで、常備消防の組織を広域化ということも検討しようということになりました。

それがいいんじゃないかということになったわけなんですけども、その議論の中では、まず、それぞれの消防団の意見、それから、それぞれの常備消防、消防署の皆さん方の意見というふうなことも聞き、我々も会議をし、それから、我々っていうのは、市町村長も、それから、それぞれの自治体の担当者も、それから、議会のほうからも出ていただいて議論をしていった中で、一本化を進めようというようなことになりました。

その後の、どういう形での一本化がいいのか、どういう組織体制がいいのかとか、いろんなことも含めてですね、今、申し上げたような役場の現場から議会の皆さん方、それから、消防委員の皆さんも入っていただいた形で議論を進めているところでございます。

通告のほうでは、メリットのほかにデメリットとしてどういうふうなところがある

のかというような予想をしているかというふうな通告をいただいているところなんですけども、デメリットという表現が適当かどうかわかりませんが、注意をしながら始めねばいけない、進めていかねばいけないというふうに思っています。もちろん、上伊那の中の一元化するわけですから、特に中川村のような、一番端っこですので、上伊那のどの場所でも安心できる消防、救急の確保がされるというふうなことがないといけないと思いますし、今度は、そのデジタル化にあわせてですね、指令センター、連絡を、通報を受けて、それから、どこどこで火災発生、どこどこで救急車、すぐに行きなさいっていうふうなことを受け答えするところが、1カ所でそれをやるということになりますので、そうすると、そこにいる人は、何人かの人で、必ずしも上伊那全体の土地勘があるわけではないっていうことになってくる、それについては、その機械的なですね、ハード的ですね、どこからの携帯電話、どこからの固定電話っていうふうなことで、場所がすぐにわかるとかですね、いろんな形で、それが、その救急車、消防車のほうにもリアルタイムで共有されて、どこをどう行けばいいっていうのがわかる、どこに消防水利があるっていうふうなこともわかるような体制をつくっていくっていうふうになっているんですけども、余り、そういうハード頼みばかりだとですね、本当に、あそこのたばこ屋の裏の橋を渡って行ったほうが早いとかですね、そういうような土地勘みたいなものも大事な事かと思っておりますので、その辺はですね、何か、こう、大丈夫なのかなっていうふうなところは、しっかりやらなくてはいけないのかなと思っています。そういう、もう、そういう部分を補うためにも、各市町村の行政とか消防団とうまく連携して、情報を共有できるようなことも考えなければいけないと思いますし、それから、今、ばらばらの組織になっていますから、今度、1つの組織になると、待遇面とかが統一されてくるわけなんですけども、そうすると、いろいろ、でこぼこ、不平不満とか、いろいろ、だれが上司でとか、いろんなことがあるかと思っておりますので、消防署の職員の皆さん方が、一生懸命、満足して働けるような職場環境、待遇、労働条件等のことも考えないといけません。

それから、もう1つは、各市町村で、当然、負担していくわけなんですけども、その費用の合理性といえますか、平等性みたいなことについてもルールづくりをしっかりしていかななくてはいけないなというふうに思っています。

だから、そういう意味では、いろんな課題があるかと思っておりますけども、それをきちんと整えながらやっていくことで、広域化のメリットを生かすことができるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

ちょっと、今、申し上げたのは、私が、いろんなことを気にしなくちゃいけないなと思っているところを挙げましたので、また、ほかの、いろんな専門家の皆さん方から、もっとさまざまな課題を持って取り組んでおられるかと思っておりますけども、そんなことなんで、議員の皆様方、あるいは村民の皆さん方からも、こういったほうも気をつけてやってくれよというふうなご意見なんかは、ぜひ、いただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 時間になりましたので、これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。

次に、4番 山崎啓造議員。
○4 番 (山崎 啓造) 衆議院選も、きょうから後半戦、熱い戦いが続いているところであり、経済、財政、また、TPP、エネルギーと原発、外交、安全保障、それぞれの政党が似通ったものもあれば、全く違う主張もあります。

ただ、心配することは、前回の選挙でそうであったように、耳触りのよい公約で国民をその気にさせて政権交代をした、あのときの選挙、我々有権者にも責任はあるはずですが、さまざまな政権公約を芯の芯までしっかり見極めて、今回、この選挙に臨まねばなりません。そして、公約も、国民が受けるメリットのみを強調するのではなく、それを実現させるためには、どのようなデメリットもあるのか、国民にどのようなお願いをするのか、事細かく説明をする、そして、議員みずから身を切る改革を率先して行い、行動し、国民に説明をすることこそが、今、求められている政治姿勢ではないでしょうか。

登場人物が多い中で、リーダーは、言葉だけでなく、立ち居振る舞いなどの非言動的な力で他者を圧倒することも必要である、こんなことを書いてある新聞もありましたが、私も、全く、そのとおりでと思いました。

国民がどういう判断を下すのか、残りは1週間、それぞれが慎重に考えて、慎重に行動したいと思います。

それでは質問に入りますが、10月の3日～5日の3日間、宮崎県高原町において開催されました「日本で最も美しい村連合2012 フェスティバル IN たかはる」に私は参加をさせていただく機会を得ました。その折に感じた点について幾つかお尋ねをしたいと思います。

中川村が日本で最も美しい村連合に加盟しようと手を挙げ、平成20年の10月、上勝町での定期総会で承認をされました。

手を挙げたとき、村の何を売りにしようと考え、どんな魅力を発信しようと思ったんでしょうか。まず、村長にお尋ねいたします。

○村 長 手を挙げたときに、手を挙げてから、それから、連合から副会長でありますところのカルビーの今の相談役である松雄雅彦さんが審査のために中川村に来てくださいました。そのときに、まず、見ていただく前にですね、中川村のいい所とか、そういうふうなお話を、まず、説明をさせていただいたんですけども、中川村の魅力、可能性については、以下のような点を会長さんのほうに申し上げました。

もう何度か議会でも申し上げているんですけども、まず、1つ目は、夏は、大変ドライで過ごしやすく、なおかつ、真っ白な残雪の山並みを近くに仰げるような、そういう場所である、逆に冬には、里にはですね、雪というものは降らない、そういう、こう、日本の中でもですね、雪下ろしをしなくてよくて、雪の山が仰げて、夏も過ごしやすいというのは、本当に、ごく限られた所しかないというふうに思いますので、そういうすばらしい恵まれた暮らしやすい気候があるんだというふうなこと、それから、リンゴを中心として、たくさんの果樹が栽培されていて、野菜とか山菜、キノコというような形で、いろんな季節ごとにですね、たくさんの季節の恵みがあるとい

うようなこと、それから、天竜川と里山と村人の暮らしが、大変バランスのいい形で、溶け合った形で一つの景観をつくっているという、そういうすばらしさ、それから、東京、名古屋、大阪に車で、ちょっとトンネルの事故もありましたけども、車で日帰りも可能な、そういう地理的な恵まれていて、こちらが出かけるのもいいし、向こうから来ていただくにも便利な場所にあるというふうなこと、それから、村民の気風というのが非常に穏やかで、よそから来た人たちを心の奥からもてなすという、そういうおもてなしの優しい気風があるというふうなこと、そんなようなことを申し上げて、それからまた、陣馬形、大変、その日は、景色のいい日だったので、その景色にも感動していただいて、合格をいただいたというふうなことでございます。

これは、そのとき、あわせてですね、なかなか、これからの課題というふうなことも申し上げたわけなんですけども、そういう恵まれた状況に、恵まれたというか、いろんな可能性があるというふうなことについて、村民の皆さん方は、その魅力とか可能性についての自覚がですね、まだまだ十分ではない、「何もないに。」とかっていうようなね、それは、その卑下——卑下というか、謙遜という表現だというふうに思いますけども、そう言いながら、いろんなことをがががやっというふうな感じで、そうでもないし、やっぱり、その辺のところの自覚をですね、もっと、しっかりと発展させられる種がいっぱいあるということが少ないのかな、大変穏やかで、ゆえにですね、逆に、その自分たちの恵まれているところをうまく生かす、生かして、なりわいに使ってもうけようというふうな、それによって、こう、ほかの人に喜んでほしいのは、もらうだけども、それにふさわしい対価を得るというふうなことがですね、何か、そういうことは、余り、恥ずかしいことだみたいな、そういうような感じ方も思っておられるのかなというふうなことを、そういうところは、ちょっと、これから一歩進んでいくときに改善していかなくてはいけないところではないかなというふうに思いました。だから、そういうところが改善されて、いろいろ中川村の食べ物とか、暮らしとか、時間とかいうものを、うまく、こう、喜んでもらって、商品化できればですね、舶載、隠れた魅力がですね、目に見える商品、目に見えるサービスになってくるということ、そうなってくると、中川村のよさが、もっともっとわかりやすくなるのではないかなと、そんなふうなことを考えたいというふうなことを松雄副会長さんのほうに申し上げて、合格をいただいたというふうな、そんなことでございます。

○4 番 (山崎 啓造) ええとね、だんだんに聞こうと思いましたが、しっかり答えていただきましたんですが、やっぱりですね、村長、言うように、風景とは景観、それも確かにいいと思いますし、大事だと思います。

日本中には、すばらしい景色とか景観って、いっぱいありますよね。そこで中川村が太刀打ちできるかっていったら、私は、とつてもできないなという気はしております。

確かに、この土地柄とかね、人間性、それは、すごい売りになると思います。

風景、外観ってということが、余もすると、だから、景色とか眺めとか、そんなとこ

ろへ行っちゃうわけですけども、人間と自然との、この、何ていうのかな、入り混じっているさまというのも景観だというふうに思うんですね。

先ほども言いましたように、村長がよく言っております。村民が、もっと欲を出して、今も言いましたが、積極的にアピールをしてもいいんじゃないか、ちょっと遠慮しがちだと、全く、そのとおりだと思います。

しかし、それがね、それがまた、短所かもしれませんが、長所でもあるんじゃないかなあってというふうに私は思うところあります。

やっぱり、自分でも、何か、相手のことを先に思っちゃう、考えちゃう、相手とトラブルに、できるだけなりたくない、それを好まないということですかね、これが、さっきの言う土地柄というか、住民の気質であるってということだと思うんですが、そんな温かい家庭的な雰囲気っていうんですかね、そのが、美しい村に、全く、実にふさわしいんじゃないかなというふうに私は思います。それを、とにかく売りにするってということも、非常に大事じゃないかというふうに思うんです。

この土地で生まれ育って、昔から暮らしている人たち、その人たちの思いというか、脈々と受け継がれた、この気質っていうんですかね、それも、今、何か、その、どうも、ある種の人に、こう、端っこへ寄せられちゃっているような、非常に残念な場面、多々あります。これ、非常に、まず、悲しい、このよさというものが、何か端へはじかれていっちゃっているような気がしてならないんですが、村長、そんなことは感じませんかね。どのように思っていますかね。

○村長 ちょっと、何を、どういうシーン、どういう場面のことをおっしゃっているのか、すぐには、びんとこなかったので、ああ、あのことかなみたいなものを思い浮かべることはできていないのが現状ですけども、その温かい家庭的なよさってというのは、すばらしいのは確かなんですけども、だけど、お客さんの立場として見た場合、その、やっぱり、お客さん、何か、こう、すごく世話になっちゃったというふうな、負い目を感じるような、お客様側がね、お世話になるばかりだったって、すごくもてなされて、もう、民宿なんかでもね、お酒をどんどん飲んじゃったりとか、まあ、いいの、いいのとかって飲みしっちゃったりとかね、そういうふうなことがあったりとか、すごくいいサービスがあって、それが、その地元の人の、そういう温かい家庭的なおもてなしの心の発露というふうなことなんでしょうけども、余り、そんなに親戚でもないのに、こんなところまでしてもらってっていうふうな負い目みたいなものをお客さんの側が持ちちゃうと、なかなか、ちょっと、また行こう、また行こう、よっぽど、それは、がめつい人は来るかもしれませんが、普通のお客さんってというのは、やっぱり、それなりの対価を払って、よかったけども、しっかりお金もお支払したし、その借りができたっていうんじゃないんですけど、そういう気持ちにならないと、余りサービスばかりじゃいかんと思うんですよ。

美しい村で、そもそも何をしようかというのは、ただ単に喜んでもらおうということではなくて、村のよさを知ってもらうだけではなくて、そのことによって後継者が育っていく、そこで暮らしていけるような、だから、地域の永続性、持続性の性とい

いますかね、そういうふうなことを、一番、目標なわけなんですよ。だから、後継者の方が、そこで、その地域のよさを生かしたなりわいを受け継いで、そのことによって孫も育てていけて、代々、その受け継がれていくと、そのことによって、やっぱり、村のよさがないと自分たちの商売も続かないから、みんなで村のよさを大事に守ろうよというような形で、高度経済成長のときみたいに村のよさを破壊して、何かがんがんにやっっていくというわけでもないし、この不況になって、こんな村のよさを残すなんていうところに、金、使えるかいというようなことではなくて、そのことによって経済的にも回って行って、後継者を、孫まで、孫も代々暮らしていけるっていうようなことを目指そうということだから、やっぱり、そこは、ぼったくりはいかんですし、けども、その寄附——寄附というか、何というか、その単にサービスするだけで喜んでもらって、ありがたうっていうのじゃなくて、ふさわしい、向こうも、よかった、楽しかった、また来るねという、よくしてもらったわ、幾らですか？って、ありがたう、本当においしかった、楽しかった、また来るねという額を、金額を、いや、すみませんでした、本当に、こんなにしてもらって、いや、申しわけなかったですって言うてお礼の何か物をですね、向こうから、何かを送ってくるような、そんな、こう、負担感を与えるんじゃないような形の商売にしていけないといかんのかなと、その辺のところは、ちょっともてなしばかりになっているところがあるんじゃないかなというふうなところを思います。

○4番 (山崎 啓造) 村長は、ちょっと思いつかない、そんなことがあるかわからないと言っていますが、実はね、村内で、そういうことがいっぱいあるんですよ。やっぱり、いいものが何か端へ寄せられていっちゃっているなっていうことが感じている人はいっぱいいますんで、しっかり、この耳で、でかい耳で聞いてもらって、また、わかっていたらけるとありがたいのかなというふうに思います。

だから、なりわいについては、しょうがないね。後継者ができていけるようないい方向へ行けばいいと、そのとおりだと思いますんで、お願いをしたいと思いますが、それではですね、連合に加盟をして4年、丸4年が過ぎたわけですけども、日本で最も美しい村の名にふさわしい村になりましたか。また、なりつつありますか。当初の思いが、どれほどの実現を見たのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○村長 まず、そのおっしゃっている、村の中に、あちこちにある傾向というの、別に、何か、また後でも結構ですんで、ご本人から教えていただければいいのかなというふうに思いますんで、よろしくお願ひします。

○4番 (山崎 啓造) わかりました。
○村長 教えていただければと思います。

それから、4年、当初のお話は先ほどいたしましたけど、4年経過してどうなのかというようなことです。

まず、最初のときには、天竜川っていうのが、そんなに評価の対象にはならなかったんですけども、今は、坂戸公園の整備も進んできておりますし、天の中川河川公園もきれいに柴を生えそろうてきたと、それから、あのチャオの周辺のにぎわい、それ

から、衛兵堤防等々ですね、天竜川添いが、国や県の協力もいただいて、そういう魅力も、また、増えてきたのかなというふうに思います。

美しい村連合に加盟することによってですね、村外の方々、特に中川村を知ってはいったってというような方が、認識を新たにす、中川村は、確かに、そうだよねっていうふうなことで、中川村の魅力、可能性について認識を新たにしていくというようなことの効果が、まず、1つ、顕著にあったんではないかなというふうに思います。

ただ、中川村を知らないでいる人たちについて、中川村というすばらしい場所があるらしいというような告知に、どれほどなっているかについては、多少はあると思いますけども、それほど力強くはない、それは、まだ、まだまだ、ちょっと連合というものがですね、だんだんと認識されつつありますけども、一般の方には、まだ、それほど知られていないということがあるかと思えますし、我々もですね、連合の一員として、中川村の名前と同時に連合の名前も売っていくようなことをしていかななくてはいけないのかなと思います。

それから、先ほど申し上げた、村民が中川村のすばらしさというものについて自覚をして、自信を持つということについては、一定の貢献をしているのではないかなというふうに思います。

先ほど申し上げたなりわいのほうにも生かしていくというふうなことの動きもあります。農家レストラン、それから農家民宿、ブルーベリー、サクランボ等の観光農園、キノコの法人、ネギ、トマト、それらの生産法人っていうようなところでも、それからまた、今錦さんでも、準会員として、あのマークを使いながら商売を広げるにはどうしたらいいのかなということの模索が進んでいるということでございます。

それから、中川村内で言えば、長野市の高級レストランから、野菜、中川の野菜という物を、美しい村連合の野菜というふうなことで引き合いがあって、これは、定番というふうな形にはなっていませんけども、定番になっているのは、美しい村連合の事務局が、今、ちょっと引っ越しましたけども、この間まで東京虎ノ門のリセットカフェっていう、虎ノ門のビルにあったんですけども、そこの同じビルにある、1階にある食事やらができるリセットカフェっていうところがあるんですけども、そこが割と、こう、オーガニックというか、健康に気をつけた食事の提供なんかをしているんですけども、そこで中川村のハネギが、もう、レギュラーメニューとして、何か、何ていうか、スープとか、お雑炊とか、そういうような形で使っていただいているというふうなこともあります。そういう形で、自信から、さらにビジネスというふうな形で、幾つか広がりつつあるので、これが、もう少し、こう、燎原の火のごとく広がっていけばうれしいのかなと思いますけど、だから、もっともっと可能性はあるかと思うので、一層広がることを期待しているというところです。

○4 番 (山崎 啓造) いろいろ広がりつつあるということですし、確かに、そうだと思いますが、ただね、ただ、何といたらいいんでしょう、全体的に、中川村、全部が全部、それじゃあ、いろいろな商売をやっている、こうだっていうわけじゃないんですが、どうも、ある程度に限られた部分の人たちがわかっていて、それは、その人たち

は、少しずつ、何か効果が出てきているのかなという気がしますんで、もうちょっと広げてね、だんだんに質問しますが、そっちの方向へ行くと大変いいのかなあという、自分は思っています。その努力もしていただければいいので、期待をしていますが、それでですね、村民の中にはですね、「日本で最も美しい村とは、どんなものを指すんですか。」「最も美しい村ってつく町村地域が日本中にいっぱいあるっていうのは変なんだよなあ。」っていう違和感を持っている人、私も、最初、聞いたときに、最も美しい村がいっぱいあるって変だなんていう気もしましたが、そのような声があることは知っていますよね。それには、どのようにお答えをいただけるんでしょうかね。

○村 長 まず、美しい村は、どのような村かっていう、村を指すのか、その辺の理解がっていうようなところなんですけど、もう一度、本当に繰り返になってしまうんですけども、申し上げます、美しい村連合のねらっているのは、それぞれのたくさんある村の住民がですね、自分たちの村の景観だけではなくて、お祭りとか歴史とか文化とか食べ物とか、そういうふうなことも含めた美しさというものをしっかりと認識して、自信を持って、その大切、それが大切なんだということを知覚して、それを大切にしながら生かして行って、自分たちのなりわいの収入を増やして、そのことによって、これを大切に守ることによって、自分らの暮らしも立つんだというような形で、美しさが引き継がれ、地域社会も存続していくというようなことを実現しようというような、そういうような運動です。だから、美しい、ごみを拾う場所だけでもないし、景観を守りましょうだけでもないし、それを生かして、大事にしながら生かすということが必要っていうことです。だから、美しさを守ろうという意識も大事だし、それを生かそうという意識も大事だし、両方必要かなというふうに思います。ともかく、何か、こう、どうしてもごみ拾いみたいな、雑草抜きみたいな、こう、献身的ボランティアみたいなことばかり要求されるのかなというふうに思われるんですけども、そうじゃなくて、それぞれの皆さんの、いろいろ、お勤めの人とか、いろんな人がいらっしゃると思いますけども、商売に生かしたりというようなことを何とかしながら参加していただけるっていうふうなことが、もっと広がっていけばいいなというふうに思います。

それから、最上級というのは1個しかないんじゃないかというふうなお話なんですけども、日本語では、大変、そんな意識があるかと思えますけども、少なくとも、これ、もともとはフランス、ベルギー、イタリア、カナダ等々で先に始まっているものですし、ちょっとフランス語は、余りよくわかりませんが、英語の場合だと、最上級の後に複数形がつくっていうのは、そんなに変わらない、よくあることかなというふうに思います。だから、あえて日本語に、無理矢理、その文法的なことも意識をしながら言うんですけど、モーストビューティフルビレッジっていうのは、最上級に——最上級に美しい村々みたいな、大変美しいの誇張系みたいな、そんなふうなことではないかというふうに思いますので、それ、もともとに英語の——英語というか、欧米語のところから来たものの翻訳系になっているんで、日本語にすると、多少、あれ？と思われるかもしれませんが、そういうふうに、あれ？と思われる、幾つもある

の?っていうふうなところから話をするのも1つのお話のきっかけにもなるかもしれませんが、そんなふうなご理解で、よろしく願いいたします。

○4 番 (山崎 啓造) 確かにね、日本語に直すと、そういうことになるかもしれませんが、やっぱり、その辺のところは、だんだんに質問するつもりでいますけれども、全村的にね、全村民に、もうちょっと深く理解をしてもらおうっていうのかな、浸透させる、今はあまり浸透していないんじゃないかなって、そんな気がしますんで、一考願いたいというふうに思います。

そこでですね、村民の皆さんが、この中川村の日本で最も美しい村にしようと、思いで結束している、ちょっと今の質問にも関連してきますが、このみんなが結束して、じゃあ、やろうよっていう雰囲気は余り見られない、ということは、村からの投げかけといたしますかね、お願いっていうのかな、そういう呼びかけみたいなものが何か欠落しているんじゃないのかなというふうに、私が思うわけですが、また、その美しい村、言葉、いいよね。「これじゃあ、腹は膨れないんだよな。」って言う人も、いっぱいいます。これ。これから、どんなふうに全村民に浸透させて、そのすばらしい村づくりをしていくのか、そのことをお聞かせ願いたいと思います。

○村 長 先に、羅列的になりますけども、いろんな呼びかけといたしますか、投げかけの部分をお話をしますと、まず、第5次総合計画というのをつくりましたけども、そのときは、それぞれの地区のほうに行って、いろんな地区の課題を聞いたりとか、村の考えていることなんかをご説明したわけなんですけども、その中で、それは平成21年の夏から秋にかけてでしたけども、そこで、各、それぞれの地区において、美しい村連合に加盟して、こういうねらいでやっていくので、ぜひ、皆さん方も、それを生かした取り組みをしてくださいというようなお話をさせていただきました。

それから、平成23年からですね、信州中川美しい村便りという印刷物を発行して、今年の11月で7号までになって、それぞれのご家庭のほうに配布をしています。

それから、皆さん覚えていらっしゃると思うんですけど、今年3月にはですね、美しい村づくりシンポジウムということで、連合の副会長である伊那食品工業、かんてんぱぱの塚越会長に来ていただいて講演をしていただき、また、あわせて、米澤酒造さん、今錦さんとか、天の中川加工組合から、こんなふうなことをやっているんだというような事例発表をしていただきました。

それから、ロゴマークを使って、いろいろ商売にしていこうという準会員も、中川村、一番多いんですけども、その勧誘、あるいは、名古屋の栄にある中日ビルでPRイベントを、これは、長野県のほかの町村、それから、岐阜なんかも加わってですね、物産展や観光案内等々をしていますけども、そういうところに商品を出してくださいというような形でのお願いみたいなこともしております。

それから、フォトコンテストも実施して、美しい村連合は世界遺産の白川村とかですね、いろいろ、本当、名だたる村、地区が加盟していますけども、結構、中川村っていうのが、4番目ぐらいでしたかね、何番目だったか、すごく上位なんですよ。そのトップとか、1番、2番、3番とかには入りませんが、オリンピックでも入

賞圏内ぐらいのところ結構入っていて、写真、点数的にはですね、かなりたくさん応募をいただいているということでございます。村の文化祭とかでもやっておりますし、チャオの情報コーナーなんかでも、その写真を展示していると、それからまた、いろいろ、ハーフマラソンとか、ウォーキングの会とか、それからリングオーナーの会とか、いろんな機会をとらえてですね、村に来ていただいている方々、これは村内ということではないのかもしれませんが、美しい村連合について言及をしているというようなことでございます。

何よりも、美しい村の準会員になった皆さん方が、そういう引き継いでいける商売みたいなものをつくっていただいて、あそこは、いろいろ上手に頑張っているなあというような、その成功例みたいな、みんなからうらやましがられる成功例で、あれだけ頑張って工夫もしてやっていると、中川、美しい村連合も、こんなふうに使っているんだなあみたいところ、実際の成功事例として見てもらえるようなものももっともっと増えていくといいんではないかなと、美しい村連合だけでは飯は食えんはというような話ではなくて、それを、こう、それぞれ自分の可能性の中でどう生かして、どう飯にしていっていいことを考えていただければうれしいなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) 確かに、そのね、幾つかできてきていますし、何か動いてきているし、一部の人なんだよね。さっきも言ったけど、第5次総合計画のときに地域に行って説明しましたね、それが、さっきも言いましたが、その、本当、浸透してね、まだ、本当、一番問題なのではないかと私は思うわけでありまして。確かに、一部です。本当。その利益を受けているというか、それが利用できているっていうのは、その辺のところを、どうしても、これ、しっかり考えていただかないと、せっかくの美しい村が何かもったいなくなっちゃうんですね。以後、そんなことを念頭に置きながら、ひとつ進めていっていただけるとありがたいのかなあというふうに思います。

村民の、いわゆる皆さんが、今も言いましたが、全員が、何か、そっこのほうに向かっていく、方向を一つにしていける、そういう、何か、方法というか、施策っていうものが、これから必要なんじゃないかなあっていうふうには私は思います。

昨年、今年も、その、いろいろイベントだとか、フェスティバルだとか、参加しています。今までも、ずっと4年間ですか、やってきました。去年のいつごろでしたかね、これをみんなに知ってもらうには、これから参加する人は公募でやったらどうでしょうかっていうようなことも申しました。それは、何か、立ち消えになっちゃったんだか、このことは、したんですかね。どうでしょうか。

○村 長 公募をしております。フェスティバルですよ。フェスティバルへの参加、はい。

○4 番 (山崎 啓造) 何かに出ていましたけれども、あれが、その、いわゆる、じゃあ、村民みんなに投げかけて呼びかけているっていうふうには、私は、とても思えなかったんですけど、準会員でしたかね、一緒に行きましたが、その中に、じゃあ、一般の人はね、自己負担ですよっていうようなことが書いてありましたが、会員、準会員は、また、優遇措置があって、行政からいく、議員も、もちろん私も参加させてもら

いましたが、これは公費で行っていますよね。そうすると、何か、いつも村長が言っている、こう、公平性に欠けるような気がするんで、それは、どんなもんなんですかね。どうですか。

○村 長 職員、今回、1人と私と行きましたけども、別に物見遊山だけで行っているわけではなくて、どういうふうな連合のあり方がいいのか、どういうふうな活動をすべきなのか、どういうふうな取り組みがあつて、じゃあ、こんなこともやってみたらどうかみたいですね、そういう会議、あるいはすり合わせ、いろんな活動をどんなふうにしていくかっていうようなことも含めてですね、私もだし、職員も、それぞれ別個に、そういうミーティングもしているというふうなところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) 参加してね、いろいろ、事務の皆さん、打ち合わせしたり、会議をしている、それはわかるんですが、そうじゃなくて、今、ちょっとお聞きしたいのはですね、いわゆる公費で行くのは、行ける人は行ける、それは仕事で行くから、それでいいんだよっていう、言うかもしれないんですが、そうじゃなくて、いわゆる、何ですか、太陽光、補助金出したり、それは、金持ちだけ優遇になりはしないかとか、そういった部分につながってくるんじゃないのかなという、私は思ったもんですから、質問しているんですよ。ということはね、いわゆる、村民、全村民が同じような参加できるようなシステム、公費を使うのであれば、そういうふうに使ったらどうでしょうか。ということをお聞きしているんです。ちょっと説明が悪いですかね。質問の仕方が。

○村 長 やっぱり、それぞれのなりわいの中で、これをどう生かしていくかっていうようなところがあるので、それは、別に、そうじゃなくて、単に村の、美しい村連合のあり方に賛同して推進したりということでも、別に自分の商売と関係なくというようなことでも結構なんですけども、とにかく、その美しい村連合についての意欲、意識みたいなものがないと、だれでも、かんでも、全員っていうわけにもいかないと思いますし、意欲のある方についてというふうな考え方かと思います。

○4 番 (山崎 啓造) そういう意欲を高めるために、そういう方法はどうかかっていうんですが、全然、そんなの関係ねえやっていう人は、それは無理でしょうけども、その辺のところはいかがかなというふうに私は思っております。だから、幾ら言ってもしようがありませんが、まあ、公募したと、それはいいと思いますが、もう少し、何か、緩やかとかですかね、意識、意欲が出てくるような投げかけも必要なんじゃないでしょうかね、そんなように思いますが、いかがでしょうかね。

それにですね、今度、ガイドブックですか、出しまして、それを見ると、やっぱり、それぞれの町村、地域っていうのは、何か、いろいろ、その特徴があるんですよね。この間の高原町もそうです。天孫降臨だとか、何か神話みたいなものがきっちりくっついていたり、温泉があつたりね、また、女性の皆さんが何か一生懸命やっているというふうな、中川村っていうと、どうも、何かインパクトに欠けちゃうっていうか、さきつき、村長、いろいろ説明してくれましたが、ちょっと、ちょっと、4番目かもしれないんですが、ちょっと何か弱いんだよね、その辺が、そんなことを、何とか、だあ

んとアピールして、中川村っていうものを出すには、やっぱり、以前にも言いましたが、望岳荘っていうものを最大限利用していただいでですね、さっきも野菜の話が出ましたが、じゃあ、中川村の野菜で、皆さん健康になって帰っていただけますよっていうようなことを考えて、どんどん食べてもらって、私はつながると思うんですね。食事、食べる物の提供とか景色とか、いろいろ見たときに、先ほども言いましたが、やっぱり、その土地柄というか、人間の温かさっていうか、それをしっかり売り出すことが、すごいアピールになるんじゃないかというふうに思います。それには、やはり、その望岳荘っていうものを拠点にして、何とか、それを考えていく必要があるんじゃないかなあというふうに思いますが、村長、その辺はどうでしょう。

○村 長 望岳荘は、2つ、大きく2つの役割があつて、1つは、村民の憩いだとか交流の場としての役割と、それから、村外の方が中川村に来ていただいて、中川村のよさを味わっていただける拠点という2つの大きな意味があるかと思えます。

先ほどの観光開発の状況報告のところでも、村内産の食材の利用をだんだん増やしているんだというふうなお話もあつたかと思えますけども、そういった努力もしながら、とは言え、あの数字を見ていただいたらわかるとおり、本当に売り上げが微減の中ですね、何とか、それでも、いろんな努力をしながら、マイナスにはしないっていうふうなところでやっているというふうなところなので、役員会の中でも、いろいろ、また、検討をしてですね、どういう特色のつけ方がいいのか、それが、やっぱり特色がただけでもコストがかかったとか、お客さんが、非常に、こんなに限られちゃっていて、一部はあるだけでも、ほかのお客さんから評判が悪くなっちゃったとかいうふうなことでも困りますので、その辺のところの経営的な判断も踏まえながらですね、観光面で中川村に貢献できるような、そういうふうなこともあわせて役員会等々で検討していかなくてはいけないのかなというふうに思いますし、そういうふうな意識を持って、厳しい中ですね、スタッフのみんなは頑張ってくれているというふうに感じているところです。

○4 番 (山崎 啓造) これは、以前にも同じことを言ったんですよ。実は、村長、そのときにもね、また、役員会で検討しますと言いました。1年、2年前だったかな。そういう提案をさせてもらった覚えがあります。その後も、役員会でも検討しているようですが、それはそれでいいとして、経営者として、やっぱり、すべて考えていかなきゃね、利益ももちろん、来る人の気持ち、満足度とか、いろいろありますから、確かに難しい面はありますが、お願いしたいと思います。

それで、これも以前に言いましたけども、その拠点としてですね、いわゆる中央アルプスの眺望、景色だけで、商売にならねえよと言いながら、あれは素晴らしいから何とかしましょうよっていうのも、ちょっと変かもしれませんが、あれは絶対に売りになると思いますんで、いつでしたかね、遊歩道をつくったり、クライנגルデンをつくったりしたらどうでしょうかっていう提案もしました。

今の景観から言いますと、竹、あの厄介者の竹をですね、チップにしている職人がいます。それを堆肥にしようじゃないかっていう発想も生まれてきているようですが、

じゃあ、竹を切って、チップにして、堆肥にする、そうすると、当然のことながら、発酵させて、それで堆肥にすると、熱が出るんだね。すごい、60℃余の熱が出ますよ。自分も、実は、つくって知っていますが、発酵すると60℃ぐらいになります。その熱を利用してですね、いわゆる太陽熱とミックスさせたような、それで、それを、例えば農業に生かすとか、その熱を、温水にして流して、冬、じゃあ、温水、温室もできるんじゃないのかなあとか、そんなようなことも考えられないことではないと思うんですね。発想をいろいろ広げて、これをどうしていくのかっていうことを、何ていうのかな、庁内が提案をしてくる、村民も、もちろん、そうなんですが、9月の定例会です、職員の皆さんに提案をいただいて活性化はどうでしょうか、ちょっと申しましたら、予算編成の次期にも、職員は、それぞれ提案をして、ここは、こうだ、これは、どうしようか、やっているんだということを申しました。その、それがね、普段の仕事なんで、普段の業務だと私は思います。それ以外に、こういう、いわゆる、こうして、こうして、こういうものはどうよっていう、そういう提案をできる職員になってほしいなっていうことを申し上げたんですよ。実は。だから、村長は、それは、やっているって言ったんですよ。みんな、予算編成のときにやっていると、みんなが提案してきていると、上がってきている、それと、これとは、ちょっと違うんですが、その提案、もう一度、ちょっと、ここで聞きたいんですが、そんな提案をしていただくような方向、どうですかね、考えてみてはいかがでしょうか。

○村長 竹の熱のお話については、先日、文化センターでお話がありましたけども、あれよりもずっと前に、桑原のイエルカ・ワインさんから、昔の修道院の、ヨーロッパの修道院のお話を聞きまして、それは、竹ではなくて、まだ若いだったかな、枯れた木じゃなくて、若い緑の枝、葉っぱがついた枝をとってきて、それを組み上げて、それが、何か発酵する、それによってお湯を沸かしていたというお話を聞いて、それで、それを再現している、その英語のインターネットからのプリントアウトしたやつをくださったんですけども、それを、ええ？と思って、そのとき、ちょうど、竹の米山建設さんとかの運動、活動が始まったから、何か、こう、竹を使えないかなあみたいなお話だったんで、こういうのがあるよというお話をしてくださる、これで、ちょっと望岳荘のおふるをですね、竹の温泉になりませんかみたいなことで、検討してみたらっていうふうなことで、ぜひ、ちょっと教えてくださいよ、可能性をつなげたことを聞いたのは、聞きました。それだけですけど。

ですから、いろいろ、思いつきのところではですね、いろいろあるんですよ。だから、その望岳荘から遊歩道をつくってっていうふうなこともあるけども、じゃあ、それを、維持管理はどうするのかっていう話になってくると、やっぱり、じゃあ、何人ぐらいの方が、実際、歩いて、歩くことが予想されるのかな、それで、維持管理にどれぐらいのあれがなるのかなとい、う費用対、初期投資と、それから維持のコストと、その辺を考えていくと、どうなのかな、陣馬形山にはね、登る方、たくさんいらっしゃる、歩いて登る方もいらっしゃるし、車で登る方も随分増えているのかなというふうに思うところがございますけども、その辺のところも、ちょっと、考えてみな

いと、なかなか、中期計画、長期計画、過疎計画等々がないものを、そのところから、しっかりと反映させていかないと、本当に、こう、何か、こう、いろんな、それは、アイデアとしてはいっぱい出てくると思うんですけど、それを全部やっていくわけにもいかんのではないかなというふうに思うしだいです。

○4番 (山崎 啓造) また、議場で村の長として話せば、軽々に、いろいろ、これがあるぞ、あれがあるぞと言えないかもしれませんが、でも、おもしろおかしくね、発信するっていうことは大事だと思うんですよ。「あれ、おもしろいじゃん、村長。」って言って、みんなが、こう、向いてくれるような、そういうことも大事なんですよ。それが欠けているんだ。欠落しているの。

そこです、ここ何年か、いろいろの総会とか、フェスティバルとか、参加をしてくれていますが、4年間でですね、見たらですね、実は、この行為が、パンフレットとか、いろいろありますよ、PRとか、とにかく、数十万円っていう金が使われているんですよ。これ。4年間で。これのね、非常に大きな金だと思う。私は思います。これが使われたことによって何か見えたのかっていうと、さっき言ったような、幾らか、幾らかが見えていますが、これは、もう少し何か効率的に、このものが、何か効果があったかというふうなものが見えないんですが、村長、先ほども説明していましたが、その辺、どんなふうに思いますか。

○村長 おもしろいことをどんどんやったほうがいいのか、効率に合わないことはやめたほうがいいのか、どっちかなあっていうのが正直な気持ちですけども、美しい村連合は、ぴよっとやって、ぱっと、こう、成果があらわれるっていうものではないと思います。徐々に、本当に浸透していくには、時間もかかると思いますし、先ほど申し上げたように、最初に、これの、こう、生かし方に気がついた方から取り組んでいただいて、それを、また、いろんな形で、できる応援をしながらですね、その方のなりわいが広がって行って、後継者も残って、あるいは、あそこは上手にやっているなっていうふうな形で、やっぱり成功事例みたいなものが必要なと思うから、みんなご当番方式で全体で行くというよりも、やっぱり、それぞれのなりわいもいろいろですし、いろんな、料理の得意な方もいらっしゃるし、空いているお部屋のたくさんある方もいらっしゃるだろうし、いろいろ、それぞれ、人、人、それぞれにね、できることは違うと思いますので、生かせる方法が違うと思うので、いろんな方が、いろんな形の取り組みをしていただくっていうのが、こう、たくさん、次々に打ち上げ花火のように上がって行って、大きな花が、今、花火だと消えちゃいますけども、咲き続けるような形のものが後から後から出てくるっていうような形になっていくには、本当、時間もかかるだろうし、しっかりと腰を据えて、我々も取り組んでいく必要があるのかなというふうなことを思います。

○4番 (山崎 啓造) 我々議会議員もですね、最初、加盟してから、ずっと何年も、そういう総会とかに参加をさせていただいています。それで、ただ参加したよっていう話だけで、今、まだ、終わってきちゃっているような気がする。これは、議会の責任でもあるし、議員の責任でもあると思いますが、ずっと、こう、嫌らしいね、自分のよ

うな提案もしたり、嫌なことも言ったり、そういうことも必要だし、うんと大事だと思えます。今まで、こんなことを言わせてもらった議員、いませんけど、これも議会の責任かなあと、そんなふうに恥じ入るところであります、中川村が美しい村連合でね、ますますいい方向に行けるように、そんなことを希望しまして、質問を終わります。

○議長 これでは山崎啓造議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開を午後1時15分とします。
[午後12時12分 休憩]
[午後1時15分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。
8番 柳生仁議員。

○8番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました2点、高齢者に23価肺炎球菌ワクチンの接種の公費助成をとということと、村の観光、イベント、また、施設について、2点お伺いしてまいります。

現在、日本全国で400以上の地方自治体、市町村で、65歳、場所によっては75歳以上でありますけれども、高齢者に、75歳以上であれば生涯一度でいいという効果のある23価肺炎球菌ワクチンの接種が始まっております。これは、スタートは昭和63年が始まりだそうであります。そうした中で、これに対して、一部自治体で補助を始めているところがあります。

今後、高齢者がインフルエンザなどから肺炎を発症するケースが心配されます。

現在、日本の高齢者の死亡率の原因の1つに、65歳～69歳以上で第4位が肺炎であります。また、80歳～89歳では、第3位が、死亡率の第3位が肺炎であります。年間100万人の方がお亡くなりになるわけでありましてけれども、そのうち9万人が肺炎であると言われております。1割弱であります。

特に高齢者は肺炎球菌による肺炎が最も多く、心配されており、米国では、高齢者の60～70%が、もう既に接種をしていると言われております。この高い接種率の要因には、公的助成がたくさんあると聞いております。

日本では、残念ながら高齢者の4～5%しか接種していないと言われております。

慢性肺疾患者にインフルエンザと23価肺炎球菌ワクチンを接種すれば、75歳以上であるならば、肺炎にかかる率でありますけれども、ここにグラフがありますけれども、約59.1%が、この接種をするとかからないというふうになっております。これは医療機関からいただいた資料でございますけれども、そして、入院率でありますけれども、入院率が57.3%減少するとあります。そして、医療費でありますけれども、約12万4,000円ほど安いと、こんなデータが出ております。これは、日本では、この会社しかないとありますけれども、MSDっていう会社の資料でございますけれども、これは、接種した方の追跡調査のもとにつくられた資料でございますので、信用性は高いかなと、こんなふうに思っております。

そうした中で、これらを接種することによって肺炎による死亡率も大幅に減らして

いると海外からの報告もあります。

事例としまして、東京の品川でありますけれども、ここでは65歳以上の方たちに通知を送り、対処していると、そして、この助成が、補助が3,000円であり、その方たちは3,000円を引いた分を医療機関に払ってくるということでもあります。

近隣の松川町では、お手元に資料が届いておりますけれども、ここにあるとおり、2011年から始めており、2,500円の補助をしております。そして、最初は75歳以上の方たち全員に通知を送りまして、接種してもらうように呼びかけまして、今年、昭和11年生まれの方たちに通知を出したとあります。

この財源が心配されるわけでありましてけれども、財源は一般財源ですというように答えがありました。

松川町では、75歳以上の方たちに生涯1回という方針でやっているそうであります。

そして、ここで「財源を心配になるか？」って尋ねましたところ、「最初は、75歳以上、多くありますけれども、次の年から、単年度でありますので、特に財源の心配はない。」と、こんなふうに答弁がございました。

補助は2,500円ありますけれども、中川村ではどうかということで保健センターに尋ねたところ、現在は計画はないということでございます。

こういったことでもありますけれども、病気になる前の予防として、ぜひとも、中川村でも23価肺炎球菌ワクチンの接種を進めて、高齢者が肺炎にかからない体をつくって、元気で長生きしてもらえるような施策がとれないかお伺いします。

○保健福祉課長

肺炎球菌でありますけれども、健康な人の鼻ですとか、のどによく見つかるものでありまして、症状が出ない人がほとんどでありますけれども、高齢になって免疫力が弱くなってくると症状を引き起こすと言われております。

肺炎球菌が引き起こす主な病気としては、肺炎、気管支炎、中耳炎、髄膜炎などがあるわけであります。

予防接種ガイドライン等検討委員会の資料によりますと、成人肺炎の中で、その肺炎球菌性の肺炎というのは25～40%くらいということでもあります。

ワクチンは、その80種類くらいあると言われていた肺炎球菌の中で、その頻度の高い23種類の型の混合ワクチンが使われているわけでありましてけれども、肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌以外の原因による、その感染症に対しては予防効果がないわけでありまして。

肺炎球菌は、重要位置を占めている細菌でありますけれども、肺炎を例にとると、肺炎の原因となるものは、肺炎球菌以外に各種の細菌やウイルスなど、たくさんの種類があるわけであります。

こうしたことを理解した上で、任意の予防接種ということになっているわけでありまして。

それからまた、予防接種の効果という点で見ても、その接種群と未接種群の相違等の詳細なデータがないというか、不足しているというようなことありまして、本当に効果があるのかということもあるわけでありまして、今後の検討課題であるかなと

○8 番 いうふうに思っております。
(柳生 仁) 今、根拠のデータであります、前段、こうしたグラフをお見せしたように、これはMSDという会社が調査したグラフであり、効果はあらわれているというふうに考えております。

保健センターでも、93 からの菌があるわけでありまして、それに対して 23 では説得力は弱いと言っておられましたけれども、この肺炎球菌ワクチン、23 価でもって肺炎の 80%を対処しているということで、93 からあっても、実際にかかるのは、その 23 価に多く含まれているということでございます。

しかし、じゃあ、23 価を打ったらいいかっていうと、インフルエンザも同じですけども、それに合う病原体でないと効果はないことは確かであります。それもデータに出ております。

こうした中でおいて、やはり、完璧ではないけれども、ぜひとも、こういった対処をしながら、また、お手元に届けてある長野県のこの情報も出ておりますけれども、ぜひ、見てもらって、県下で約 3 割しか対処しておりませんが、関心を持っているんだっていうことを理解してもらいたいと思うわけでありまして。

ぜひとも、25 年度に向けてですね、検討課題として大いに進めてもらいたいと思うわけですけども、どうかと思っておりますが、村では、そういった検討は全くする余地はないかどうかお伺いします。

○保健福祉課長 今、議員、おっしゃられたように、その 80 種類以上ある、その肺炎球菌の中で 23 価の型が占めるものが 80%以上ということではありますけれども、先ほど言いましたように、肺炎球菌性の肺炎というのは、多く見積もっても 40%、それから、そのワクチンで予防可能であるというのが約 20%というふうに言われておりますけれども、40%の 20%という、全体で 8%とかになってしまうわけですけども、そういったことで、また、ほかの例では効果が完全に証明されていないというような事例も出ておりますので、そこら辺、よく見極めてというか、そんなようなことで考えていきたいなというふうに考えております。

○8 番 (柳生 仁) 私が医療機関から、こんなことだぞって教えてもらった資料の中では、23 価でもって肺炎にかかる 80%が可能だよとされているんです。今、言われた数字と、ちょっと違うかなあという、感じるんですが、これを何で今ごろ発表するかっていうと、村民の方から「近隣町村でやっているじゃないか。」と、「ついちゃあ、肺炎球菌ワクチンは任意なんだけども、実に高額だ。」ということで、「個人負担が大変だ。」と、ましてや、75 歳以上っていうと、恐らくは年金生活者であります。インフルエンザの 1,500 円、自分で払うのも苦しいって方もいらっしゃるわけですけども、インフルエンザと肺炎球菌ワクチンをやっておけば、老後、非常に健康面で安心かなっていうことを村民の方も言っておられました。そうした中で、医療機関に相談したところ、こうしたデータをくれまして、決して無駄じゃないんだということから、公費助成できないかというふうな話がございました。

下条村では、もう、ずっと前からやっておりますよね。ここにありますように。

こうした中で、ぜひとも、中川村でも、こういった村民からの要望でございますので、検討してもらって、大いに対応してもらいたいなあ。

ちなみに、栄村では、非常に関心が高く、2009 年から対応しており、75 歳以上の方には、全額、公費補助をしております。この、今、出した、この長野県のデータを見てもわかるとおり、栄村は全額であります。

南箕輪では 5,000 円を出しております。

こういうふうに、住民の健康を非常に心配している町村がありますので、中川村でも、ぜひとも、住民の健康っていうものにはしっかり関心を持ってもらって、庁内で検討してもらいたいと、こう思いますので、もう 1 回、その検討をしてもらえるかどうか、お願いします。

○保健福祉課長 肺炎球菌の接種費用、約 8,000 円～9,000 円近くかかるかというふうに思いますけれども、中川村の 75 歳以上というふうに仮定した場合の人数ですけれども、約 886 人、高齢者であります、仮に全体的に 3,000 円ほどってところがあるわけですけども、3,000 円の補助をしますと約 260 万円、それから、2 年目以降は、全員が受けたとしてということですけども、2 年目以降は、約 60 人ぐらいずつとしても 18 万円というような数字は出ておりますけれども、特に保健センターのほうでも、この肺炎球菌ワクチンについては、特に、今まで重要視はしてきておりません。そして、ほかの市町村の実態というの、特に調べたわけではなかったわけでありましてけれども、本当に重要だというふうな認識ができてくれば、また、対応を考えていきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○8 番 (柳生 仁) ただいま、重要であるという認識が出てきたら考えていくということでありまして、ぜひとも、重要であるという認識のもとに検討してもらいたいということでありまして、ただいま、課長の報告のとおり、最初が 260 万円くらいということ、3,000 円であるならば、5,000 円であっても、例えば 1,000 人いても 500 万円なんです。1 年目は、村民の健康を考えると、そんなに恐ろしい額じゃないと思うんですよ。村っていうのは、やっぱり、そういった村民のことをしっかり考えてもらって、今後の運営をしていってもらいたいなあと思うわけでありまして、ぜひ、私が保健センターに行ったときも、「情報はありません。」という、担当者、言っておりました。それから、「やっぱり、93 種類もある中で 23 価では、どうも説得力は弱い。」という言い方をしておりましたけれども、データの的には、23 価でもって 80%の肺炎をカバーできるんだっていうことになれば、私は、十分、効果はあると思いますので、ぜひとも、このことは、今後、きょうで終わったわけじゃなくて、検討課題として、保健センターでも研究し、村内医療機関と相談したりして対応してもらいたいなあ、こう思っておりますので、その点、もう 1 回お願いします。

○保健福祉課長 今、保健センターのほうで高齢者の予防施策として重点を置いているのは、1 つは認知症の対策であります。認知症は、その脳血管を傷めることによってなってくるというようなことがだんだんわかってきておりますけれども、その高血圧ですとか高血

糖、高脂血症などの、その対策を保健センターのほうでやっております。

また、もう1つは、腎機能障害ということで、悪くなれば透析になるわけですが、糖尿病の予防というのもやっておりますけれども、そこら辺を、何ていうのかな、高齢者の予防施策として重点的にやっていきたいというようなことでやっているわけでありまして、そういう点を重点でやりながら、また、肺炎球菌についても考えていきたいというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) いろんな、高齢者は病気がありますので、肺炎だけが病気じゃないことは承知をしておりますけれども、ぜひとも、このことも隅に置いていただきまして、村民の健康に十分配慮できるような対策をお願いしたいと思っております。

次に、2問目の村の観光、イベント、それから施設について伺ってまいりますけれども、今年も、元旦マラソンから始まりましてさわやかウォークまででありますけれども、いろんな行事が開催されましたが、昨年は、暮にシクラメンの買いつけツアーがあったわけでありまして、今年も中止だったと聞いております。この総括で、客足が伸びたイベント、減少したイベント、その成果はいろいろでありますけれども、村では、そういうふうなイベントをどのようにとらえているかでございますが、観光事業というのは、常にアンテナを伸ばして、観光会社と情報を送りながら対応していくということでございますが、客足が減った、今年も減ったなあ、来年、期待するかなあ、来年も減ったなあ、じゃあ、再来年に期待するかなあって言ううちに、何か知らないうちに客が減ってしまったというふうなこともあるんじゃないかと思っております。

全国の事例でありますけれども、あれだけにぎわった観光地が今はっていう事例は幾つもございます。これは、あるバスのガイドさんに聞いてみますと、当時、にぎわっているところ、思いのほか対応が悪かったということも聞いております。これは、中川村が対応が悪いつて言っているわけではありませぬので、勘違いしないでください。

まず、1年、客が減ったらならば、来年に向けて、その原因の究明をし、来年どうするかという検討が大事じゃないかと思っております。

中川村でも、JAからも発信された丸ごと農業公園構想も、これから大いに期待されるわけでありまして、村では、この観光事業をどのように考えておられるか伺います。

○振興課長 まず、今年の観光客の出足や評判なんですけれども、宿泊関係につきましては、やはり、23年3月11日に発生した東日本大震災の影響によりまして、以後、村内宿泊施設への宿泊者は大きく減少しております。最近、月による増減はありますが、まだまだ震災による影響は回復したとは言えない状況だと思っております。

それから、中川村、キャンプ場が幾つもあるわけなんですけれども、総じて減少傾向が続いております。バブル経済の崩壊後、一気に安い娯楽というか増加しましたアウトドアブームは、沈静化してきているというふうに思われます。

それから、農業観光ですけれども、西原ブドウ園の観光バスによる入り込みは、昨年より約25%減少しているというふうに聞いております。しかし、一般利用の増加等

によりまして、組合全体では1.7%の売り上げ減にとどまったということで、一安心をしているところです。

一方、村内の桜を初め、かやぶきの民家、それから中央アルプスを望む景観、赤ソバの花、こういったものをカメラに収めようと訪れますアマチュアカメラマンというのは、毎年、増えてきております。今年、大草城址公園の桜の最盛期に入り込み状況を調査したところ、1日に2,000人以上が来ているということで、シーズン中には2万人以上来ているんじゃないかというふうに推測をしているところです。

また、陣馬形山を訪れる方は、近年、増加傾向にあり、特に中京方面から来られる方が多いように思われます。10月に中京テレビ局の旅番組で取り上げられたために、テレビを見て陣馬形へ来たという方も、最近は見受けられます。

当村を訪れた方の評判としましては、やはり、陣馬形山からの眺望、それから、村内各所からの中央アルプスの姿、それから、多種類あります大草城址公園の桜、こういったものには、皆さん感激され、総体的には、村内の評判はよいというふうに思われますけれども、逆に、悪い面をいいますと、遠方から来られる皆さん、カーナビを頼りに来られるわけですし、陣馬形山、あるいは赤ソバ花祭りの会場が電話番号から検索できないという苦情も寄せられております。

評判、それから村のほうの評価は、そんな感じであります。

○8 番 (柳生 仁) 大変いいほうの評判が多かったかなあと思っておりますけれども、観光事業、それぞれの部門でもって観光のほうでやっているわけなんですけれども、村としても、観光大使が観光会社へ行って、もう少し中川村をPRし、安定的に顧客がお越しいただけるような対策を、今後、とっていく考えはないかということでもありますけれども、さわやかウォークもあったわけなんですけれども、ちょっと人が少なかった、350人ですが、今年、2日も、ちょっと人が少なかったのかなあってというふうな感じも受けたわけなんですけれども、来たお客さんは大変喜んでおります。村のホームページだけでなく、観光会社へ出向いて宣伝をしているのかどうか伺いをします。

○振興課長 村は、基本的に、個人の利益に直接結びつく行為というのはできない、そういったために、上伊那観光連盟、あるいは日本で最も美しい村連合の加盟町村合同の宣伝活動、こういったもので、東京、あるいは名古屋方面で宣伝活動を行ってきているところです。

それから、今年度、村の観光パンフレットの増刷に合わせまして、一部、内容面を修正しまして、観光農業を含めた村の魅力の発信、これにはパンフレットも利用して努めております。

それから、これは皆さんもご存じかと思っておりますけれども、テレビコマーシャルに利用されて、旧上村の下栗の里、これは爆発的に訪れる方が増えたということで、私も、先日、状況を見に行ってきましたけれども、コマーシャルやドラマ、映画による知名度アップ、これは集客には非常に大きな効果があるというふうに考えておりまして、村でも信州フィルムコミッションに参加しまして、景勝地としての売り込みを図っております。そんな中で、何件かの現地調査は行われましたけれども、残念ながら採用

には至っておりません。

それから、観光協会は村内の観光関連事業者を中心に組織しておりますけれども、財政的には村からの補助金がほとんどを占めておりまして、専任の事務局体制をとれないために、独自の宣伝活動というのは、なかなかできない状況にあります。やはり、駒ヶ根でも、非常に宿泊、あるいは訪れる方が減っているということで、ある程度、近隣の市町村と連携をしたいという申し出もございまして、駒ヶ根高原の観光案内所へ中川村のパンフレットやチラシ等を置かせていただきまして、宣伝もしております。

それから、村のホームページにつきましては、まだ、観光情報の充実については、取りかかっている最中で、まだ、しっかりしたものができておりませんが、インターネットのフェイスブックによる情報発信も取り組みを行っております。最新の情報を、こちらのほうでは発信しております。

それと、観光だけじゃなくて、最近では非常に農業観光も増えております。そういったものが連携して、村の産業全体の進行を図る、これは非常に必要であるっていうことは、十分、認識しております。平成22年に策定しました中川村第5次総合計画、これをもとにしまして、より具体的な施策を計画的に推し進めるということで、中川村営農センターのほうで、今、その規約で策定を定めております営農振興方策、これの策定に取りかかっております。その中で観光農業や農産物の販売、加工品の販売、そういったものを一体的に取り組む組織、これにつきましては、豊丘村、あるいは喬木村の交流センター、そういった組織の視察を重ねながら検討を進めております。こういった組織ができれば、そういったものが、観光会社というふうに言われましたが、多分、旅行会社のことだと思いますが、そういった旅行会社等への売り込みについて担っていくことを想定して、現在、計画の素案づくりを進めております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 今、丁寧に説明、ありがとうございました。

前段、課長のほうから個人の利益に直轄するような宣伝はできんよというような言い方をされましたけども、多分、村が本気になって観光宣伝することが個人の利益かもしれないんですけども、あるいは、個人がもうからなければ村の利益が上がってこないんで、ぜひとも、官民一体となった観光事業も取り組んでいかなければと思っております。

また、グリーンツーリズム、やはり、都市と農村の交流をしっかりと、そして、都会の方にも喜んでもらい、ここへ来てもらえるような観光事業、こういったものをもっともっと検証し、研究し、そして持って振り込んでもらいたいなあと、こんなふうに思っておりますので、観光事業は、重ねてお願いいたします。

次に、中川村が日本で最も美しい村連合へ加盟して、前段、課長、言われましたように、陣馬形山が大変にぎわっております。山頂付近の景観がとてもいいわけですが、最近、樹木も徐々に成長してきておりまして、ちょっと景観が、一部、悪くなってきているかなあと、こんなふうに思っております。

そうした中で、以前は、やっておりましたけれども、年1回の山の手入れ、これは

一般を募ってやるわけでありまして、こうした樹木の整理等をしてして景観を保っているかと思っております。

また、今年の夏でありますけれども、飲料水が、一時期、汚れがあったというふう聞いております。幸いに、観光客の方々に問題が生じなかったことは幸いでありますけれども、ここは和見沢の源流でありますので、今後どのように検討されているかお伺いしたいわけでありまして。

そして、年間通して、私もできるだけ山へ上っておりますけれども、あのトイレが、管理人があそこにはいないもんですから、大変汚れたりして、お客さんに不愉快な思いをさせているかなあと思っております。役場でも月に2回ほど上がっていただいて掃除をしていただいているようではありますが、この方法を、何か、もっと検討できないかというふうに思っておりますが、今後、対応を検討していただきたいわけでありまして。

また、この秋でありますけれども、車が狭い道路で、よけ違いで、何かバックしていったらいいんですけども、パンクしてしまったということで、取りかえたら、スペアタイヤがうまく機能しなかったということで、結局、乗って帰れなくてキャリアカーを呼んだなんていうことも聞いておりますし、オートバイでありますけれども、広域林道のところを来たのかなあ、何か金属片が大変刺さって、困って、地元の方が車でもって修理屋さんまで連れて行ってあげたっていう事例も聞いております。

いずれにしても、この美しい村連合へ加入しまして、多くのお客さんが来てくれるようになったわけではありますが、途中で道を聞かれるのでお話しするんですけども、この狭いところを上がっていきけるのかと非常に心配されております。村長、こうした美しい村連合に加盟して、お客さんを呼んでくれるようにしてくれたわけでありまして、道路整備初め、今、言ったようなことはどうなっているかお伺いいたします。

○振興課長

村では、平成15年度から22年度までの8年間にわたりまして、みんなで参加 陣馬形の森整備ということで、一般村民の参加をいただきながら、陣馬形山頂付近の除伐や間伐、草刈り、遊歩道整備を行ってまいりました。8年間、そちらのほうへ向けていて、村のほうの育樹祭のほうで、その間、ストップしておりましたけれども、村有林のほうも、やはり、住民の皆さんにも関心を持っていただいて、管理の必要性を知っていただくために、本年度は、陣馬形でなく、事業を別にしたわけです。

ただ、本年度も、担当者により、支障木の伐採については、山へ出かけて実施しております。

ただ、陣馬形の周囲は保安林もかなりございます。すべて切る、見通しが悪いからすべて切るというわけにもいきませんので、林務担当者と協議しながら、今までも切らせていただいているということですので、ご承知おきをいただければと思います。

それから、飲料水につきましては、従来は年1回だけの水質検査のみでした。今年度からは、5月から10月まで、毎月1回、検査を行ってまいりました。その結果、8

月に基準値を超える一般細菌が検出されまして、水源に設置してあります集水タンク、それから、ポンプアップした水をためる給水タンク、こういった清掃を行い、再水質検査をしたところ、基準以下ということでしたけれども、しかし、陣馬形山においては唯一の水源であります。そのために、私どものほうでも重要視しているんですけども、たまたま、集水タンク周囲の土どめが破損し、配管パイプを損傷したということもございまして、9月定例議会において水源施設修繕工事ということで50万円の補正予算をお認めいただきまして、給水を終了しました11月に、この土どめの改修工事、あわせて水源からの取水部分についても改修を行いました。この水源の取水部分がけもの水飲み場になってきてしまったということで、きれいに、最近、ちょっと掃除してなかったもんですから、きれいに掃除し、配管等の設置もし直してございます。

それから、トイレの清掃についてなんですけれども、やはり、柳生議員のおっしゃられたとおり、月2回、行って、担当のほうでやっておりますけれども、他の業務等もございまして、村自体で行くのは、そこら辺が限度かなというふうに思っております。

それから、登山客も増えておりまして、今、学校は、上がる場所は、ほとんどなくなってしまうわけなんですけれども、年1回、登山道の草刈りを委託によって行っております。

それから、本年度は、転落防止さくや案内看板の整備を、ちょっとシーズンの終わりがちになってしまいましたけれども、行っております。

それから、林道の維持管理としましては、今月、うまく、9月に定例議会へ提出しました補正予算のとおり、県の緊急雇用創出事業補助金を活用しまして、支障木の伐採、それから、側溝の整備、さらいですね、そういったことを進めております。

それから、落石や急勾配などの警戒標識の増設については、一応、来年度から進めたいというふうで考えております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 今、説明がありましたけど、村道の狭い部分、お客さんが多くなって、非常に楽しんで上がっていくんですが、お客さんが心配して上がって行っております。この改修計画はあるかどうか伺いいたします。谷田黒牛線であります。

○建設水道課長 改修計画はあるかというご質問でございますが、改修計画は、ございます。ございますが、毎年度、来年度の予算に通してあるかということ、まだ、要望はかけてありません。いろいろな計画路線がある中で、前にもいろいろなお話をさせていただいていますが、順次、必要性和、それから緊急性を想定をしながら、必要のある緊急性の高いところを中心に予算をつけて請求をしている状況でございます。

○8 番 (柳生 仁) 緊急性の高いところってということでありますけれども、村外から大勢のお客様をお招きして走っていただく道路でありますので、緊急、緊張感を持ってもらいたいなあと、こんなふうに思っております。村長、ぜひとも、新年度予算の中に組み込んでもらえるように、担当者から出してもらって検討いただければありがたいわけであります。

ただいま、お答えいただきましたけども、トイレも現状しかしようがないというようなことでございますけども、何らかの方法でもって、もう少し清掃できるような形をとれないかということをお伺いしたいわけでありまして。何ならば、全体を通して指定管理をつくるとか、そんなことができないかっていうことをお伺いしたいわけでありまして。

それから、もう1点、水でありますけども、私も、あの水源地を見て承知をしておりますけども、できれば、あの取水部分をカバーして、上水が入らないようにすれば、いろんな汚れが入らないかなあと、こんなふうに思うわけでありまして。この上水処理とか、トイレ清掃とか、今後、しっかりやってもらいたいが、どうなっているか伺いたいことと、もう1点、避難小屋のところの駐車場から一番上の芝生の広場に上がるところが、余り、上り口、よくないんですね。コンクリートなんか、いい加減に流したような感じですけども、高齢者が来た場合に、あそこへ上がって行けない部分があるんです。スロープの整備を、もう少ししてもらえないかなあとというふうに思っております。なぜかといいますと、ちょうど行っておりましたときに、ある方が、お母さん、連れてきて、その方はカメラをしょって山頂へ行きました。そしたら、母は、ちょっと足が悪いので、平らな所は歩けるけど、ちょっと上へは上げられないと言って、お母さんは車で待っておりました。そこで、私も、ちょっとお話をさせていただきまして、世間話をしていたわけですけども、そのお母さん、そこそこ歩けるんで、スロープがうまくできていけば、そこの石崖へ登って楽しい景観が見られたのかなあと、このように思ってきたわけでありまして。そういった高齢者にも、ちょっと歩きやすいようなスロープの整備なんかもしてもらえないかということをお伺いしたいわけでありまして、今、言った水の取水口のところを、上水が入らないような対策と、トイレ掃除がちゃんとできるかどうかということと、それから、下の避難小屋のところの駐車場から高齢者でも軽く上がって行けるスロープができないかっていうこと、この点、ちょっと伺います。

○振興課長 まず、トイレの管理、指定管理にできないかということが1点ございましたけれども、実は、陣馬形につきましては、当初は、村が直営管理だったと、ところが、かかる費用と収入との関係で、当時の議員の皆さんから村の直接管理はやめろというお話がございまして、指定管理にいたしました。ところが、指定管理を受けた側も、陣馬形に来られる方は多いんですけども、キャンプをされる方は少ない、それに対して、人間を常駐させますと、やはり相当の赤字になってしまうということで、途中で指定管理から外して、現在、村で、直接、管理しているということですので、そういう過去の経過をご理解の上、ご了解を願いたいと思います。

それから、カバーについてなんですけれども、ちょっと、今回、施設をしたばかりで、途中経過も見たいということで、部分的には上へ載せてございますけれども、完全なカバーは、ちょっと、まだ、してございません。最終的には、けものが入らないようなさくもしたいというふうに考えているんですけども、ちょっと、しばらく、少し、来年も、また、水質検査をしながら様子を見たいということもございまして、

ちょっと、完全な形には、まだ、できていないということもございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、避難小屋から上へ上るスロープですけれども、確かに、陣馬形も赤土です。天候が悪かったりすると滑る場合もございますが、陣馬形で、ちょっと、地形等に手を加えるということになりますと、県立公園内ですので、そちらとの許可もございますので、ちょっと、今後の課題ということで、検討課題ということで、この場で、すぐ、できる、できないまでは回答しませんが、今後、検討させていただくということをお願いをしたいと思います。

○8 番 (柳生 仁) 時間も迫ってきますけど、ちょっと村長に伺いたいけど、お客さんが、あの狭い道路を上がって行くのに、結構、心配しながら上がっているんですよ。そのお客さんの感情っていうのはどのようにとらえておられるか、我慢して登って行けやうって言うのか、よけ違いでパンクしたってしょうがないらうって言うのか、村としても、やっぱり、お客さんを呼ぶようにしているんだから、何か考えるかなあうって言うのか、村長のお考えをお伺いします。

○村 長 村の魅力、本当にたくさんあって、それぞれの施設、施設に、いろんな魅力が、喜んでもらえるのがいいことだというふうに思います。ですので、陣馬形も魅力の1つだろうし、ほかにもたくさん魅力があるかと思えます。観光客ばかりではなくて、村民の皆さん方の生活の足としての道路というふうなこともございますし、先ほど建設水道課長のほうで答弁しましたとおり、どういう順番で、どこから、どう手をつけていくのが一番いいのかというようなこと、飯沼と美里の間なんかは、県のほうの支援なんかもいただいたりしておりますし、いろんな、ほかの道との連絡等々も考えあわせながらやっていかなくてはいけないのかなというふうに考えるしだいでございます。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも、来たお客さんがさわやかに走れるような道路整備も検討をお願いいたします。

次に、3番目の質問にまいりますけれども、アンフォルメル美術館、今年は、年4回のイベントというか、展示がありました。本当に大好評でありまして、例年にない、全体で1,400人弱という、本当に大変なお客さんが来てくれました。本当に、これは、指定管理の小川さん初めスタッフの方々の努力かなあと、そんな中で、村長もご存じのように、フルートとギターコンサートのときには、60人ほどですかね、本当に外の広場がいっぱいで、にぎわったというふうに考えております。こうした大変すばらしい環境の中で、来るお客さんが言われることは、どうしても、もっと、ちょっと景観が悪いねと、あるいは、オープン以来、木の伐採をしておりますもんですから、やっぱり、立木が、本当に伸びてきて、ちょっと景観が悪くなったなあと、こんなように思っております。ただし、あそこは、非常に民有地なので、簡単に切れないってことは確かであり、困っておりますけれども、こういった整備を、今後、どうやっていくかっていうことをお伺いしたいことと、また、11月ころですか、小破修繕を教育委員会をお願いしてありますけれども、こういった小破修繕をしながら、今後、維持

していくためには、どのような策をとっていつてくれているかお伺いしたいわけでありまして、来てくださるお客さんの中には建築の専門家もいらっしやうって、こんな建築のままでいいのかと、こんなことも言われまして、困ったねっていうくらいしか言いようがないんで、言っておりますけれども、25年度に向けて、あの周辺の環境整備、それから、いたるところの小破修繕、そういったのはどうなっているかお伺いします。

○教育 長 アンフォルメル美術館の関係ですが、今、お話が出ましたように、企画展等、指定管理としてお願いしております美里地区を初めとしての管理組合の皆さん方のご努力に、大変ありがたいというふうに思っております、感謝を申し上げたいと思います。

今、お話が出ました周辺の整備とか、あるいは建物の修繕関係のことですけれども、毎年、少しずつ、順次、進めているというところでもあります。非常に細かな小さな破損につきましては、あるいは、そういった修繕につきましては、管理組合のほうでお願いしているわけでありまして。これまでも駐車場の周辺とか、あるいはアトリエ棟のほうの入り口の日差し屋根のガラス板の取りかえとか、あるいはピックアップチャールールを設置したり、入り口の看板を直したり、また、20年ころになるかと思うんですが、アトリエ棟の屋根の塗装等もしております。

今後の計画と伺いますか、予定でありますけれども、あくまでも、これは、予算のほうで認められたという場合に限ってということでありまして、アトリエ棟のほうの雨漏り等もありますので、そのシーリングをしたいと、そしてまた、板壁等の修繕等も、今、考えているところでもあります。

今、お話の中に、あの建物ではっていう意味合いが、ああいう管理では駄目だという意味合いなのか、あのようなすばらしい芸術的な建物であるという意味なのか、ちょっと、その辺のところは、よくわからなかったわけですが、非常に、展示のほうもそうですし、アトリエ棟のほうもそうなんですが、建物そのものが、大変、芸術的な建築様式になっておりまして、円形に四角い物をくっつけるといった、非常に雨の多い土地柄にしては、非常に管理していくのに難しい建物であります。しかしながら、そういった建物そのものも芸術であるという、そのもとを大事にしながら、順次、直していくところは直していきたいというふうに考えております。

雨漏りを、ちょっと、これは私の個人的な見解ですが、アトリエ棟のほうの建物の雨漏りをなくすようにしていくには、もう、全体を大きな屋根で覆うようなことまで考えないと、根本的なところまでは行かないのかなあと、順次、その漏れているところだけの修復では、今後、不可能のなってくる時があるかなあうってことは、ちょっと感じております。

続きまして景観的なことでもありますけれども、22年のときには、かなり大幅に周辺樹木の伐採をさせていただきました。かなり西の方向も見えるようになってきたり、また、登ってくる途中の道路の周りカーブから美術館の見えるような、そんな木の伐採もしてみたわけですが、やはり、何年かたちますと、すぐ伸びてしまっていて、現在、また、多少、茂ってきている雰囲気もあります。少なくとも西の山が見えるような状

態にはしていきたいとは思っていますけれども、逆に、少くも木があったほうがよいと、また、あそこにある桜の木は切っては困るといったような、いろんな逆の意見もございまして、いずれにしましても、あの近辺の山林所有者のお考え、その方のお考えもありますので、そういった樹木の伐採等、整備につきましては、管理組合の皆さん方とも相談をしながら、順次、進めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 修繕については、また、緊急を要するものもあつたりしますので、ぜひとも、25年度に予算を盛っていただきまして、やってもらいたいと、確か、11月の前半ころだったか、小破修繕の見積もりも出ているのではないかと、これは、雨漏りは入っておりませんが、アトリエ棟の壁を直したりとか、本館の、あのガラスの枠を直したりとか、また、小さいものも出ていると思うんです。ですから、今年も、確かに駐車場整備予算をつけていただきまして、あのアトリエ棟のガラス、直したりできましたんで、一遍に大きな金はつけられませんが、ぜひとも対応をお願いしたいと思っております。

次に、4番目の歴史館についてお伺いしてまいりますけども、今年は、歴史館、日中アジア太平洋戦争、中川村の特別展がありまして、本当に多くの方々に、1ヶ月で400人弱という大勢の方々に来ていただきました。最終日の講演のときには、本当に大勢の方が来ていただきまして、よかったなあと思っておりますが、こうした中で感じたことでもありますけども、前、1回、行っておりまして、松川町の方でありますけども、お嫁さんが事前調査に来て、母を連れてきて見せてあげたいと、きっと満州引き揚げ者なのかなあと思っております。そのときに、その方は、「うちの母は車いすなんです。」と、「何とかありますかねえ？」と話がございまして、創作館のほうから車いすで歴史館へ入れるわけでもありますけども、そこから2階へ行く階段は、とても上がる状況ではございません。担当の方が「私が背中でもって何とかご案内しますのでお越しく下さい。」と言ったけども、お嫁さんは、とうとう来てくれなかったということで、担当者は残念がっております。

それから、講演のときもそうですが、多くのお客さんが来たんですが、ご高齢の方が多かったわけです。いや、この急な階段を上がっていくのかと、非常に苦労しながら、やっと上がって行って、それで、見てくれました。本当にありがたいなあと思っておりますけども、今の時代に昔の建物でありますので、エレベーターは難しかったかもしれませんが、今の時代ですので、何とか高齢者も上に上がって楽しんでもらえるような施設ができないかどうか、そのものはエレベーターがいいのか、手すりへつけるキャリーがいいのか、よくわかりませんが、そこら辺はどうなっているか、ぜひとも改善して、高齢者も2階のものをしっかり楽しめるような設備をお願いしたいんですが、どうなっておりますか。

○教育長 歴史館の関係の2階に上がる設備の関係でありますけれども、かねがね私どもも気にしており、何とかならないかというか、何とかしたいなあと思っていたところであ

ります。でありますけれども、今すぐエレベーター設置、あるいは車いすの昇降機を設置するっていうことは、ちょっと困難かなあというふうに思います。したがって、特別展の展示の場所を、1階の——1階といいますか、そういった上り下りに大変苦労するところのない、車いすのままに入ったり、出入りができるような、そういう場所に展示場所を変えていくということを検討しなければいかなかなあということを持っております。

ただ、ある一定の期間、その展示のために、その施設を貸し切る形になりますので、他の使用者との関連とか、それから、中には貴重品、貴重な物を展示することがありますので、年によっては、そういった場合の盗難の防止といったいろんなことを検討しながら場所を考えていきたいというふうに思います。

したがって、本年度は終了しておりますけれども、来年度以降、どのような内容の特別展を考えているのか、その内容を含めながら、その場所もあわせて検討してまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 確かに、特別展に限ってほかの会場を利用するのもいいかと思っておりますけども、2階には、まだまだほかの、いっぱいいろいろの資料がございまして。そういったところを探すよりか、あそこ、2階を有効利用するように、また、施設を、今の建築技術なら、そんなに難しくなく設置できるんじゃないかと、エレベーターについても、外かどうかわかりませんが、私は、そういうふうに見ております。ですから、建設業者の人等を含めまして、何とかなるかっていうことを、まず、第一歩、やってもらいたいと、そんな中でもって「これは無理だに。」ということになれば、やむを得ませんが、あれだけの施設がありまして、中川村の歴史と文化が凝縮しているわけでありまして、高齢者の方々が結構来てくれますので、ぜひ、2階へ上って見られるような環境整備を整えてもらえるように、もう一度、お願いします。

○教育長 歴史館は、確かに上伊那随一と言っていいくらいの歴史的な資料、あるいは、そういったものが収蔵庫に収められている大事な建物なり、資料館であるというふうに思っております。資料館というより、場合によれば博物館というふうにも考えてもいいかなあというふうに思っているところであります。

確かに、おっしゃるとおり、現状のままでもエレベーターとかいうこと、考えていきたいと思っておりますけれども、設置する場所を検討することと同時に、もう1つは、今の2階の展示場も、やや手狭になってきておりますので、もう少し広げたいというような意向もあります。そしてまた、プレハブの倉庫のほうにも大事な物が、まだ、展示されずに入ってしまったままになっておりますので、そういったものを入れかえたりしていくには、どうしても、もう少し広い展示場が必要になるし、また、高齢者創作館といろんな物を抱き合わせでおります。トイレなども兼用でやっておりますので、来年度は、最小限、歴史館のトイレを、しかも、高齢者に対応できるような洋式化というのを考えているわけですが、いろんなことを考えていきますと、歴史館も昭和57年建築、隣の高齢者創作館も53年建築ということで、もう30年、あるいは30年以上というよ

うなことになってきますと、あの辺りを、一帯を総合的に将来設計をいたしまして、もう少しゆとりのある展示場、あるいは収蔵庫、あるいは、その他、いろいろ作業場等も含め、あるいは学習室等も含めて、将来設計をしていく必要があるかなあと、そういったことが、今まで出ております大事な資料、あるいは文化財を大事にしていく、そのもとになっていくかなあとということを思っておりますので、そのエレベーターの設置とともに、将来設計を考えていく時期に来ているかと思っておりますので、また、だんだんに検討してまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 歴民館は、中川村の歴史と文化の本当に大事な財産でございますので、大いに投資をして、そして、多くの方々に見ていただけるような環境整備、今、言っておられましたので、きっといい設計がされると思って期待いたしております。25年度に向けて、計画立案され、ぜひとも早いうちに、高齢者も気楽に2階に上がって、あのすばらしい歴史と文化の遺産を見てもらえるような環境整備をお願いしまして、終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に、5番 村田豊議員。

○5 番 (村田 豊) 私は、さきに通告をいたしました1問でございますが、相当、内容的には総括的になるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

いいですか？時間いいですか？

今回、質問をさせていただいた25年度の新たな事業の取り組みということで質問を設定をさせていただきました。

25年度において各課でどのような具体的な新年度への取り組みの内容が組み立てがされ、計画がされているかということをお聞きをしたいと思っておりますが、その点については、時期的には少し早い、査定前なので、具体的な内容については触れることができないというような、課によっては、そういった内容等もお聞きをしております。それぞれ、今まで各議員が、1年、2年、内容、質問をしながら、要望だとか、村民の希望等を踏まえた中で一般質問が取り上げがされておりますけれども、そういった提案や要望が、それぞれ行政、役場の皆さんが十分考慮をしていただきながら、少ない予算の中で組み立てがされ、取り上げがされていると思っておりますけれども、ここで、また、再度、重ねて、今までの質問に対する確認というような意味合いもあるわけですが、具体的な、どうも実践策が、組み立てが、遅々として進まない部分があるんじゃないかというようなことを、そんな現実を感じておりますので、お聞きをしたいと思っております。

特に、査定前ですので、課によっては、恐らく、まだ、具体的な概要計画が、確かに申し上げられないということ等もお聞きしましたが、私としては、ある程度、この時期に、査定前の段階で、各課から職員の皆さんがどんな内容を村長、副村長のほうへ上げられて、それが査定がされるのか、ぜひ、議会としても、これは、チェックをしなきゃならない、住民の皆さんからも、出た予算、組み立てられた予算をチェック

するだけが議会じゃないぞということも言われているわけですので、そんな観点でお聞きをしたいと思っておりますし、できましたら、概要の内容を教えてくださいたいというようなことで、資料提示をいただけないかということをお願いしましたが、どうも、そういったものの提示はできないというようなことを聞かせていただいて、ちょっと残念だなあというようなことは感じております。公表できない理由としては、特に報道関係の皆さんがおられるので、こういうところで余り先走って内容を示すことによって報道が先行する、あるいはまた、一般村民の皆さんにも誤解を受けるというような部分もあるかという中での配慮というふうに感じておりますけれども、そうは言っても、組み立てられた予算をチェックするだけということではなくて、どんな考え方で新年度の予算に計画が、担当の課、職員の皆さんが盛り込みをされているかということをお聞きしたいと思います。最初に、基本方針の骨格的なものと、新たな取り組みに対する概要等を掌握されておりましたら、村長にお聞きをしたいと思っております。

○村 長

通告をいただいております25年度の予算の基本方針、新たな取り組みの概要ということでいただいている部分でございますけれども、毎年、これは今年だけではございませぬけれども、毎年、来年度予算の編成方針というものを各課の職員の皆さん方に、こういう考え方で予算編成をしてくださいということを申し上げております。その中で特に来年度に向けて、つまり、今年、行いました編成方針の説明会で申し上げたことをご説明いたしますと、まず、1つ目は、ご存じのとおり、来年度は早々に村長選挙があるということでございまして、当初予算については骨格予算にすると、長期計画等々に載っていること、だから、余り新たな肉づけは控えると、骨だけで肉づけのない予算でスタートするんだということを申し上げました。それから、その骨というのは、どういうことかといいますと、第5次総合計画、あるいは過疎地域自立促進計画で、議員の皆さん方も含めて検討をしていただいた、そういった長期的な計画に基づいての骨格予算をつくってほしいと、大きな環境の分析としましては、いつも話題になります欧州の経済危機とか、あるいは尖閣の問題にかかわる日中の関係悪化とか、今回の選挙に見られるような国内政局の不安定だとか、いろいろと流動的といいますか、激動的な環境があるという外部環境があり、村の中につきましては、これも再三のお話ですけども、少子高齢化、担い手不足、それに伴うところの地域力の低下というふうな根本的な村の抱える課題があると、そういったことに何とか対抗するために持続可能な地域づくりを図っていこうとしているというところで、定住の促進とか子育ての支援、村の可能性を発掘、魅力の発信をして、農地等の保全をして、地域資源を生かした経済振興にこれからも取り組んでいかななくてはならないのではないかと、このままじゃ貧に陥ってしまうのか、残された時間は非常に短くなっている、地域の土台固めを急がねばならないというようなことも申し上げました。

行政の仕事というものの基本はですね、やっぱり、村民が生活に不安を感じることはないように暮らしの基本を支えて、勇気を持って前に踏み出そうとする村民を支援し、一人一人の村民の力が発揮されて、後継者が充実した生活を営むことができ、中

川村らしい潤いのある暮らしが今後も長く引き継がれていくように、そんなふうなことを目標にし、課題を発見し、旧来にとらわれず、想像力を持って知恵を絞らねばいけないという、これは、今年だけではなく、常の課題としてあるわけですね。

そういう外部環境、内部の状況というふうなものがあるので、骨格予算として、当初予算は始めるというふうなことは、そうしなくてはいけないけども、その後ですわね、補正でもって肉づけを、新たな体制での肉づけというふうなことがされていくと、しなくてはいけないので、そのことが素早くできるように、間違いのないように素早くできるように、アンテナを高くして、何をしなくてはいけないのかよく考えて、それからまた、新しい国の制度等についてもアンテナを高くして、活用できるものはないのかというふうなことを考えながら、でも、当初予算は骨格予算という、ちょっと、そういう複雑な願いをしたわけですけども、その次の肉づけも考えながら、当初予算としては骨格でやるんだというようなことを基本方針としてお願いをいたしました。

○5 番 (村田 豊) 言われることは、時期もありますので、わからないでもありませんけれども、具体的に骨格、骨格ということですが、補助事業等の申請も、恐らく申請計画も、25年度については出されている部分があるというふうに思います。今、何も言えないということは、何も計画していないというようなどられ方をされないとも限りませんので、ここで言っていただけの内容について、ぜひ、ある程度は出していたきたいというふうに思います。

そこで、村長に、もう1点お聞きしたいんですが、具体的に新規事業というような物が、どのくらい、これは、査定前ですので、わからないと言えば、それまでですが、考えられているのか、例えば、何件くらい考えられていて、総体的にどのくらいものが事業として取り上げているか、その点お聞きしたいと思います。

○副 村 長 現在、予算の編成の状況につきましては、村長のほうから編成方針が出されたということでございますけど、基本的に骨格でありますので、福祉、医療、介護、教育などの分野におきまして、制度に基づくものととか、経常的に必要となる義務的な経費、扶助費、公債費、人件費は、確実に予算計上する必要があるというふうに思っております。

議員のほうから、査定前、査定前と申されますけど、現在、25年度の予算要求書の提出日が12月19日ということで、現在、各課のほうで予算の見積りの最中で、査定につきましては1月上旬ということになります。

中川村の場合は、予算の編成につきましては、一般的には、大きく3つの方法によって予算の編成をする手法がとられておりますけど、集中方式ですとか財源割当方式、積上方式等々あるわけでありまして、中川村の場合は、財源割当方式といったようなものをとっておりませんので、現在、事業費については、幾らというようなことは、予算の見積書が出てこないとわからないということになりますので、お願いをしたいというふうに思います。

また、毎年、10月から11月にかけて、その年度の、次年度の予算編成前に3カ年の実施計画等を行うわけでありまして、これにつきましては、項目の確認は行い

ます。これについては、基本的な事項ということで、総合計画、また、先ほど村長が言いました過疎地域自立促進計画に基づいた内容を盛るということの確認をしていることでありまして、このときには、実施設計を組んだものではございませんので、この時点でも、金額等については、総計をしております。ということで、精度については、かなり落ちるのかなあというふうに思います。

この調査時点における25年度の起債額、ざっとしたものを取りまとめましても約5億円に及んでいるということで、とても、中川村の起債の発行額の限度から見ましても、これは非常に厳しい内容であるということで、事業の年度間の平準化を図る必要があるということで、これは、査定の段階になるかと思えます。というのは、予算見積書が出てきた時点で、それを見ながら検討していくということになるかと思えますので、個別に、どの事業が新規であるのか、また、概算の事業というのは、現時点では、ちょっと申し上げられないということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○5 番 (村田 豊) 流れは理解をできます。

そこで、村長に1点お聞きしたいんですが、今度の25年度の取り組みの中で、美しい村連合の中で、今、特に飯館との交流があるわけですけども、そういった連合町村の中で、飯館だけでなく、交流だとか、例えば、飯館もそうですけれども、協定というような、結ぶというようなもの、考え方が新年度の中にあるかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○村 長 それも肉づけのほうになるかと思えます。

○5 番 (村田 豊) 肉づけということですが、それが出てきてからでなければ、村長としては言葉として出せないのかどうか。

○村 長 実質的に、来年以降ですね、だれがやるのかっていうのは決まっていなわけですから、いろいろ、その村の方向性というふうなことについて、それが骨格予算という意味だと思いますけども、その来年、どういう形で村政運営に当たられていくかと、その中で村の方向性みたいなものが、1つ、選挙の争点にもなるでしょうし、その上で決まってくるということ、そういう意味での骨格、それが決まった上での肉づけということだと思います。

○5 番 (村田 豊) わかりました。

それじゃあ、恐らく、私がこの質問を出した時点で総務課長のほうから確認がありましたけれども、質問を出したけれど、聞きたいことは4分の1くらいしか聞けないのかなあというような感じを受けました。

先ほど、くどいようですが、申し上げましたように、来年度の予算、確かに、こういった切りかえの時期ですので、わかりますけれど、具体的な、こういうことを考えているというような概要くらいは、どうしても、この場で言ってもらえないのか、どうなのか、これから各課のほうに1項目から3項目くらいの質問をお聞きをしたい、内容をお聞きしたいと思いますけれども、概要の事業の計画の考え方とか、概要だけで結構です。副村長、言われましたように、確かに、事業費的なものは、これから査定、見積もりをして査定を受けるわけですので、その前の段階で数字的なものがひ

とり歩きするという事はできないと思いますので、概要の考え方等々についてお聞きをしたいと思います。

総花的になるかと思しますので、項目を端的に申し上げますので、そのことに対して簡略にお答えをいただきたいと思います。

総務課に対しては、先ほど申し上げましたような美しい村連合の交流予定、あるいは美しい村連合としての取り組みの具体的な、どんな考え方があるのかお聞きしたいということと、各町村で非常にふるさと大使というようなものが創設されて、具体的なPRの1つの手段として使われてきておりますけれども、そういった部分に対する考え方はないのかということ、それから、今年から、23年度から さんが来られて、コーディネーターの具体的な取り組みがされております。25年度にコーディネーターの活用をどうされて、どんな事業の展開が考えられているのか、この3点について、総務課の関係でお聞きしたいと思います。

○総務課長 それでは、基本的なというか、継続、先ほど申し上げましたとおり、まず、住民生活ですとか、そういったところで継続をしなければならないというふうなものを第一に考えておりますので、端的に申し上げますと、まず、1点目の連合の具体的な、美しい村連合の具体的な取り組みについては、これは、基本として、もう少し進めていくということでありまして、具体的には、長野県の加盟、連合加盟の7町村を中心にして事業を取り組みを考えております。これは継続をしていくということで、物産展、それからスタンプラリーですとか、そういったところを中心に物を進めていくということでありまして。

それと、地域力創造アドバイザー事業であります、これは、ご承知のとおり、総務省の交付税を対象としました事業であります、これについては、3年程度というようなことであるので、これについても、目的、まだ、達成しているわけではありませんので、これも継続的に考えていきたいということで考えております。

ふるさと大使とおっしゃいましたけど、これはどういうものか、私もあれですけど、今、考えにはないです。

○5 番 (村田 豊) それじゃあ、次に住民税務課にお聞きしたいと思います。

住宅リフォームの関係は振興課になりますか？住民税務課になりますか？どちらになりますか。振興課のほうになりますか。

○総務課長 振興課になります。

○5 番 (村田 豊) わかりました。

それでは、住民税務課の関係、1点お願いしたいと思いますが、何回も、村長、自然エネルギーの部分に対しては、助成施策は考えていないというようなことを言われておりますが、端的に、新年度の中で太陽光への助成施策は考えておられますか、どうですか。

○住民税務課長 今のところ考えておりません。

○5 番 (村田 豊) 私は、リフォームのときには賛成討論で申し上げました。具体的に、村長のほうでは、そういうような考え方であるわけですが、職員の皆さんが、住民か

らの要望や、そういった部分を職員から発想して、査定段階で断られても、これ、仕方ないと思っておりますけれども、もし、だめということになれば、そういった積極性を持ってもらわないと、恐らく硬直化した予算の形になるんじゃないかということをお考えしますので、これは、各戸の、お金のあるところの助成をするってということじゃなくて、費用が加算できておりますので、費用を、経費を少なくするという意味、自然エネルギーへ取り組むという意味で、ぜひ、組み立てをしていただくことをお願いしておきたいと思っております。

それでは、続いて保健福祉課の関係ですけれども、3点お願いをしたいと思っておりますが、保育園の増設と環境改善の取り組みが具体的にどのような考え方で、もし、枠までわかればあれですけれども、どのような取り組みを考えられておられるか、それから、もう1点は、望岳荘のふろ改修ということがうたわれておりました。これが、どのような、考え方をお聞きしたいと思っております。

それから、介護面での新規の取り組みというようなことがあればお聞きをしたいと思っております。

○保健福祉課長 保育園の増設の関係であります、片桐保育園に未満児室を増やすということで、今年基本的な設計料を盛ってあるわけでありまして、業者も決まり、今、設計をしている段階であります。それで、まだ、金額的には出てきておりませんが、0・1歳児室、それから2歳児室ということ、それからまた、長時間保育の部屋もつくりたいということで、保育園の職員とも検討をしているところであります。

いずれにしましても、来年度については、そういう方向で進んできておりますので、増設については、進んでいくかというふうに思っております。

それから、環境改善であります、さきに議員さんから一般質問で提案をされましたけれども、その後、いろいろ検討をしてきておりますが、なかなか、その暑さ対策の有効な手立てってというのが難しいわけでありまして、来年度、その全く有効なものが、すぐできるかどうかということ、ちょっと微妙なところであります。

それから、望岳荘の高齢者憩いの家のふろの関係であります、これにつきましても、配水管の水漏れ等がありまして、そこをどうするかということで、業者も決まりまして、今、対応を考えていただいているという状況でありまして、基本的には、現在の憩いの家を直すというようなこと——直すってどうか、その配水管、給排水も含めて、その部分、それから、ふろの中の浴槽の部分も、一部、どうしたらいいかということで提案もいただけるようになっておりますので、そこら辺でやっていきたいと思っております。

それから、介護面であります、特に、今は考えておりませんが、緊急宿泊というのを2日間、2日やっているのを3日にしたいと、そういったような細かい点がありますけれども、これから、再度、詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○5 番 (村田 豊) 大分、具体的に、ありがとうございました。

ただ、私、質問のときに、前回のときに申し上げましたけれども、経費を少なくす

るといふ、予算を有効に使うという意味で、太陽光の設置ということを配慮をしていただきたいということをお願いをしてありましたけれども、この点は、どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 太陽光につきましては、村の太陽光に対する考え方もありますので、そこら辺に習っていきたいというふうに思っていますが、今のところは、その太陽光も含めたような設計にはなっておりません。

○5 番 (村田 豊) 本当に残念な感じを受けます。この保育園のことだけじゃなくて、例えば駒ヶ根も飯島も、例のグリーン政策で、学校関係はほとんど全部へ太陽光の設置がされました。金額、投資をするということじゃなくて、国からの補助金をもらって、経費、費用を浮かせる、浮いた費用をほかに使えるという有効利用を、飯島は、近隣で言いますと、飯島も駒ヶ根もしておられます。議員の皆さんが、話の中に「何？中川は何にも取り組まなんだのか？」ということを知ることにつけ、ちょっと本当に残念だなあということを感じるわけですし、この点は、お金を投資して、その投資が、ただ、言ってみれば、無駄にならなくて、費用が軽減できるんだということに特に考えていただいて、今後、取り組みをしていただきたいというふうに思いますし、恐らく、このことは、村民の皆さんも、他町村でそういう方法をとっているということになると、中川は何をしているんだっていうことが言葉の中に出てくると思いますので、その点の配慮は、十分、今後、いただきたいと思います。これ、振興課、保健福祉課っていうことじゃなくて、全体の中でお願いしておきたいと思います。

次に振興課の関係ですけれども、交流センターの営農センターとして取り組みがされているということをおっしゃっていただきましたけれども、具体的に25年度で、先ほど、8番議員の答弁の中にもありましたので、多少は関連しますので、それと同じなのか、あるいはまた、営農センターとして交流センターに対する取り組みを、具体的に営農センターの中の幹事の中で、どこらの辺まで具体的に進めておられるのか、先ほどと同じであれば、同じであるということに結構ですので、お願いしたいという点が1点。

それから、天白との交流の中で、天白の皆さんが、毎回、言われるのは、物流も大事だけど、もうちょっと、その人的な交流という部分での取り組みを深めていただきたいということをおっしゃられます。そういう点では、25年度に、もう少し、さらなる取り組みを深められるのか、どうなのかという点が1点です。

それから、もう1点は、加工組合の、いよいよ指定管理への移行という時期になるかと思っておりますけれども、そんな点は、加工、利用施設の活用が十分、25年度、計れるのか、移行管理が、管理移行が、指定管理移行ができるかどうかお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、特産品づくりの関係です。これも営農センターで検討されていると思います。特産品づくりにどう取り組まれるか、営農センターでの検討されている点をお願いしたいと思います。

4点とあったんですが、先ほど、住宅リフォームの関係について振興課のほうということですので、住宅リフォームに対して、議会側からの発議の中で村へも要

望を出しましたけれども、何人も、これも、議会議員、一般質問の中で出ておりますので、この点、25年度の予算の中に盛り込みはされるのかどうか、その点、お聞きしたいと思います。

○振興課長 まず、交流センターですけれども、今、営農センターのほうでは、交流センターのみの検討ではなくて、交流センターも含んだ、もう少し幅の広い、それこそ村の第5次総合計画に基づき、それじゃあ具体的に何を、総合計画にうたっていることを実行に移していくためにはどんな施策が必要かというところまで踏み込んだ計画を、現在、策定に取りかかっております。その中で、当然、農業担い手づくり、それと所得向上対策ということで、その所得向上対策の中に、交流センターという名称がいいかどうか、それは別問題ですけれども、一応、(仮称)交流センターということで、まずは、1つは、農産物の通常の農協経由の流通ルートでない販売方法、それから、観光農業の取り組み、観光農業の取り組みにつきましては、通常の観光も含めた取り組み、あるいは6次産業化の取り組み、農商工連携の取り組み、農産物の加工、開発、販売の関係、こういった広範なものを担っていけるような組織を考えて、今、基本に、検討をしているところであります。

25年度の設定になるかどうかは、ちょうど村長選もございまして、一応、26年度の予算には盛り込めるような形で最終的な結論を出していきたいという方向で動いております。

それから、次に天伯との交流、物流以外の取り組みということで、これにつきましては、先日も天白区の皆さん、住民の皆さん等が11月に中川村へ来られたんですけれども、そこでも少し、やはり物流以外の社会教育的な分野での交流もできないかというお話もございましたし、きょう、ちょうど、先ほど私も目にした来年度の天白区民祭り、これに中川村の陣馬太鼓等が参加できないかというようなことも投げかけがございましたので、こちら辺については、また、今後、検討していきたい。

それから、加工組合の指定管理につきましては、これ、今議会が終わってから、ちょうど予算の提出までの間に、実は、理事者と加工組合と、一度、話し合いを持つことになっております。そこで今後の方向性を検討していきたいと。

それから、特産品づくりの取り組みにつきましても、やはり、先ほどの営農センターで、現在、素案をつくっているものの中に、そのことも具体的に取り組み方等を盛り込んでいく予定であります。

それから、住宅リフォームなんですけれども、9月定例議会の後、受けまして、一応、理事者との打ち合わせも行っております。一応、まだ、結論は出ておりません。検討をさせていただいておりますので、その程度の、この場では、その程度の回答でお許しをいただきたいと思います。

以上です。

○5 番 (村田 豊) リフォームにしても太陽光にしても、1番議員、6番議員が後で細かく、ある程度、質問されると思いますので、入り口が、もし、出てきたということになれば、その点は含めて質問の中で行っていただきたいと思います。

特に、先ほど出た中で、特産品づくりっていうことが出ました。例えば、駒ヶ根にしても飯島にしても、地元企業と協力しながら特産品づくりをしております。ゴマやからしですか、からしだとか、それから、ジュース等も、酢と配合したジュースというような特産品をつくっております。

私、提案をしたいと思えますけれども、4点ほど、ここで提案をしておきます。ぜひ、営農センターの中で検討されるときに検討の1つにしてもらえればと思いますが、やはり、生食で売るということは、非常に期間が短くて、難しい、大変だと、また、ロスも出るということがあります。1点目としては、ドライフリージングにした製品の取り組みはできないかということです。例えば、ここには、きょうあったようなネギ、ハネギの法人があります。それから、キノコ関係の法人も、シイタケからナメコから、シメジ関係があります。ああいった物を、生では売りにくいんですが、ドライフリージングにして、そして、お湯をかければすぐ食せるような製品への取り組みということも検討する必要があるんじゃないかと、地元には、あれですか、豆腐、豆腐等もつくっておられます。ああいったような物も、そういう部分へ生かせればいいんですが、まず、養命酒におられた皆さんが出られて、マルコメみそでしたか、みそ関係の工場におられますので、やはり、毎日、食卓に上がる物としたら、みそ汁に、即、そういったドライフリージングの中川産の産品をフリージングしたものをかけて、お湯をかければ食せるというような物を考えていったらどうかと、ネギとシイタケ、ネギとナメコ、それから、ネギって言っても、あそこのアクアロマンでやっている、ああいったネギです。あの細かく刻んだフリージング化した物、それから、ネギとシイタケと鶏肉なんかもセットした物も売られておられます。そういった、まず、みそ汁製品と、それから、もう1つは、これは農村工業研究所にも、ちょっと、私、知った人がおりますので、聞いておりますけど、工業研究所のほうでも出された製品もありますが、何か、3回前くらいの質問のときに言いましたけど、リンゴの皮を乾燥させて、それをお湯だけ注げば、リンゴの製品、成分としてあるペクチンだとか、そういった物が出されるリンゴ茶っていう物が南米等でもはやっておりますが、そういった物の開発ができないかというのが1点です。

それから、2点目としては、例えば、リンゴの皮だけ剥きますので、中のしんと、しんを取って、果肉だけ利用したソフトクリームの開発、それと、もう1点は、特色あるジュースの開発ということで、今、通常で絞っておりますけど、一部の酵母、これは、研究、県の工業研究所のほうで酵母を見つけられたわけですが、酵母を添加することによって非常に効率的なジュースの量も絞れますし、プラス要因も健康面であるということもありますので、特色あるジュースを開発して売るということも必要じゃないかと、それから、もう1点は、非常に、ふじ等については、ロスがありまして、ジュースに回る物、通常の製品では売れないというような格外品という、言ってみれば、物が出るわけですけど、そういった物を格安にジャムにして販売をするということも考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

これらのノウハウは、小池農産加工の小池さん等に聞きますと、積極的に、あそこ

へ行って相談をすれば、ある程度のノウハウは、あるいはまた、具体的な組み立ても協力をしてくれるということも言っておられますので、そういう点では、ここだけで、中川の営農センターだけで検討するんじゃないかと、そういったノウハウを持っておられる小池農産等と連携を組みながら特産品の開発をしていったらどうかと、具体的に検討をしております、考えておりますだけでは進まないと思いますので、もし、必要があれば、私も、農村工業研究所等々に知り合いもおりますので、そういうところへ具体的な投げかけもできると思いますので、そんな点は、ぜひ、提案をしますので、特産品づくりを具体的に、25年度、取り組むということをお願いをしておきたいと思えます。

それから、建設課関係、次にですけれど、先ほど補正の中で、大分、道路だとか橋梁、河川の点検等々ありましたので、お聞きしたい点は、その中に含まれておりますので、建設課の関係については、お聞きすると、各委員会等での審議が通らないと具体的な内容等々については触れられないということも課長さんのほうからお聞きしておりますので、また、予算のときに具体的な内容についてお聞きをしながら質問をさせていただきたいと思えます。

最後に教育委員会の関係ですけれども、3点ほどお聞きをしたいと思えます。

25年度の中で、24年度、大分、いじめ問題については、全国的に、細かく、ざっくばらんに出してもらったら、すごい件数のいじめがあるという件数報告がされたり、内容等が新聞報道、あるいはまた、テレビ等でも報道されておりますけれども、いじめ問題の中で、新たな、こう、新年度に、こういう方法で取り組んでいただきたいというようなことがあるとしたら、その概要を教えてもらえればと思えます。

それから、もう1点は、ちょうど1年になりました。例の新クライアント、情報関係の訴訟問題が、具体的な内容が何も伝わってきませんが、これが25年度の中で費用が発生するのか、あるいは24年度の中で費用が発生するのか、その点、お聞きをしたいと思えます。

それと、もう1点は、校長先生たちが大変苦勞をされまして、細かな通信を出されたりして、非常に決め細かに、言ってみれば、心の豊かになるような教育のソフト部分を非常に携わっていただいているなあっていうことを、それぞれの通信で感じます。そういう点では、教育委員会として少しでも、そういったソフト部分に対する支援をしていったほうがいいんじゃないかというふうに考えるんですけども、パワーポイントも、校長先生、自分でつくっておられますし、そんなようなことへの支援は、25年度で検討され、考えられているかどうかお聞きしたいと思えます。

○教 育 長

現時点は、まだ、予算関係につきましては、いろんな、学校を含めて、いろんな部署から集約しつつあるところですので、余り具体的なことは申し上げられませんが、ご質問のあった3点につきまして、まず、1点目ですけれども、いじめの対応で新たなということですが、できるだけ正確に把握していくというような意味合いを含めまして、新しいことではありませんが、今、考えていることは、本年度も実施をいたしましたが、QU検査というものを、各学校、ぜひ、続けていきたいという要望が強く

ありますので、もし、できればということで、今、そのことを考えております。

先に3点目でありますけれども、学校通信や学校便りのほうで、各学校、校長、教頭のほうが中心になって、かなり詳細な学校の内容を、村民の皆さん方、ビデオを通したりして情報を流していただいているわけですが、パソコンの性能のいいものとか、そういったものをつくりやすくするようなことも支援をしていきたいというふうに考えておりますが、これも、あくまで予算にかかわってまいりますことですので、一応、要望を聞きながら、全体の中で、それについて考えてまいりたいというふうに思っております。

2点目にあります訴訟関係につきましては、大変すみません、総務課のほうでお願いいたします。

以上です。

○総務課長 今、教育長のほうで申し上げましたとおり、係争中、訴訟のことについては、当初、全員協議会のほうにお知らせして、今、裁判で争っている最中のございまして、判決がいつ下りるか、まだ、わからない状況であります。当然、下りた時点で、弁護士さんをお願いした費用、それから、場合によっては、判決の内容により、賠償金をどうするかということについては、当然、議会のほう、予算のほうに盛り込まれることとなりますが、何とも申し上げられないということで、いつ結審するかということもわかりませんので、それだけ申し上げておきます。

○5 番 (村田 豊) それじゃあ、今の総務課長が答えられたことは、その時点で、追加補正で組み立てをされるという考え方でよろしいということでしょうか。

○総務課長 そのようにお考えいただいて結構です。

○5 番 (村田 豊) 1点、教育長にお聞きしたいんですけど、ソフト面での支援っていうことで、これは、支援ということじゃなくて、先日、飯館の議員の皆さんと話し合いをしたときに、教育長さんが見えられていて、各、他の町村でもやっておられますけれども、ホームページへ教育委員会の会合の、言ってみれば、情報として提供できる部分が出されておりますけれども、飯館の場合は、教育長さんが月2回、多いときで2回、出せないときは1回ということですが、教育委員会便りというようなものがホームページに載せられております。そういう部分でフォローをできる部分と、教育委員会の情報提供というものを、具体的に、ぼつぼつ考えていただくことがいいんじゃないかと思いますが、その辺は、どのようにとらえられますでしょうか。

○教育長 今、お話いただいたことにつきまして、実際にどういうものが、そういう既存っていうか、既に先行的にされている教育委員会に出ているか、ちょっと私も見てはおりませんので、そういったものを見ながら、また、教育委員会便りとして載せていくものと、また、村のほうの広報等もありますし、また、学校で出していく学校便りっていうものは、また、正確が、ちょっと違うような感じも、私は受けておりますので、いずれにしても、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○5 番 (村田 豊) いろいろ申し上げましたけれども、やはり細かい点が、話を、やは

り、していただけないという点、非常に残念ですが、特に、骨格予算、骨格予算ということであるわけですが、例えば、他の事業体の場合には、トップがかわろうと、何であろうと、次年度の予算はきちっと組み立てをされると、あるいはまた、会社の場合もそうだと思います。そういう点から見ると、非常に、行政の場合には、骨格予算を組んでおいて、補正で何でも持っていけばいいわというような、そういった感が、私は強く感じるわけですので、できるだけ、年間、出た、あるいは、1年、2年の中で議員から出た内容について、また、住民の要望に対して、どうこたえていくかというような中で予算計上してもらいながら、査定段階でも、私は、課の中で課長さんたちが、やはり、頑張ってもらうことも大事だと思います。

先ほど副村長のほうから5億円の起債というようなことがありました。確かに、5年間の事業計画に、当初、載ったものを優先するということですが、緊急性だとか必要性というようなことも、その予算を、実際、計上していくときの計上する要件として加味してもらいながら、計画を立ててあるから、計画を立てたものを優先するっていうことでないように、ぜひ、取り組みをしていただくことをお願いをして、議員からも、住民の要望から出たことを議員が言葉として一般質問をしているわけでありますので、ぜひ、その実行をいただけるようお願いをして、質問を終わりたいと思っております。

○議長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時20分とします。

[午後3時04分 休憩]

[午後3時20分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

6番 大原孝芳議員。

○6番 (大原 孝芳) 私は、3問の質問をさせていただきます。

では、まず、最初の質問です。

庁内での女性管理職の登用をどのように進めますか。こんな質問をしたいと思いません。

まず、これにつきましては、男女共同参画計画ということに始まるかと思っております。これは、資料を見ますと、平成11年に国のほうで男女共同参画社会基本法、こんなものができまして、翌年に参画基本計画というものが策定されました。それから、これは国のほうでございますので、県については、平成13年に男女共同参画計画「パートナーシップなごの21」が策定されました。それに伴いまして、現在は3度目の策定だそうです。平成23年度が初年度として、平成27年度を目標年度とする5年間の対象となっているそうでございます。今回、こういった計画の中で、県が長野県の副知事加藤さゆりさんという方が主体となりまして、今回、見える化による試みということで、市町村の男女共同参画の推進状況といったものを、最近、出されました。それで、新聞等で報道された状況がございます。

それによりますと、まず、私が言っている庁内の女性管理職が少ないということも

そうなのですが、それを見ますと、まず、策定、計画、条例等なのですが、これは、国は県に対して、そういったものを義務化していますが、県から国は、各自治体に対しては、努力目標みたいなとらえ方をしています、当然、そういった条例等をつくっている市町村が、あるところ、ないところ、あるわけですが、中川村についてはないということでございます。資料を見ますと、中川村というのは、条例はないと、それから、計画はありますが、策定する計画っていうのは平成 20 年～24 年、そんなような計画だそうです。

それで、まず、それが、まず、1つ、それから、市町村の審議会等に対する女性の占める割合というものが、長野県下、各市町村、すべてが載っています、中川村は、160 人の総数に対して 43 名、26.9%という、これは、非常に、全県でも非常に高い位置にあるかと思えます。この資料は 24 年の 4 月 1 日現在でございます。

それから、市町村議員については、ご存じのとおり、私どものところでは 1 人ということで、これは、中くらいより、ちょっと低いくらいの中川村の位置でございます。

それから、市町村の職員の、今、言った管理職でございますが、中川村は、女性はゼロだと、私の記憶ですと、最近、1～2 年前に女性が 1 人、議会事務局でいらっしゃった方が管理職に該当するかなと、今現在は、中川村はゼロであると、そんなふうな報告でございます。

また、市町村の農業委員に占める女性の割合、これは、中川村は、24 年の 4 月 1 日現在では 2 人で、今、現在 3 人になりまして、議会でも、私どもの議会でも 3 人の女性を推薦をさせていただいて、現在、3 人になっているわけでございますが、これも、全県では 27 番目と、割と高いほうに位置している状況でございます。

それから、市町村の防災会議に占める女性の割合というのは、中川村はゼロであると、もう 1 個、市町村の消防団員に占める女性の割合っていうのも載っています。これは、中川村はゼロでございます、そういったことが市町村における男女共同参画の推進状況ということで、私どもの手元に、今、ございます。

それから、近隣の状況を見ますと、中川村に限らず、特に近隣ですと、中川村も、今、女性職について、管理職について言いますと、中川村もゼロ、それから、飯島町が 1 人、それから、駒ヶ根市がゼロ、宮田ゼロ、伊那市ゼロ、南箕輪村が 2 人、箕輪町が 2 人、辰野町が 1 人、そういったように、伊那谷については非常に少ない状況だという、そんな報告がされました。

そこで、私は、今、言ったような、その実態については、こういったような報道がございましたので、ご存じの方もいっぱいいらっしゃると思いますが、まず、1 問としまして、男女共同参画の意義をどのように考え、また、実態ということは、これ、人数的なことではなくて、どのような努力というか、共同参画に向けての活動をされているか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○村 長 男女共同参画の意義と実態という形でご質問をいただきました。

まず、初めに原則論ということを申し上げますと、性別を問わず、性別以外のことも含めてですね、だれもが活躍できる、そういう環境をつくっていくっていうことは、

とても大切なことだというふうに思っております。

なかなか参加できたり、できていなかったりするんですけども、母親大会というもののご案内をいつもいただいているんですけども、それが、ずっと一貫してスローガンというのが「生命を生み出す母親は、生命を育て、生命を守ることを望みます」というようなキャッチフレーズで大会をいつも開催しておられます。男というのは、何ていいますか、頭でっかちといいですか、関連的にですね、これが正しい、これが悪いとか、あいつは敵だとか見方だとかいうふうな、白黒つけてですね、それで、自分と違うものに対して攻撃的になりがち、それも、その頭でっかちに、理念から、こう、空理空論の中で、そんなふうなところに走っていくような傾向があるんじゃないかなと思うんですけども、女性の場合はですね、その点が、その母親大会のスローガンにあるように、本当に、自然というか、大地に根を下ろした形で、こう、敵をつくるというよりも、包容力を発揮するっていう形で、そういう方が、そうじゃない方もいらっしゃるかもしれませんが、全般的に多いのではないかなというふうに思っています。ですので、女性の方が、もっと活躍していただけることが、そのぎすぎすした、あるいは攻撃的な、あるいは戦争をしようとする国にしようみたいな話に対してですね、抵抗を示すことにもなっていくのかなと、ですので、ぜひ、女性の方がどんどん増えるようなものになっていけばありがたいのかなという、思いますし、ともかく、その分け隔てなく活躍していただけるような条件をつくっていかなくてはいけないのかなというふうに思います。

まず、1 回目は、そういうことで。

○6 番 (大原 孝芳) 今、意義を答えていただきました。

また、現在ですね、うちでも 1 人、竹沢議員が議会から 1 人、共同参画のほうへ参加をされているわけでございますが、なかなか、その実態として、以前も会議が、落語の方を呼んで、そういった会議がございましたね、最近、そういった、いろいろの講演会っていうのは、よく行われるんですけど、例えば、今、私がさっき申しましたような、そのいろんなところに女性が、なかなか、その実態としては、お話は聞くんですけど、実際、例えば、今、言ったように、人数が増えてこないとか、そういったことに対して、現在、どのような、その講演会をやるだけのことでいいのか、もう少し何か積極的に、講演会以外に、何か男女共同参画についての推進が、基本計画、県も、国があって県もありますので、そこにのっとってやっていくことが一番ベターなんでしょうけど、それ以上に、また、何か村でもですね、何か特別、そういったことについて積極的に何かやってきたとか、やっていこうっていうのは、その実態を、どのような経緯をたどっているかっていうことなんですけど、何か、あくまでも、あれですかね、そういったところに参加することが男女共同参画を推進すると、そういった、その講習会とか、いろんな会議へ、それにとどまっているというようなことでよろしいでしょうか。

○村 長 例えば、総代さんも、今年は女性の方が、中川村始まって以来かと思えますけども、1 人、活躍をしていただいて、12 月で終わってしまいますけれども、そんな形で活躍

する方がだんだん増えていって、空気を壊すというか、砕氷船というか、そんな方が増えればいいのかというふうに思っております。

ちょっとすみません。ご通告をいただいた中でですね、問題が、こう、庁内の人事のことかなというふうに思っていましたので、村全体の男女共同参画の取り組みっていうことになりまして、ちょっと教育委員会のほうでやっていただいているっていうことかなというふうに思いますので、私から、あれこれ、なかなか申し上げづらいのかなということで、庁内のことについてお聞きいただければというふうに思います。

○6 番 (大原 孝芳) 一番、その聞きたいのは、今、言ったように、一番、まず、役場から率先して男女共同参画を推進していく立場であってほしいなという、そういう思いを込めて、まず、庁内に女性管理職がいないということが問題だなあっていうことを提起したかったんですけど、その前に、男女共同参画という1つの大きな命題があるわけですね、それについて、村としてですね、庁内の女性管理職がいないということに限らず、今、言ったように、男女共同参画の意義、それからまた、それ以外に、今、私がさっき言った消防団の女性がいないとか、そういったことも含め、今、そんなことも含めて、村としての、それに対する努力っていうんですかね、そんなようなことをお聞きできればいいかなあと思ったんですけど、今、言ったように、教育長が、それがご専門でしたら、教育長からも聞きたいと思うんですけど、いかがでしょう。庁内のことは、また、これから、掘り下げて聞きたいと思いますが。

○村 長 消防団のことだけお答えいたし——お答えといいますか、消防団としてもですね、近隣で女性団員というものがあるし、女性団員の活躍してもらったらどうかというふうなことで、消防委員会でもいろいろ検討し、また、いろいろ、女性の皆さん方のご意見等々も聞いたりもしているところですけども、まず、まずもって、消防団というものの理解なんかも、今は、そちらも、ちょっと課題だなというふうなことで、団員不足ということで、女性のみならず、男性、あるいは男性団員、あるいは男性団員のご両親の皆さん等々の理解も必要だしというふうなことで、消防団全体の理解を、まず、上げていかななくてはいけないなということで、早々に女性団員を、すぐにつくってというふうな、すぐにつくって、こう、何人枠がいるから、無理やり、こう、引張ってきてみたいなことをしてもですね、余りよくないだろうっていうふうなことで、急いでやろうというふうなことにはなっていません。なかなか、消防団というもの、いざというときには、みんな、けがやね、そういう危険なことなんかも含めて活躍をするということもありますので、そうは言っても、いろいろ活躍していただける部分もあるかと思うので、入っていただくのは、私、すごくいいことだと思いますが、どういう体制で、何をしてもらって、どんなふうに募集するのかみたいなのがですね、今、検討中というふうなことでございます。それ以前に、消防団に対する理解を深めてもらうことをしていかにかいかなというふうなこと、あんなに頑張っているのに誤解している人がいるというのを解いていかななくてはいけないということを感じているしだいです。

○6 番 (大原 孝芳) では、その庁内についての話をしたと思います。

現在、女性管理職はいないということでございまして、何となく理解はできるんですけど、やっぱり、もう、男女共同参画の、そういった法律が施行されてから、もう、10数年たっていて、そういった中で、なかなか、その法律自体も、なかなか認知されなかった状況もございますが、こういった問題も、庁内で、ぱっと言って、すぐ管理職になれる、その能力の問題もございまして、また、その新規採用していくところに女性をどのくらいの割合でとっていくとか、長いスパンでの結果として女性が管理職になっていくっていうふうに、私たちは、外から見ていると思うんですが、そういう中で、その女性管理職を生んでいくっていう、その、ここに書きましたけどね、なぜ、女性管理職が中川村では、過去に1人、私の知っているのは1人ぐらいですかね、ですので、なぜ、こう、女性管理職が中川村では育たないのかなっていう——育たないっていうか、生まれないのかなっていうことについては、古く中川村にいらっしゃる方はわかると思うんですが、いかが、そこら辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○副 村 長 1番、2番、混ざったような形でご質問をいただいておりますので、ちょっと私なりにお答えをさせていただきますけど、村が、男女共同参画といいますか、村が基本としております男女がともに支え合う中川を目指してということで、そのために男女共同参画の策定があるというふうに思っております。計画があるんじゃなくて、何を目指すかという目的がきちんとしているので、そのための計画というふうに理解しております。

女性であろうと男性であろうと、いわゆる管理職としての適性がある者について任用をしているということでございまして、管理職の登用につきましては、男女問わず、職員の能力、行政経験、職務に対する実績でありますとか資質を総合的に判断して行うということで、そうした条件を満たし、また、昇進年次に達する女性がいなかったということによって、現在は、女性管理職はいないということでございます。

今、申し上げましたとおり、昇進年次に達するまでの女性職員が在籍しなかったことの理由につきましては、それぞれご家庭の事情でありますとかご本人の生き方等々によりまして、こちらで押し量るべきはございませんが、その昇進年齢に達するまでの女性管理職がいなかったわけではありますが、平成21年の7月1日に初めて女性の管理職1人を任命をいたしました。その職員は、平成23年3月31日まで勤務をしていたということでございます。

先ほど議員のほうからる県下の市町村の職員に占める女性の割合ということでお話ございましたけど、中川村の管理職は8人でございますので、1人生ずれば12.5%ということで、いきなり県下の11番目ということでございます。

ちなみに、県内77の市町村で管理職に女性職員がいない市町村が今年の4月1日現在で46市町村ということで、約6割ということでもありますので、地域の中核的な市でも女性管理職がいないという例がございます。

これから考えられる対策というふうなお話でございますので、申し上げさせていただきますと、管理職としては、リーダーシップでありますとか、部課職員の育成、企

画立案、対外的な折衝、情報の活用など、さまざまな能力が求められます。職務に対する意欲も、さらに必要となってまいります。今までもそうでございますが、これからも、職員には、性別にかかわらず、管理職、管理・監督者としての研修、能力開発のための自己啓発研修などで職員としての資質、また、能力の向上に努めてもらって、意欲のある職員は、男女の区別なく登用してまいりたいというふうに考えております。

現在、管理職候補としての係長職は19人でございますが、うち女性が7人ということで、率にして37%になります。この人員構成からしましても、今後は徐々にではあるかもしれませんが、女性の管理職の人数も増えてくるというふうに考えております。

引き続き、中堅職員として、計画策定、方針決定の場に女性職員が参画できるよう、職員の配属等に努めてまいりたいというふうに考えております。

○6 番 (大原 孝芳) 今、原因っていうか、今までの経過と、また、これからの対策を述べていただきました。

あれですかね、例えば、採用するとき、新規採用っていうのは、その女性の職員、技術職は、なかなか難しいですけど、一般職で女性、村として、その女性の、男女の比率っていうのは、そういうことは、余り、こう、考えずに、何か考えて、例えば、こういう男女共同参画だと、じゃあ女性を増やせばいいっていう問題じゃないと思うんですけど、今、言ったように、いろいろ出産とか、それから、そういう女性特有の、そういった休暇を取らなきゃいけないとか、そういうようなことがあるがゆえに、なかなか、今まで、そういう機会を逃してきちゃったとか、そういうようなことっていうのはございませんかね。

それから、今、言ったように、その新規採用のときに、その男女の比率っていうのを、何か、そういうことを勘案しているかどうかお聞きしたいと思います。

○副 村 長 役場の職員構成でありますけど、全職員77人、現在おりますが、このうち男性が43人、女性34人というふうになっております。全職に占める女性の割合は44%ということでございます。

ただいまお話がありました新規採用に当たりましては、女性だから、男性だからというわけではなくて、いかに、その地域のために貢献する意欲を持っていただき、また、すぐれた人材を採用することが行政サービスの向上につながるという観点から採用をしております。

ただ、人事構成というのが、やはりございまして、人事構成といいますか、職域の問題等ございまして、やはり女性のほうが、よりふさわしいんじゃないかというような現場もございまして、そうしたところは加味しながら採用しているということでございます。

○6 番 (大原 孝芳) これから、すぐ、今、言ったように、その比率からいうと、じゃあ、女性が、今、係長が結構、10何人、多くのパーセンテージいらっしゃるから期待できるんじゃないかっていうようなお話でございますが、やっぱり、何ていうんですか、

村全体もそうなんですけど、庁舎も、この創立を推進する立場として、やっぱり規範となっていくような、模範となっていくような、そういったことをしていただくと、非常に、この法律を住民に説明するのに、非常にしやすいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、庁内では、率先して、こういった女性の能力をどんどん使っていただくような、そんなことが増えれば、本当に、この男女共同参画の意義がどんどん認知されると思っておりますので、そんなことをお願いして、この問題については終わりたいと思っております。

続きまして、村内で再生可能エネルギーの事業展開が行われる場合、行政としてどのような対応が考えられますかという質問をしたいと思っております。

今回、原発の事故を受けまして、再生可能エネルギー、つまり新エネルギー、特に太陽光、風力発電、そういったものが非常に注目され、また、これが今年の7月から買い取り、太陽光については1キロ42円といったような、そういった具体的な数字で、全国で、非常に、ビジネスとして盛んにおこなわれるようになりました。

最近の事例ですと、松川町でメガソーラーを目指して工事を始めたと、それで、既に飯田市では、もう、早くに、事故前、3・11の前から、そんなソーラー発電がございましたが、ここのところへ来て急速に、そんなメガソーラーの事業が盛んに行われるようになりました。

その中で、この村においても、遊休地、あるいは雑種地、山林等で、こういった事業をしたいというような、もし、業者があらわれた場合に、村では、どんなようなことを対応していかなきゃいけないかというようなことをお聞きしたいと思います。

私の考えでは、法律的に、例えば、産廃処理とか、そういったものについては、いろんな法律が事前に必要だと思います。しかし、太陽光については、住宅に乘せる、屋根に乘せるパネルの枚数がメガソーラーだと大きくなったり、そういった程度で、法律に大きく抵触するようなことをしない限りは、やりたい人がやっていくといった、そんなようなことが考えられます。

そうした中で、例えば、ある事業所、民間の事業者さんが来て、パネルを設置して、売電をして、それでお金もうけをしたいと、そういった方々が村内にどんどん入ってきたときに、法律で縛ることができなければ、私たちは、業者さんにお任せと、悪い言い方をすればやりたい放題にやっていただけるとい、そういうことになりかねないんじゃないかという、そういう危惧がございまして、もし、業者さんを縛る方法がないにしても、例えば、つけることによって、法律を、農地法とか、そういったものは当然クリアした中で、設置が法律的には可能だと、そうした場合に、例えば、光が、私が、ちょっと考えたのは、美里の、ちょっと固有名詞を出して失礼なんですけど、例えば、ああいうところへやった場合に、こう反射して、ちかちかちかちか、例えば光が当たって、こう、何ていうんですか、今までの景観的に、こう、変わってしまうんじゃないかと思ってみたり、それから、以前、風力発電のときには、こんな話がございました。こう、鳥が飛んで来たときに、そういった生態系が崩れてしまうとか、それから、景観上、悪いとか、太陽光の場合についても、パネルというのは、確かに、平面的なところへ置けば、そんなに苦にならないですけど、斜面へ置いたりすれば、

当然、光が当たれば、いろんな反射があったり、そういった面で、何か、その国の法律、あるいは、そういう条例なんかには抵触しないけど、何か村で、ただ、やりたい人を、そのまま受け入れて、やらせればいいかなっていう、そういったことが、ちょっと心配でございますので、村はどのように考えているかっていうような、そんなことで、この質問をさせていただきました。

それで、質問の細かいところに入りますが、最近、松川町で行われた、そんなような事業展開がされていますが、そういった動きについて、村ではどのような、そういう事業が近隣で進んでいるということに対して、どのようなお考えを持っているでしょうか、お聞きします。

○住民税務課長

ご質問にありました松川町の民間事業者の太陽光発電事業でありますけれども、これにつきましては、松川の役場へ、ちょっとお聞きしたところでは、分散型ということで、町内4カ所で、この業者は計画をしているそうでありまして、最大4メガを想定をしているということでありまして、現在、1カ所、松川高校と飯田線との間に施設が完成をしているということでもあります。この会社につきましては、事前に松川の役場のほうへ話がありましたけれども、農地じゃないので、農地法とかの許可案件でもないということでありましたので、計画をお聞きしてきたという、そういう対応であったというふうに聞いております。

先ほど、議員、おっしゃられましたけれども、太陽光発電につきましては、法的な届け出義務というのを、ちょっと調べてみましたけれども、建築基準法による建築確認については、建築確認申請が義務づけられている構築物には該当しないということで、必要がございませんし、それから、景観法及び県の景観条例に基づく事前の届け出につきましても、電気供給施設では、20m以上を超えるものということでもありますので、これも必要がないということ、あと、開発行為の関係につきましては、都市計画法に基づく対策許可、あるいは、村の開発事業の調整に関する条例では、造成に当たっては3,000㎡以上という対象でありますけれども、土地の形状を変更しなければ造成には該当しませんので、こちらにも必要がないということで、そのほかは、農地法が絡んでくれば、農地法の許可ということでもありますけれども、いずれにしても、民間業者がやる事業に、こういった事業が、行政への法的な届け出義務がないという、そういう現実であります。

しかしながら、村内にそういった施設ができる場合には、事前に村のほうへ話があったり、あるいは、農地の場合には振興課のほうへそんな話があると思いますので、そういった場合には、関係課で話を聞いて対応していきたいというふうに考えておりますし、太陽光事業は新しい事業でありますので、地元の住民の方も、どんな物ができるかっていうのが非常に興味があると思いますので、地元ときちんと話をして対応するように、そんな指導をしていきたいというふうに考えております。

○6番

(大原 孝芳) 今、近隣の事業展開ということで、松川のことと、2番のほうの法的なことも、今、お聞きしました。

それで、今、その、何ですかね、例えば、農地法でいくと、私の知っている限りで

は、農地だと、そこにはパネルは設置できないと、それから、雑種地だとか山林とか、そういう、宅地にはできるということで、先ほど言われたように、農地にやりたい場合には、どうしても農業委員会を通して地目を変換しなくちゃいけないとか、そういったようなことでチェックされると、しかし、そうでないところへ設置するについては、自由に業者さんができるということで、それではあるが、なるべく役場としても一緒に考えていきたいということで、そんな返答だったと思います。

私も、ちらっとは、中川へ設置したいっていうような話を聞きまして、まず、一番心配したのが、やっぱり、中川村っていうのは、過去に産廃問題、あるいは、いろいろ、バブルのころでしたが、農地を、何か、山林を買って開発をして、それを、頓挫したような経過がございまして、やっぱり、住民との、その業者とのトラブルなんか非常に懸念されるんじゃないかなあっていうことを考えました。

それでまた、住宅に、数枚のパネルだったら余り気にならないんですけど、一面にパネルが敷かれるような状況っていうのは、本当に、非常に違和感が若干あるかなあと思います。

したがって、今、課長のほうから答弁がございましたので、少し安心したんですが、やっぱり、業者任せに、農地法をクリアしていたとしても、業者任せにせずに、やっぱり、住民のと、地権者は、当然、やりたい、やるということを許可したから、当然、問題は起きないんですが、その近隣の隣地の住民の方とのトラブルとか、そういうところに積極的に村も関与して、そういったことのトラブルをなくしていただきたいということを思いまして、今の答弁で納得しました。

それから、あと、農地、私が、その雑誌で読んだんですが、農地の、例えばのり、畦畔がありますよね、広い畦畔があって、非常に日当たりがいいと、そこへもって行ってパネルを設置できないかっていうような、そうすると、それは、畦畔も、一応、農地なものですから、農地法では、農地ですので、できないと、しかし、ある県では、それをやって、そして、農業も、そこでしながら、その電気は、農業のために使っていくと、だから、農地であるが、やっぱりパネルも設置したいと、農業もしながら、そんな事例もございまして、これから、いろんな、そういった思いっていうんですかね、そういう方も、これから出てくるんじゃないかなと思いますし、私は、個人的には、そういうことをどんどんする中で、やっぱり、電力、原発の問題も含めて考えていくという意味で、何ていうんですか、一緒に行政も考えて、本当に、そういったことをやりたい方については、前向きに取り組み、一緒に考えていってあげるっていうような村としての体制も必要じゃないかと思います。それについて、村長は、どんなような、今、私の言ったことについては、お考えでしょうか。これからの、3番でもそうなんです、そういった、そのどんどん業者が村に入ってくる、こう、やりたいとか、そういったことに対しては、それは、もう、どうぞやってくださいという形なのか、そこら辺は、どんなふうに認識を持っていますか。

○村長

事業者の方がなさることというふうな考え方でおりますので、適法に、法律に違反せず、能率だけではなくて、周辺の住民にも不都合をないというように、それは、余

りに、その本当にきれいな景観の、何ていうかな、中川村としても誇っているような所が、それによってスポイルにされるようなことがあっては困るし、そういうことのない限りはですね、やっていただくことは、いいんじゃないかと思います。

とは言え、個人の、1つの企業さんのことなので、その村が、その間に入って、周辺住民を説得して回るみたいなことをすることもないかと思いますが、何ていいでしょうか、その周辺に、何か迷惑のかかることがないのか、どうなのかみたいなチェックは、住民の皆さんと一緒にさせていただければありがたいというふうに思います。

来ていただく分には、そういう、その辺がクリアされれば、いいんじゃないかというふうに思います。

○振興課長 　　ただいま、農地の畦畔にというお話がございましたので、その部分について私のほうからお話をさせていただきますけれども、農地法につきましては、地方自治法により執行機関として村に置いている農業委員会の所掌事務であります。村が直接、それに対してどうこう言える立場ではございませんけれども、一応、農地の畦畔というのは、あくまでも農地と一体のものであります。現在の農地法の中では、例えば、太陽光や小水力、風力発電など、再生可能エネルギーの設備とか、その付属設備については、農地転用の一般的な基準が適用されるということで、これは、農水省のほうから県を経て通知が参っておりますので、畦畔だけへ設置というのは、当然、許可にならないということですので、お願いします。

○6 番 　　（大原 孝芳） 見解は、あれです。雑誌にも、そんなふうに書いてありました。しかし、それを、今、振興課長、言われたようなことは、当然、法律としては、そんなんでしょけど、それを、その法律をですね、クリアすべく戦っている方もいらっしゃるってようなことを書いて、それが、実際、稼働しているよっていうような報道もされてました。

それと、あと、この問題については最後ですが、今、村長も答えていただきましたが、再生エネルギーっていうことで、今、パネル、中川村で、すぐできると言えば、太陽光パネルかと思いますが、そのほかに、私も何度も質問していますが、小水力っていうんでしょうかね、この前も、ある団体の方と、また、飯沼の方のやっている方を見て来て、あのころと、また、少し状況は変わってきたというか、非常に、村民の中にもですね、小水力をやってみたいという方が増えているかと思いますが、したがって、村として何かやっついこうっていうんじゃないかと、もし、そういう住民がいらっしまったときに、当然、村としても、そういったノウハウを持っていただいて、そういった、それに対してお金が必要なきときには、例えば元気づくり支援金を使えるんだとか、非常に小規模かもしれませんが、そんなようなアドバイスっていうんですかね、そして、県のほうも、当然、一村一エネルギーに対して手を挙げろって言って、最近、何か放送がございましたね。うちの村で挙げているかどうか、ちょっとわからないんですが、そういった面で、県も非常に支援体制はできていますので、村としても、何か、そんなような、さっきの話じゃないですが、25年度に向かって、何か、そ

んなような考えとか、具体的なものが、もし、おありがったらお話しできたいと思いますし、何か、そこら辺の見解が、もし、担当課長でもよろしいですし、村長でもお答えができれば、ちょっとお話を聞きたいと思いますが。

○村 長 　　前方申し上げていることの、また、繰り返しになるかもしれませんが、申し上げさせていただきますと、基礎自治体の仕事、任務ってというのは、住民の暮らしを支えることだというふうに思います。だから、再生可能エネルギーを開発するとかですね、それ自体を、発電そのものというふうなことは、基礎自治体の任務ではないというふうに考えているところがございます。その辺は、国、大学、あるいは研究機関、企業等々でやっていただく、しっかりと予算をつけてですね、体系的にやってもらうのがいいのではないかなと、基礎自治体、日本にたくさんあるのが、それが、ばらばらにですね、体系性なく、お金を細かくつぎ込んでも、本当に分散投資というふうな形で、余り効果を上げるようなことは、特に、余り少ないのではないかなというふうに思います。

もちろん、地熱発電だとか、何か特別な条件の自治体で、例えば企業とか大学とか、ここでやりたいから協力してくれというふうなお話があった場合にはですね、積極的に協力してあげるべきだというふうに思いますけれども、そういう状況のない限りは、自治体の仕事ではないというふうに思っています。

ただ、逆に言えば、住民生活を支えるという意味では、災害時においても必要なエネルギーがあるということは大事なことで、幸い、中川村の場合は、ガスもプロパンがほとんどだし、灯油の備蓄というものも、集会所やら、それぞれの家庭とかであるので、割と、しばらくは、暖をとったりはできるのかなと思いますけれども、やっぱり、必要な電気ということについては、電線が倒れたりなんかしたときには困ってしまうということで、住民生活を支えるという意味で、避難所のほうには、何ていうんですか、発電装置、灯油、重油で回るんではしたかね、あれは、重油で回る発電機というものを設置するというふうなことにしているところがございます。

今後はですね、いろいろと先ほどもお話ありましたが、太陽光発電なんか、いろんな補助なんかをうまく、見逃さずに利用してですね、そういうものを避難所等々に設置していくというふうなことは続けていかななくては、いくべきではないかなというふうに思います。

そういうのが大まかなところなんですけど、今、おっしゃったように、中川村の場所を利用して再生可能エネルギーを生産するような工場を——工場といいますか、発電装置みたいなものをつくりたいというふうなお話がありましたときには、申し上げたとおり、住民生活に支障のない限り、基本的にはいいことだというふうに思いますので、相談していただきたいと思いますが、先ほどお話にもありましたように、こう、いろんな形で、そういうことに取り組みたい住民の皆さん方の動きというふうなことがありましたら、確か、今度の県の、何でしたっけ、地域元気づくりのお金もですね、再生可能エネルギーについての項目もあったかと思いますが、ちょっと支援の割合とかが変わってきたというふうな話もありますが、いろいろ相談をしていただいて、

その住民の中での、いろんな活動、取り組みみたいなものについても、何かいい方法がないのかというふうなことは、一緒に考えたいと思いますので、ぜひ、何かありましたら、ご相談をいただいでですね、いい方法を模索していきたいというふうに思います。

○6 番 (大原 孝芳) では、次の質問にまいります。

子どものインフルエンザ予防接種の費用助成ができませんかという質問をさせていただきます。

まず、1番として、予防接種は任意ですが、その必要性をどのように考え、また、接種人数は把握していますか。こんな質問をさせていただきます。

任意ですので、非常に難しいと思いますが、この質問については、私の思いつきではなくて、こんな要請がございましたので、ぜひ、この場をお借りして質問したいと思います。

○保健福祉課長 現在の、その予防接種法に定められた定期接種というものには、一類疾病のものと二類疾病のものがあるわけでありまして、一類疾病といいますと、ジフテリアだとか百日咳、破傷風、ポリオ、麻疹、風疹、それから日本脳炎、結核というのがあります。発生と蔓延防止に比重が置かれているわけでありまして、それからまた、二類疾病というのは、インフルエンザでありますけれども、個人の重症化防止に比重が置かれております。この二類疾病のインフルエンザの対象者というのが65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者で心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者となっております。主に個人予防の目的のために行うというものであることから、みずからの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行っております。

ご質問の子どもにつきましては、予防接種法の対象者ではなくて、全くの任意の予防接種というふうになっております。

それで、インフルエンザワクチンにつきましては、流行が予想される型のをワクチンとしているわけでありまして、せつかくインフルエンザワクチンの予防接種をしても流行の型と違うと効果がないということもありますし、我が国での1歳以上6歳未満での発病を阻止する効果というのが約30%前後というふうにされているようであります。こういったことを十分理解した上で、個人の意思と責任で接種を行うというものというふうに考えております。

それから、接種人数につきましては、全くの任意でありますので、こちらのほうでは、人数のほうの把握はできませんし、しておりません。

○6 番 (大原 孝芳) 任意ですので、多分、わからないかと思いましたが。

それから、お金はですね、病院によって何か違うみたいですが、子どもさんの場合は2回やって4,000円少しだと聞いています。それで、3人いらっしゃれば、その3倍なんですけど、村ではですね、やっぱり、子育て支援ということで、村長の肝いりで、0歳から高校までですかね、そういった大きな施策を持っています。それで、やっぱり、任意っていうことは、今、言ったように、任意である理由があるわけなん

ですが、つまり、その1人4,000幾らが払えないために受けないっていう方は、多分、いらっしゃると思うんですね。予想ですけど。それで、今年には、何か上伊那のある学校って報道されていましたが、学級閉鎖でって、1回、どうも、なったって聞いています。それで、例えば、先ほど8番議員も、いろんなワクチンの補助とかですね、いろいろやってあげればいいことがいっぱいあるんでしょうが、いろいろ、私は、その順位とかっていうものじゃなくて、その、やっぱり、子育て支援の中に、こういったものがあるって、それで、例えば、これを受けたことによって、例えば、子どもさんがインフルエンザにかかりにくくなって、そしてまた、それをもち帰った家族が、それに救われて、そして、医療費が下がってくるとかですね、私は、子育て支援イコール医療費の無料化、子どもの、それと、これっていうのは、もう、連動していると思うんですね。ですので、いろんな助成制度っていうのはあるんですが、こういった考えをしながら、子どものインフルエンザをなるべく、例えば全額補助じゃなくても、少しでもしていただければ、子どもさんに、じゃあ、大人もやる方がいらっしゃるので、家族中やれば、すごいお金がかかりますよね。ですので、そういった意味で、これは、子育てとしてインフルエンザの助成ができないかって、そういう、私は、陳情を受けたときに考えたわけでございます。

そういったことで、次の2番のほうへ、もう、入っていますが、子育てについては、そのたかだか4,000円、たかが4,000円、されど4,000円が、やっぱり大きい、それで、子どもさんがいらっしゃれば、そして、自分も打たなきゃいけないとかいった場合に、そういった負担増で受けなきゃいけないと思いながら予防接種をしないと、そういう家族が少なからずいらっしゃると思います。そういったことを勘案しながら、こういった、私の、今、提案した助成ができないかっていうことを、ちょっと提案させていただきますが、それについて見解はいかがでしょうか。

○保健福祉課長 現在、その予防接種法に定められている、この定期の予防接種と、ヒブとか小児用肺炎球菌とか、子宮頸がんとかもそうですけれども、任意の予防接種をしているわけでありまして、それにかかる費用というのは、今、1人当たり約20万円、全額、村の持ち出しで行っております。

それで、こういった中で、その中で、先ほども任意はヒブとか肺炎球菌とか子宮頸がんの費用があるわけですが、そういったものが約13万円、それから、そのほかの、さっき言った定期の接種で約7万円というものを出しているわけでありまして、そういったことで、村では、その予防接種法で定められたものについては村の負担でやっているという中でありまして、先ほど言いましたように、言われましたように、医療圏によってばらつきがあるわけですが、インフルエンザの予防接種は、3歳未満で、村内の医療機関ですけれども、3歳未満が4,000円、それから、3歳～12歳が4,500円、13歳～64歳までが1回打つということで2,700円と、そういったような接種費用がかかるわけでありまして、先ほど言いましたように、すべて、そのインフルエンザを打ったから出ないか、出ないっていうわけでもありませんし、打つ、打たないは、その考えということにさせていただきます、そのお金につ

○村 長 いては個人で負担を願えないかなというふうに思っております。

これは、ちょっと前にも申し上げたことかもしれないんですけども、昔、とあるテレビ番組で、子宮頸がんのお話で、女子大生が母校の高校に行って子宮頸がんの危険性について啓発をするボランティア活動をしていると、何とすばらしいという美談として放送されておりました。しかしですね、そこに、その女子大生が使っている、説明に使っているプレゼンテーションは、本当にお金のかかった立派なパワーポイントとか、いろんなものを使ってですね、鮮やかに、シナリオも立派なものがつくられていてですね、滔々と説明をするわけですよ。あれは、私の今までのことから言うと、そういうPR会社というものがあまして、そういうところがお金を出して、用意万端整えて、それは、そのボランティアの子どもたちにはバイト料を払ったかどうか、本当のボランティアかどうかわかりませんが、用意万端整えてやっていると、つまり、それは効果があるのかもしれないけども、効果があるのかもしれないけども、研究開発に投資もしているでしょうし、それも回収したいっていう思いもあるでしょうし、今、この世の中がすごい不況になっているところですね、金の取れるところっていうのは、税金絡み、税金で、ちょっと、こう、心配させて、脅しておいて取るっていうのは、1つのビジネスモデルとして、すごく多いんじゃないかと思います。例えば、どこかの国が来るよと言って兵器を買わせるというのとも同じだろうし、ある意味、全く、これが効果がないかどうか、あるのか、ないのかは知りませんが、1つの側面としては、そういう、ある種、1種のシロアリの的な要素はあると思いますよ。ですので、これをすれば何割の人が助かるんだから、もう、どんどん、いや、今度は、この病気もある、この病気もあるっていうようなことで、どんどん行くっていうことだけは、ほかもやっていたからっていうだけではですね、本当に、この先生方にも聞いて、いろんな資料を出してきますけども、それも、その開発側が出してくる資料と、いろいろほかの立場の人の資料とかもあるから、今まで、その、これが、その周りがやっているからだけでなく、見ていかなきゃいかんのかなというふうなことが、まず、インフルエンザだけの話ではなくて、薬の予防注射、病気の予防注射っていうことに関してのことについて、ちょっと余りにも、こういうものが、最近、増え過ぎているんじゃないかなと、一方で、エコチルみたいな話もありますし、長期的に考えて、本当に何が子どもたちにいいのかなっていうふうなことも、よく考えにゃいかんこともあると思いますし、そんなことを言った挙句に、大変いろんなことを言って申しわけないですけど、そのインフルエンザについてはね、いろんなやり方をしているところがあるということを保健福祉課で聞いて、子どもたちの中でも、特に、こういう年齢の人にだけは、ちょっとやろかなみたいなことを検討、実施しているところもあるというふうなこともありますので、確かに、毎年、インフルエンザで、いろんなことも、学級閉鎖とかね、一番、受験のシーズンとかにいろんなことが起こったりするというふうなことも確かにあるのかなというふうな気はしますので、その辺も、この冬は、ちょっと、そういうわけにはいかんでしょうけども、1つの肉づけのほうのお話になるんじゃないかなというふうに思います。

○6 番 (大原 孝芳) 村長のお話もね、ありかもしれませんが、ともかく、私も詳しくは、それはわかりません。したがって、ぜひ、課長は、やらないと、村長はありかなというふうな、そういう、ですので、そういったね、要望があるということだけね、ぜひね、ご認識いただきたいし、また、お金が、例えば、必要ないものを打つことはないんですよ。ですけど、やっぱり、子育て支援って本当にするんだったらね、やっぱり、必要なものは、やっぱり、してあげるっていうのは、村長のね、やっぱり、これは考え方に通ずるものかと思います。したがって、やっぱり、子育ての人たちが、少しでもね、病気になる、本当に、そのインフルエンザの予防っていうものが、本当に予防になって、子育ての人たちにとって、それが大きな支援になるとしたらね、ぜひ、これは、前向きに考えていただきたいと、そんなことを述べまして、一般質問を終わります。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。
以上で本日の一般質問は終わります。
これで本日の日程はすべて終了しました。
本日は、これをもって散会といたします。
ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時20分 散会]